

平成 2 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 4 年 9 月 4 日開会

平成 2 4 年 9 月 2 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 4 日

平成24年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成24年9月4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第14号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第16号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第17号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第18号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第19号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第22 認定第20号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第21号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第22号 平成23年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第25 報告第10号 平成23年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第26 報告第11号 平成23年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第27 報告第12号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)
- 日程第28 承認第5号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第29 議案第85号 北杜市甲斐駒センターせせらぎ条例の制定について
- 日程第30 議案第86号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第87号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第32 議案第88号 北杜市水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第89号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第90号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第91号 北杜市障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第92号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第93号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第94号 北杜市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第95号 北杜市高根ふれあい交流ホール条例等の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第96号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第97号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第98号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第99号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議案第100号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議案第101号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第46 議案第102号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第47 議案第103号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第48 議案第104号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第49 議案第105号 動産の購入について((仮称)長坂統合小学校 中型スクールバス)
- 日程第50 議案第106号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第51 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
- 日程第52 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件

- 日程第53 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第54 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第55 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第56 諮問第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第57 諮問第8号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第58 諮問第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第59 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
 日程第60 選挙第2号 御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
 日程第61 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

2.出席議員（22人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小須田稔 | 2番 中山宏樹 |
| 3番 相吉正一 | 4番 清水進 |
| 5番 野中真理子 | 6番 篠原眞清 |
| 7番 風間利子 | 8番 坂本静 |
| 9番 小林忠雄 | 10番 中嶋新 |
| 11番 保坂多枝子 | 12番 利根川昇 |
| 13番 千野秀一 | 14番 小尾直知 |
| 15番 渡邊英子 | 16番 内田俊彦 |
| 17番 坂本治年 | 18番 秋山九一 |
| 19番 中村隆一 | 20番 清水壽昌 |
| 21番 秋山俊和 | 22番 渡邊陽一 |

3.欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

14番 小尾直知
16番 内田俊彦

15番 渡邊英子

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
会計管理者	伏見常雄	監査委員事務局長	清水春昭
農業委員会事務局長	坂本吉彦	須玉総合支所長	中山健教
高根総合支所長	小尾善彦	長坂総合支所長	輿石君夫
大泉総合支所長	浅川一彦	小淵沢総合支所長	由井秀樹
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	山田栄明
政策秘書課長	高橋一成	総務課長	赤羽久
企画課長	篠原直樹	財政課長	斉藤毅
代表監査委員	入江薫		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二
議会書記 山内一寿
" 小澤章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成24年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

9月に入り、だいぶ秋めいてまいりましたがまだまだ暑い日が続いております。春先の低温により心配されました稲の生育も順調で、今年も豊作が期待されるところであります。去る9月2日には多くの市民や関係機関のご参加のもと、大規模地震等の災害に備えた北杜市総合防災訓練が大規模に行われ、また各地区におきましてもそれぞれの地域の実情に合った実践的な訓練が行われましたが、今年も5月に茨城県および栃木県が大きな竜巻に、7月には九州北部が過去に例を見ないほどの集中豪雨に、先日の台風15号では沖縄奄美地方が過去最大級の暴風雨に見舞われるなど、昨年に続き大規模災害が発生した年となりました。改めて日ごろの備えの大切さを痛感したところであります。

さて国におきましては、消費税率引き上げを柱とする社会保障、税一体改革関連法が成立し、再来年4月からの消費税増税が決定されたところであります。衆議院解散が取り沙汰される中ではありますが今後、医療、介護、年金制度などの改革や子育て支援、被災地の復興、経済対策など国民生活の安定のため、積極的に取り組まれるとともに領土問題の解決など近隣諸国との関係改善に向けた指導力を発揮されることに期待するものであります。

なお、今議会は任期最後の定例会となりますが、平成23年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。議員各位におかれましては健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をいただきますことをお願い申し上げ、あいさついたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成24年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、大芝教育次長および堀内明野総合支所長は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました提出議案は認定22件、報告3件、承認1件、諮問9件、議案22件です。

次に、今定例会において受理した請願はお手元に配布のとおりであります。

次に教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめお手元に配布したとおりであります。

次に監査委員から5月および6月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に7月12日に開催の議会広報編集委員会におきまして、相吉正一副委員長から副委員長の辞任願が提出され、起立採決の結果、賛成多数で辞任が許可されました。これに伴う後任の副委員長には指名推選により清水進委員が選任されました。

次に議会改革についてであります。本年4月に任意の議会改革検討委員会を設置し、協議を行ってまいりました。このほど北杜市議会改革の基本理念として、「市民生活の向上を目的として、負託に応え得る議会を目指して」と定め、今後はこの基本理念を実現する基本方向などについての協議を行ってまいることとしております。

次に閉会中に開催されました、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 坂本静議員、報告をお願いいたします。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成24年第1回臨時会が8月2日に開催され、清水進議員、篠原眞清議員、風間利子議員、利根川昇議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、坂本治年議員、秋山俊和議員、渡邊陽一議員と私の10人が出席いたしました。

提出された議案は承認案件1件、補正予算案件1件、人事案件1件の3案件であります。

まず承認案件の専決処分の承認を求めることについて、峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。この条例については構成市の状況に鑑み、峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を早急に改正する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものであります。

次に平成24年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第1号）についてであります。1,810万円を追加補正するものであります。内容については消防救急無線デジタル化事業（実施設計業務委託）の追加によるものであります。

次に人事案件であります。峡北広域行政事務組合監査委員の選任についてであります。

前監査委員の甲斐市選出、山本英俊氏が組合議会議員改選に伴い欠員となったため、後任者として甲斐市の保坂芳子氏の選任・同意を求めるものです。

以上3案件、いずれも原案のとおり承認・可決・同意されました。

これで、峡北広域行政事務組合の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 中嶋新議員、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

平成24年第1回臨時会が7月5日に山梨県自治会館1階講堂において開催され、私が出席いたしました。

提出された議案等は議案2件、同意1件の3案件であります。

まず議案第8号 平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については7,980万7千円を増額し、歳入歳出それぞれ5億8,296万円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第9号 平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については1億466万7千円を増額し、歳入歳出それぞれ929億5,873万円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、山中湖村の相浦清春氏が選任されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照願います。

○議長（秋山俊和君）

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

14番議員 小尾直知君

15番議員 渡邊英子君

16番議員 内田俊彦君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月26日までの23日間とすることに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第59 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの57件を一括議題といたします。

市長から、所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成24年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の夏は梅雨明けから各地で連日のようにうだるような暑さとなり、また電力事情から「適

切な冷房を」という言葉が繰り返されました。9月に入りまして依然として残暑は厳しいものの朝夕は秋の気配が感じられるようになりました。ふるさと北杜の田園はところどころに輝かしい黄金色となり、高い評価をいただいている梨北米の収穫時期をまもなく迎え、再び活気を帯びてまいります。

先般のロンドンオリンピックでは日本人選手団のさまざまな競技での活躍に一喜一憂し、また大きな感動も与えてくれました。日本人の持つ絆や仲間を思いやる強い気持ちから得られた勝利だと改めて感じたところであります。

また、夏の甲子園では本市在住のキャプテン率いる東海大甲府高校がベスト4の大活躍をいたしました。本県関係者から金メダリストの誕生や市民が全国大会で活躍したことは、大変喜ばしいことであります。

ところで、去る8月10日に消費増税を柱とした社会保障と税の一体改革関連法が成立いたしました。国においては国家財政の健全化を図りつつ、経済の本格回復と社会保障制度の安定化等により、政局優先ではない国益論、国民が安心して暮らせる社会の早期実現を期待するところであります。

さて、本市では地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率のうち実質公債費比率が昨年度の18.8%から1.3ポイント改善して17.5%となり、知事の許可を得なければ市債の発行を行えない起債許可団体から脱することができました。

将来負担比率につきましても99.5%となり、将来負担額が標準財政規模の1年分であることを意味する100%を下回る数値に改善しております。このことは、これまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また、去る7月24日に本市の普通交付税の額が決定され、前年対比で若干減少し115億3,900万円余となりました。普通交付税は、国が市町村合併を進めるための特例措置として合併後10年間は手厚い配分がなされますが、その後の5年間で段階的に縮減されることとなっております。

国も先が見えない不安定な時代でありますので、市では国の動向を注視するとともに引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め、財政の健全化に取り組み、市民の皆さまに安心していただける市政運営を行ってまいりたいと考えております。

ところで、市内では7月31日の増富ラジウム温泉峡湯祭りを皮切りに八ヶ岳ホースショー in こぶちさわ、北杜ふるさと祭り、明野ふるさと納涼祭り、大泉ふるさと夏祭り、甲斐駒エリアふるさと祭りなど各地で夏祭りが開催され、夏のひとときを多くの市民の皆さまと一緒に、ふるさと北杜で過ごされた方々で賑わいました。

また、今や北杜の夏の風物詩となっております北杜市明野サンフラワーフェスでも関東や中京圏など県内外から18万人を超える皆さまに日本一の太陽の日ざしのもと、60万本のヒマワリを満喫していただきました。ほかにも北杜の地を愛していただいている方々の諸行事も数多く行われ、大変ありがたく思っています。それぞれの実行委員会等、関係者の皆さまのご尽力に改めて感謝を申し上げます。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、市制施行8周年記念式典についてであります。

早いもので北杜市誕生から8周年を迎えることから、10月3日に高根ふれあい交流ホール

において記念式典を開催いたします。

当日は山梨県知事をはじめ関係者をお招きして、市政発展等に功績のあった方やご尽力された方々の表彰を行うとともにサントリーホールディングス株式会社の代表取締役副社長 鳥井信吾さまの記念講演を行う予定であります。

次に、総合防災訓練についてであります。

昨今の異常気象による局地的集中豪雨により、河川の氾濫や土砂災害等が全国いたるところで発生しており甚大な被害を及ぼしております。本市においてもその危険性を十分に認識し、警戒していかなければなりません。

去る9月2日、糸魚川・静岡構造線地震が発生したとの想定で、市内全域で防災訓練が実施されました。重点地区である白州体育館では東日本大震災の教訓を踏まえ、北杜市地域防災計画に沿った避難者の誘導、避難所・救護所・ボランティアセンターの開設および運営、物資輸送、炊き出し訓練など行政と市民が一体となった参加型訓練を実施いたしました。

また、各地区での訓練では自主防災組織・市民と消防団が協力し、諸訓練が実施されました。いつ起こるか分からない災害に備え、市民一人ひとりが防災意識を高めていくことが重要であると改めて痛感した一日でありました。

次に、職員防災初動マニュアルについてであります。

災害が発生した場合、初動時における活動が防災上極めて重要であります。市の職員がいざというときに備えて日ごろから危機意識を高め、迅速かつ円滑な災害対応に役立てることができるよう職員防災初動マニュアルを作成しました。職員が常に携帯することで地震発生時などには慌てることなく、災害時の初動体制が確保できるよう活用していきたいと考えております。

次に、国際交流についてであります。

姉妹地域である米国ケンタッキー州マディソン郡の中学生・高校生14名と引率教諭の2名が7月28日から9日間の日程で北杜市を訪れました。滞在中は各家庭でのホームステイで交流を深めたほか、茶道・書道・折り紙・染物体験など日本の文化や風習について学びました。一方、市内中学生16名が7月26日から9日間、カナダのアルバータ州クロウズネストパス町を訪問し、異文化を体験いたしました。

また、本市の中学生訪問団10名が8月6日から7日間の日程で、韓国抱川市で開催された国際青少年文化体験キャンプに参加したところであります。

今後も未来を背負う若者が直接、異文化に接し国際感覚を養うとともに、友好を深める交流事業を継続していきたいと考えております。

次に、事業仕分けについてであります。

本年1月に試行した事業仕分けの本格的な実施を11月下旬に予定しております。事業仕分けは、市が実施する事業を外部からの視点で事業の検証を行うことにより、スリムで効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明責任の徹底と職員のさらなる意識改革を図るため実施するものであります。実施方法は、自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する構想日本の協力を得て行うもので、2日間で16事業程度を予定しております。

次に市役所本庁舎の耐震化事業についてありますが、7月14日から工事に着手し、12月下旬には完成する予定であります。工事期間中は来庁者には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、安全を第一とし工事を進めてまいります。

また、公用車の駐車場用地として計画しておりました庁舎西側の中央自動車道高架下につき

ましては正式に借用が認められ8月13日から公用車60台の駐車場としたところであります。

次に、山梨県老人医療費助成制度の廃止についてであります。

山梨県老人医療費助成制度については現在68、69歳の市民税非課税世帯の方を対象に、医療費の患者窓口負担を3割から1割に減額しております。県では国の社会保障制度のあり方、他県の実況等を踏まえた中で、6月定例県議会において山梨県老人医療費助成制度を本年度末で廃止することに決定したところであります。

本市においても県の意向を踏まえ、今後、経過措置を講じる中で条例廃止をしていく考えております。

次に、あんきじゃんネットワーク事業についてであります。

去る8月22日、16の民間事業者とあんきじゃんネットワーク事業の協定を締結いたしました。民間事業者の皆さまが、通常の業務の中で地域住民の異変に気付いたときに、市に連絡をしていただき、必要な支援につなげるものであります。これまで福祉と言えば行政などの限られた主体がやるものだと思われがちでありました。しかし今回の協定締結により、さまざまな事業を営んでいる方々からもご協力をいただくことになり、なかなか手の届かなかった範囲にも支援がまわるようになりました。まさに地域ぐるみで福祉の向上に取り組むことができ、大変意義深いことであると考えております。

次に、障害者虐待防止法の施行についてであります。

この10月1日に障害者虐待防止法が施行されます。これにより障害者に対する虐待を発見した方は、市町村への通報が求められるようになります。市といたしましては、法律の内容について周知を図るとともに、障害者虐待の通報があった場合の初動体制等をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

次に、子育て応援フェスタについてであります。

市では子育て世代に魅力あるまちづくりや子どもの声が響くまちづくりのため、未就園児とその家族や妊婦さんを対象に子育て応援フェスタを開催しており、1回目の6月28日には300名を超える方々に参加していただきました。

10月20日には対象を小学生とその家族まで拡大し、第2回の子育て応援フェスタを開催いたします。このフェスタの開催により子育て世代の交流、情報の提供、ネットワークの構築などを行い、子育て応援企業や応援団体とも連携を図りながら、地域社会全体での子育て応援の体制づくりを推進してまいります。

次に、放課後子ども教室推進事業についてであります。

市では小学生を対象として放課後における子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、心豊かですやかに育む環境づくりのため地域のさまざまな方々に協力をいただきながら、学習、スポーツ・文化活動、交流活動等を行う放課後子ども教室推進事業を実施しております。

昨年度までに7つの放課後子ども教室が事業を実施しておりますが、本年度から大泉地区でワクワク教室いずみが開設され、また明野地区でも本年度中の開設を目指してスタッフの研修等を行っており、すべての地区で実施できるようになります。これにより、地域の子どもの地域で育てる環境づくりが一層推進されます。

次に、再生可能エネルギーについてであります。

本市では市の持つ豊かな自然資源を生かした太陽光発電や小水力発電など、再生可能エネルギーの普及・啓発にいち早く取り組んできているところであります。住宅用太陽光発電システ

ム設置補助事業は今年8月末現在で105件、約500キロワットの申請があり、平成18年度からの累計では461件、2,272キロワットで一般住宅の屋根の上でも2メガワットを超える発電規模になりました。

電力の固定価格買い取り制度がこの7月に決定したことから、発電効率の高い本市内に設置場所を求めて、数多くの企業等が発電所建設を打診してきているところであり、さらに市民の皆さまにも積極的に参入してほしいと考えております。

また小水力発電につきましても、村山六ヶ村堰を利用した4つの発電所は順調に操業されていることから、発電事業者が新たな事業個所の可能性を探していると同っております。

次に、新エネシンポジウムについてであります。

去る8月25日に長坂コミュニティステーションにおいて、「新エネルギーの時代へ 私たち一人ひとりにできること」と題して、北杜市新エネシンポジウムが開催されました。基調講演に続く意見交換の中では、市内で自然エネルギーに取り組まれている企業や個人の方々の連携など、新たな課題に向けてのご提案もいただきました。

いずれにいたしましても、名実ともに自然エネルギー政策のトップランナーとして、市の取り組みを広く市内外の皆さまに知っていただくことができたと思っております。

次に、農業生産法人等の参入についてであります。

昨年11月に、明野町永井原地区の大規模野菜生産団地で操業開始した株式会社村上農園であります。主力農産物の販売が好調で第2期工事に着手すると同っております。予想以上の事業拡大であり、さらなる雇用の増大に期待するところでもあります。また同生産団地にはトマトの水耕栽培を目的として、参入に向け国への補助金要望を計画している企業があることから事業の実現に期待しているところでもあります。

同じく明野町の小笠原地区で、県の耕作放棄地解消事業により約15ヘクタールの農地が再生され、全国展開している大手流通企業グループの農業部門の農業生産法人が参入することになりました。葉物野菜を中心に栽培する計画となっており、今後、土壌改良や灌漑排水施設整備等に協力してまいりたいと考えております。

また、白州町上教来石地区においても約5ヘクタールの農地が再生され、醸造用ブドウの栽培を目的として、県内の農業生産法人が参入することになりました。ブドウ栽培に適した土地改良事業の実施に、県と協力してまいりたいと考えております。さらに白州町白須地区では約15ヘクタールの県営圃場整備事業が進んでおり、その中の約7ヘクタールに県外大手の農業生産法人が葉物野菜の水耕栽培を目的として参入を計画しており、現在、国に補助金申請を行っているところでもあります。これらの企業参入により、地域の雇用促進と農地の有効活用が図られることを期待しております。

次に、新規就農者への助成である青年就農給付金事業であります。

本年度から国の施策として始まった事業で、本市では45歳未満の新規就農者30名が国より認められたものであります。給付額は1人当たり年間150万円で最長5年間の給付が受けられます。農業経営に対する不安が軽減され、若者の就農定着が図られることを期待しております。

次に、野生鳥獣害対策についてであります。

今年は例年に比ベツキノワグマの目撃情報が増加しており、7月には市内においてクマによる人身被害も発生しております。これまで市ではクマの目撃情報等があった際には、防災無線

を通じて注意を呼び掛けてまいりましたが、不在等により放送内容が伝わらない方々もおられることから、市のホームページでもクマの出没情報を公開することにいたしました。7月中旬から情報を公開し、目撃日時や場所、被害状況のほか、クマとの遭遇を避けるための対策方法などを明記しております。このように情報を公開することで、クマによる被害を少しでも防いでいきたいと考えております。

次に、観光地の遊歩道の整備についてであります。

今年の夏の観光客入り込み状況は、市内の主要観光事業者への聞き取り調査によると東北地方への集客の強化などが影響し、好調であった昨年には及ばないものの一昨年とほぼ同様の入り込み状況であるとのことでした。

今後も集客に期待が持てる、トレッキングやウォーキングのコースでもある川俣川溪谷や尾白川溪谷等の遊歩道を改修し、安全に気持ちよく利用できるよう整備してまいります。

次に、食育事業についてであります。

市では、食育事業の一環として味噌の文化を守る取り組みを行っております。日本食の定番料理である味噌汁は、味噌を使った最もポピュラーな料理で日本の食卓には欠かせない存在です。日本各地でさまざまな種類の味噌が作られていて、家の数だけ味噌があるといわれておりました。しかしながら、近年は家庭で味噌を作ることが少なくなっている状況にあります。

この日本の食文化、家庭の味を守っていくため、数年前から学校給食の栄養士が子どもたちに地域の食文化の伝承や身近な食材を食べさせたいという思いを込め、地域の味噌生産者の指導を受け味噌を作り、学校給食に提供してまいりました。

今年度は保育園児とともに「手前味噌のうた」を教材として活用しながら、地域の味噌づくりの普及・拡大に取り組んでおります。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備事業についてであります。

現在、市施設との合築駅舎の基本設計および官学連携による小淵沢駅周辺地域活性化計画の策定を進めているところであります。去る9月1日には、市民の意見を取り入れるワークショップを開催し、整備計画に対する多くのご意見をいただきました。

今後はいただいたご意見をとりまとめ、駅前広場の整備計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に(仮称)長坂統合小学校についてであります。現在、校舎、屋内体育館、屋外プール、太陽光発電設備工事等が順調に進んでいるところであります。また(仮称)長坂統合小学校校名等検討委員会において、287名の応募がありました校章を決定いただくとともに、校名を長坂小学校とすることとされましたので、今議会に関係条例の改正をお願いしているところであります。

なお、長坂小学校の設置に伴い、新たに校庭西側に設置する新長坂放課後児童クラブ建設工事に7月から着手いたしました。平成25年4月からの開所を目指して、万全を期しております。

次に、図書館システムの整備についてであります。

現在の8つの市立図書館システムは合併時に統一され、8年が経過し機器の老朽化などにより、貸し出し等に支障が出ている状況にあります。また、市立図書館と学校図書館とのネットワークを図ることにより相互の図書館の連携を推進し、よりよい読書環境づくりを進めていくことが求められています。このことから平成23年度から学校図書館の現状調査とともに、市

立図書館と学校図書館の職員によるシステム導入検討会を設置し、システム構築を検討してまいりましたので、図書館システム整備事業にかかる所要の経費を今議会にお願いしたところであります。

次に、大泉総合会館の耐震化についてであります。

大泉総合会館の耐震診断を実施したところ耐震補強が必要な施設と判定されたため、耐震補強および経年劣化に伴う施設改修工事を実施するとともに、耐震性および老朽化が著しい大泉総合支所を同会館内へ移転することとし、施設の有効活用と施設維持管理経費の削減を図ることとしました。

これにより複合施設となることから大泉地区の拠点施設の集約化を図り、防災センター機能を持つコミュニティセンターとしての施設とするため、耐震補強等に伴う工事の実施設計にかかる所要の経費を今議会にお願いしたところであります。

次に、浅川巧顕彰事業についてであります。

去る7月7日に韓国の浅川巧顕彰会、ソウル国際親善協会などをお招きしての浅川巧シンポジウムはキャンセル待ちが出るほどの盛会のうちに開催することができました。また映画「道～白磁の人～」の市内3ホールでの4日間の上映会には、2千人余りにご観覧いただきました。浅川巧の心を思いますと日本と韓国がまさしく近くて近い国であってほしいと願っております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件3件、承認案件1件、認定案件22件、条例案件16件、補正予算案件4件、諮問案件9件、その他案件2件であります。

はじめに報告第10号および報告第11号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成23年度の市の健全化判断比率および資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に報告第12号につきましては地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

次に承認第5号につきましては、ひとり親家庭医療費助成対象者の所得制限が改められたため、関係条例において所要の改正が必要であり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので議会へ報告し、承認を求めるものであります。

次に認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第22号 平成23年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第85号 北杜市甲斐駒センターせせらぎ条例の制定についてであります。

地域住民の生涯学習活動の拠点施設として設置する甲斐駒センターせせらぎについて、広く住民の利用に供するため、必要事項等を定めるものであります。

次に議案第86号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

骨髄提供休暇について、骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合についても休暇を取得できるよう、所要の改正を行うものであります。

次に議案第87号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例についてであります。

大規模広域な災害に対する即応力の強化等を目的として、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、北杜市防災会議条例ほか1条例について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第88号 北杜市水防協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の水災および土砂災害の防止力の向上を図るため、水防法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第89号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法および国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地域決定型地方税制特例措置を規定するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第90号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

診療報酬について算定基準を明確にするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第91号 北杜市障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。

障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されるに伴い、関係する業務を障害者総合支援センターで行うこととするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第92号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例についてであります。

市内5カ所の児童館の休館日および開館時間を統一した規定とするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第93号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市保育園充実プランに基づき、高根地区および長坂地区において市立保育園の分園化を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第94号 北杜市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

長坂地区の小学校4校を統合し、北杜市立長坂小学校を設置するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第95号 北杜市高根ふれあい交流ホール条例等の一部を改正する条例についてであります。

高根ふれあい交流ホール、須玉農村総合交流ターミナル内ホール、長坂コミュニティステーション内ホールの3ホールについて、より有効的な運営を図るため、北杜市高根ふれあい交流ホール条例ほか2条例について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第96号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例についてであります。

泉小学校給食調理場は耐震基準に満たないことから廃止をし、北杜北学校給食センターへ統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第97号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法施行令の一部改正に伴い、特定施設から排出される排出水の水質基準が追加されたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に議案第98号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正により、屋外広告物法及び山梨県屋外広告物条例等に基づく事務を市において処理するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第99号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

市営住宅について、低所得者に対し安定的な賃貸を図ることを目的に住宅の用途変更をすることおよび福島復興再生特別措置法の施行に鑑み、入居者資格について所要の改正を行うものであります。

次に議案第100号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

特定公共賃貸住宅について名称および位置を明確に規定するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第101号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

まるごとメガワットソーラー事業として、甲陵中学・高等学校および高根体育館に太陽光発電システムを整備することとし、実施設計に要する経費を計上しております。

次に小中学校耐震化事業として、須玉中学校特別教室棟改築に伴う実施設計および泉小学校食堂棟改築に伴う仮設給食配膳室の設置等を行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に公共施設の耐震化を進めるとともに、総合支所と生涯学習施設等の複合化を推進するため、大泉総合会館について耐震補強工事を行うと同時に大泉総合支所が同館へ移転するために必要な改修工事を実施することとし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は4億1,759万1千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ293億2,768万1千円となります。

次に議案第102号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。

過年度の介護給付費の精算および市民後見推進事業、地域ケア多職種協働推進等事業を実施するため1,752万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億4,435万7千円とするものであります。

次に議案第103号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。

県営事業の長坂地区農道整備事業に伴い既設の下水道管の移設したく、1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,757万7千円とするものであります。

次に議案第104号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)であります。

特殊建築物定期検査において、指摘を受けた個所の改修・修繕ならびに内視鏡検査機器の故障による修繕として351万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億418万3千円とするものであります。

次に議案第105号 (仮称)長坂統合小学校 中型スクールバス購入については、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第106号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人登録制度が廃止されたことに伴い、規約の変更が必要となるため、地方自治法第291条の3第3項および同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に諮問第2号から諮問第10号の人権擁護委員の推薦につきましては、法務大臣が委嘱す

る人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

誠に恐縮ですけれども、1つ修正をしていただきたいと思っておりますけれども、先ほど私が圃場整備の関係で白州町白須地区約15ヘクタールの県営圃場整備事業のお話しをしましたが、13ヘクタールが正しいようでして、15ヘクタールを13ヘクタールに修正してほしいと思っております。

終わりに、議員各位におかれましては今議会が任期最後の議会となりました。議員各位には市政発展のため、格段のご指導とご支援を賜りましたことに対しまして、改めて深甚なる敬意と感謝を表する次第であります。

今後、ますますご健勝にてご活躍されますことを衷心よりご祈念申し上げます。

合併して新しいふるさつをつくらうと北杜市が誕生しました。平成16年11月、多くの市民の皆さまのご支援をいただき、市政執行の重責を担うことになりました。そして平成20年11月、再度市民の皆さまのご信任をいただき、引き続き市政を担当することになりました。

以来、清潔・公正・公平に徹し、市政は市民のためにあり市民に忠実に奉仕することを肝に銘じ活動してまいりました。また北杜市の目指す市像「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の具現化に向け、8つの杜づくりを政策の柱として掲げて北杜市の礎を築くべく市民とともに、そして職員と一緒に知恵を出し、汗をかき、さわやかな市政を進めるべく全力を傾注してまいりました。

この間、財政の健全化や北杜市の存在力・地域力を高めること等々、市政進展の上にいささかなりとも寄与し得ましたことは私の幸せとするところであり、これもひとえに議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご指導の賜物と深く感謝を申し上げる次第であります。

顧みますとこの8年間は社会経済情勢の変化も激しく、地方を取り巻く状況も厳しい時代でありました。国政は混迷を深め安定せず、景気・経済も厳しい状況にあり、加えて国・地方の財政の硬直化、人口減少の時代の到来や超少子高齢化など社会構造の激しい変化を迎えております。またグローバル化や円高の進展など経済変動等に起因する地域経済の低迷、公共事業の削減、さらには高度情報化、国際化の一層の進展、その結果、地域産業の弱体化、雇用就業機会の減少を招くなど、今まさに大きな変動の渦中にあります。併せて地方への分権イコール地域主権の確立も進み、また住民の価値観の多様化による行政ニーズの複雑化、住民に最も身近な自治体である市町村に求められる役割もますます増大してきております。

私たちは、このような時代にふるさと北杜市をどのように構築していくかが求められています。これまでの北杜市の取り組みが目にとまり、参議院の共生社会・地域活性化に関する調査会で、参考人として意見を述べる機会をいただいた際や政府の行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会のメンバーとして出席したときなど、全国レベルの会議の席上で北杜市の諸施策や実績を発表する機会を得、そして北杜市の知名度や存在感が高まってきていると感じております。

このような状況下において、北杜市の確固たる基盤を築き上げていくためには、市政課題に真正面から取り組み、新しい扉を開ける必要があります。これまで市内の各地域、各界各層の多くの方々より引き続き市政を担当せよとの強いご要請をいただいているところであります。身の引き締まる思いがいたすとともに、身に余る光栄と深く感謝しているところであります。

ふるさと北杜市に思いを馳せるとき、私が市民の皆さまのご期待に応える道、それは引き続

き市政発展のために尽瘁することが使命であり責務であると確信し、この11月に行われる市長選挙に立候補し、市民の厳正なご審判を仰ぐべく決意を表明する次第であります。

今後とも一層の市民の信頼と期待に応える市政を推進し、誠心誠意、努力してまいり所存であります。

以上、提案しました案件の説明と私の所信の一端を申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加提案もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長の説明が終わりました。

次に認定第1号から認定第22号までの、一般会計および各特別会計の決算の認定22件について補足説明を求めます。

伏見会計管理者。

○会計管理者（伏見常雄君）

それでは、今議会に提出されました平成23年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして、処理を行いました。

決算の調整につきましては、各会計とも平成23年4月1日から平成24年3月30日までに実施した諸事業および収入支出において2カ月間の出納整理期間を経て、平成24年5月31日に各会計を閉鎖したものであります。

したがいまして、市長への決算書の提出は出納閉鎖後3カ月以内となっておりますので、平成24年7月27日に行ったところでございます。

また監査委員による決算審査が、平成24年7月26日から8月8日までの7日間の日程で実施され、決算に対する意見書を8月20日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件の数につきましては、平成23年度の一般会計をはじめ特別会計および病院事業特別会計を合わせて22案件であります。

まず認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出の総予算額は326億6,328万2,093円となり、歳入面では市税の70億2,148万円、地方交付税127億4,758万円をはじめ、国庫支出金のきめ細やかな交付金・住民生活に光を注ぐ交付金やまちづくり交付金・活力創出基盤整備交付金などが22億5,671万円。また県支出金として21億8,461万円などであり、総額で307億2,920万7,605円となり、予算現額に対する収入率は94%でありました。

また歳出面では民生費が57億1,590万円、土木費が33億270万円、農林水産業費が24億7,129万円、教育費が32億2,341万円などで主な事業としましては県営土地改良事業・団体営土地改良事業、長坂小学校施設整備事業、防災無線整備事業・防災対策事業などが行われ、歳出総額では295億9,472万6,378円となり、執行率は90.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額は11億3,448万1,227円となりますが、24年度へ繰り越す事業費は25億5,526万677円の財源とし、5億7,537万8,379円を差し引きますと、実質繰越額は5億5,910万2,848円となるものであります。

次に認定第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は59億7,926万6千円となりました。

歳入は保険税の15億4,536万円、国庫支出金13億1,907万円などで総額は60億853万3,954円となり、予算現額に対する収入率は100.4%でありました。

歳出は保険給付費39億707万円、後期高齢者支援金7億7,184万円などが主なもので総額は58億5,697万3,652円となり、執行率は97.9%でありました。

歳入歳出差し引き残額1億5,156万302円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は4億9,133万6千円となりました。

歳入は後期高齢者医療保険料の3億1,846万円などで総額は4億8,665万1,803円となり、予算現額に対する収入率は99%でありました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金4億7,919万9,426円などが主なもので総額は4億8,588万9,415円となり、執行率は98.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額は76万2,388円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は35億7,030万8千円となりました。

歳入は介護保険料の6億2,217万円、国庫支出金8億2,063万円、支払基金交付金9億9,326万円などで総額は35億3,739万5,559円となり、予算現額に対する収入率は99%でありました。

歳出面は主に保険給付費33億2,506万円で、総額は35億1,806万425円となり、執行率は98.5%でありました。

歳入歳出差し引き残額1,933万5,134円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は、1,814万3千円となりました。

歳入は主にサービス収入の1,463万円であり、総額は1,752万6,875円で予算現額に対する収入率は96.6%でありました。

歳出は給与費などの一般管理費1,752万円であり、総額は1,752万6,875円となり、執行率は96.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額はゼロであります。

次に認定第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は22億8,764万4千円となりました。

歳入は水道使用料の10億509万円、繰入金8億5,360万円、市債1億4,430万円などであり、総額は21億4,841万2,561円となり、予算現額に対する収入率は93.9%でありました。

歳出は水道管理費11億4,958万円、水道施設整備費10億5,705万円、公債費7億2,397万円などで総額は21億2,046万5,452円となり、執行率は92.6%でありました。

歳入歳出差し引き残額は2,794万7,064円となりましたが、24年度へ繰り越す事業費は1億3,938万3千円の財源として762万9千円を差し引きますと、実質繰越額は2,031万8,064円となるものであります。

次に認定第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は25億6,979万5千円となりました。

歳入は使用料の4億4,943万円、国庫支出金1億4,175万円、繰入金12億9,085万円、市債6億1,930万円などであり、総額は25億6,154万85円となり、予算現額に対する収入率は99.6%でありました。

歳出は施設管理費3億4,417万円、下水道整備事業費4億3,713万円、公債費16億5,799万円などであり、総額は25億3,946万1,260円となり、執行率は98.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額2,207万8,825円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は8億7,196万円となりました。

歳入は使用料1億2,363万円、国庫支出金2,200万円、繰入金5億1,725万円、市債1億6,630万円などであり、総額は8億7,172万2,832円となり、予算現額に対する収入率は99.9%でありました。

歳出は施設管理費1億5,900万円、整備事業費5,490万円、公債費6億279万円などで総額は8億5,252万693円となり、執行率は97.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額1,920万2,139円は全額24年度へ繰り越すものでございます。

次に認定第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は4億7,549万2千円となりました。

歳入は国庫支出金3,956万円、繰入金4億1,323万円、繰越金1,550万円などで総額は4億7,041万9,121円となり、予算現額に対する収入率は98.9%でありました。

歳出は総務管理費3億2,666万円、公債費2,031万円などで総額は3億7,983万

7,472円となり、執行率は79.8%でありました。

歳入歳出差し引き残額9,058万1,649円となりましたが、24年度へ繰り越す事業費は8,006万3千円の財源とし、7,438万1千円を差し引きますと実質繰越額は1,620万649円となるものであります。

次に認定第10号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1億3,401万3千円となりました。

歳入は診療収入の1億1,375万円、繰越金は2,645万円などであり、総額は1億4,275万1,631円となり、予算現額に対する収入率は106.5%でありました。

歳出は総務管理費5,732万円、医業費3,968万円、基金積立金2,669万円などで総額は1億2,370万5,845円となり、執行率は92.3%でありました。

歳入歳出差し引き残額1,904万5,786円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第11号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1億1,347万7千円となりました。

歳入は診療収入の1億259万円、繰越金1,173万円などで総額は1億2,383万4,787円となり、予算現額に対する収入率は109.1%でありました。

歳出は総務管理費7,485万円、医業費2,939万円などで総額は1億863万5,015円となり、執行率は95.7%でありました。

歳入歳出差し引き残額1,519万9,772円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第12号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は1,054万5千円となりました。

歳入は財産売り払い収入が997万円で総額は1,058万4,217円となり、予算現額に対する収入率は100.3%でありました。

歳出は土地開発事業費が1,044万円であり、総額は1,044万1,862円となり、執行率は99%でありました。

歳入歳出差し引き残額14万2,355円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第13号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は2,347万円となりました。

歳入は財産収入の834万円、繰越金650万円などで総額は2,387万1,672円でありました。

歳出は4つの財産区管理会の管理経費などを合わせて2,056万916円でありました。

歳入歳出差し引き残額331万756円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第14号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は480万2千円となりました。

歳入は財産収入の723万円、繰越金1,806万円などで総額は5,047万2,875円でありました。

歳出は8つの財産区管理会の経費などを合わせて2,565万2,988円でありました。
歳入歳出差し引き残額2,481万9,887円は全額24年度へ繰り越すものであります。
次に認定第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件
であります。

歳入歳出予算の総額は1億846万7千円となりました。

歳入は県支出金4,642万円、財産収入2,606万円などで総額は1億3,518万5,932円でありました。

歳出は8つの財産区管理会の経費などを合わせて8,802万6,931円でありました。
歳入歳出差し引き残額4,715万9,001円は全額24年度へ繰り越すものであります。
次に認定第16号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件
であります。

歳入歳出予算の総額は1,258万8千円となりました。

歳入は財産収入の244万円、繰越金975万円などで総額1,438万8,393円でありました。

歳出は3つの財産区管理会の経費などを合わせて307万5,341円でありました。
歳入歳出差し引き残額でございますが1,131万3,052円は全額24年度へ繰り越す
ものであります。

次に認定第17号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件
であります。

歳入歳出予算の総額は1,376万8千円となりました。

歳入は県からの交付金134万円、財産収入256万円、繰越金199万円などで総額で
589万6,502円でありました。

歳出は2つの財産区管理会の経費などを合わせて327万9,410円でありました。
歳入歳出差し引き残額261万7,092円は全額24年度へ繰り越すものであります。
次に認定第18号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する
件であります。

歳入歳出予算の総額は456万円となりました。

歳入は県からの交付金239万円、繰越金が189万円などで総額で456万2,208円
でありました。

歳出は3つの財産区管理会の経費などを合わせて269万6,354円でありました。
歳入歳出差し引き残額186万5,854円は全額24年度へ繰り越すものであります。
次に認定第19号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件
であります。

歳入歳出予算の総額は148万2千円となりました。

歳入は県からの交付金111万円、繰越金65万円などで総額177万5,182円であり
ました。

歳出は5つの財産区管理会の経費などを合わせて90万6,858円でありました。
歳入歳出差し引き残額86万8,324円は全額24年度へ繰り越すものであります。
次に認定第20号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件
であります。

歳入歳出予算の総額は690万3千円となりました。

歳入は県からの交付金115万円、繰越金594万円などで総額で714万4,794円でありました。

歳出は5つの財産区管理会の経費などを合わせて296万9,336円でありました。

歳入歳出差し引き残額417万5,458円は全額24年度へ繰り越すものであります。

次に認定第21号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入歳出予算の総額は3,583万3千円となりました。

歳入は財産収入5,514万円、繰越金782万円などで総額で6,872万6,587円でありました。

歳出は総務管理費2,133万円、事業費694万円などで、総額は3,066万1,209円でありました。

歳入歳出差し引き残額は3,806万5,378円となりますが、24年度へ繰り越す事業費277万6千円の財源として277万6千円を差し引きますと実質繰越額は3,528万9,378円となるものであります。

最後に認定第22号 平成23年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

決算は塩川病院、甲陽病院、介護老人保健施設しおかわ福寿の里、訪問看護ステーションつくしんぼおよびハヶ岳訪問看護ステーションの決算となります。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算の総額が37億1,718万2千円となり、決算額は35億2,751万7,470万円でありました。

内訳は病院事業収益31億4,865万8,507円、介護老人保健施設事業収益3億1,800万2,669円、訪問看護事業所収益6,082万6,294円であります。

支出の予算総額は40億7,891万6千円に対し、決算額は38億1,102万2,310円となり、支出の執行率は93.4%でありました。

内訳は病院事業費用34億5,376万4,273円、介護老人保健施設事業費用3億376万6,475円、訪問看護事業所費用5,349万1,562円となります。

また資本的収入及び支出につきましては、収入予算総額が3億6,387万3千円に対し、決算額は3億1,016万4,745円でありました。一方、支出は予算総額8億9,143万円に対し決算額は8億3,787万5,641円であり、支出の執行率は93.9%でありました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は5億2,771万896円となり、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

大変、申し訳ございませんが、認定第14号にお戻りいただきたいと思っております。

大変失礼しました。ページで17ページになりますが、認定第14号 須玉財産区特別会計歳入歳出予算の総額を480万2千円と言いましたが、正しくは4,080万2千円です。どうも失礼しました。

以上、平成23年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたしました。が、よろしく……すみません、須玉財産区ですが、先ほど17ページと言いましたが21ページでお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩いたします。

その場で暫時休憩です。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

伏見会計管理者。

○会計管理者（伏見常雄君）

大変失礼しました。

先ほどの17ページの認定第14号 平成23年度北杜市須玉財産区の説明でございますが、ページにつきましては決算書の24ページで確認をしていただきたいと思います。

続きまして最後の病院事業の報告でございますが、決算額につきましてはでございますが、35億2,751万7,470円、70万円というように説明いたしましたが、35億2,751万7,470円でございます。よろしく願いいたします。どうも大変失礼いたしました。

それでは以上をもちまして、平成23年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたしましたが、よろしくご審議を賜りご認定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（秋山俊和君）

補足説明が終わりました。

次に認定第1号から認定第22号までの22件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

それでは平成23年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計については、

平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成23年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算
平成23年度北杜市病院事業特別会計決算

の22会計でございます。

この22会計の決算について、平成24年7月26日から8月8日の間、北杜市役所において、審査のために提出されました決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき、今井一夫監査委員、渡邊陽一監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか、必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお、各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、昨年度の日本経済は3月の東日本大震災を皮切りにタイの洪水被害、ヨーロッパの債務危機、円高のさらなる進行等々、まさに激動の年と呼ぶにふさわしい一年となりました。このため経済前半の落ち込みに対し、後半には急ピッチで持ち直しの動きが見られるなど大きく揺れ動いた年でもありました。

しかしながら平成24年度に入り、再びヨーロッパ債務危機が顕在化する様相を見せ始め、これに歩調を合わせるように円高、株安が進行するなど国を取り巻く経済情勢はその不確実性を増しております。

ところで本市の平成23年度決算においては市債残高は着実に減少し、基金残高は着実に増加しております。また実質公債費比率は昨年度に比べ1.3ポイント減少し、将来負担比率は昨年度より8.9ポイントの改善となり、昨年度と同様に財政健全化に向けての努力のあとが見受けられます。しかしながら、実質公債費比率は17.5%と依然として高い状況にあります。これからも少子高齢化、景気低迷による市税の減収や普通交付税等の減額が本市の財政を圧迫することは間違いありません。このことに対応するには行政は市民のためにあるということを再認識するとともに、財政健全化に向けて徹底した事務事業の評価や公共施設等の縮小、廃止など行政のスリム化を実現するため、過去に捉われず無駄を省く努力と決断と実行が重要であります。住民の福祉の増進に努めるという自治体の基本理念をもとに、情報公開等により

市民に理解を求め、市民と協働しながら人と自然と文化が躍動する環境創造都市を構築していくことを期待し、平成23年度の決算審査の報告といたします。

○議長（秋山俊和君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件および承認第5号、議案第86号から議案第100号まで、議案第105号および議案第106号の18件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件につきましては、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第22号までの22件につきましては、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において22人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開時間を12時10分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午後12時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江代表監査委員さんは一身上の都合により退席する旨の申し出があり、これを承認いたしましたので、ご報告いたします。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に清水壽昌君、副委員長に渡邊英子君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております承認第5号、議案第86号から議案第100号まで、議案第105号および議案第106号の以上18件につきましては、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配布しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第10号 平成23年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第11号 平成23年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第12号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定）の以上3件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

報告第10号 平成23年度北杜市健全化判断比率報告の件についてであります。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成23年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率について、別紙の監査委員の意見を付してご報告するものでございます。

なお、地方公共団体財政健全化法につきましては、財政破綻団体が出ることを未然に防ぐために財政状況を把握しようとするものでございます。

まず実質赤字比率ですが、一般会計、甲陵中・高等学校特別会計、白州診療所特別会計の3会計を合わせた普通会計が赤字になっておりませんので、ここには数値が入っておりません。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が、赤字であるかを判断するためのものであります。北杜市は赤字でないためここにも数値は入っておりません。

次に実質公債費比率であります。全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担を3カ年間平均で示すものであります。

平成21年度から23年度までの3カ年の平均数値は17.5%で、昨年度の18.8%から1.3ポイント改善しております。このことはこれまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また実質公債費比率が18%以上の場合、県知事の許可を得なければ市債を発行することができませんが、今回18%を下回りましたので、起債許可団体から脱することができたところでございます。

次に将来負担比率であります。99.5%となっております。全会計、一部事務組合および北杜市農業振興公社において返済や支払いが、将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対して、どの程度の割合であるかを示すものでございます。

昨年度の108.4%から8.9ポイントの改善となっており、将来負担額が一般財源総額の1年分であることを意味するところの100%を下回る数字となっております。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては上の段が早期健全化基準であり、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、さらにその下の段が財政再生計画の策定が義務付けられるレッドカードに相当する数値となっているものでございます。

以上が、健全化判断比率の報告でございます。

次に報告第11号であります。平成23年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明を申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成23年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付してご報告するものでございます。

資金不足比率とは公営企業ごとの資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。

本市におきましては表のとおり病院事業特別会計ほか4会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足はありませんので、数値は入っておりません。

公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標でご説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務付けられるところとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。

続いて報告第12号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告するもので、4件の損害賠償の額の決定による専決処分でございます。

専決第1号でございます。

専決の日は平成24年7月4日でございます。

これは公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定によるものでございます。

損害賠償の額 5万5,430円

損害賠償の相手方 北杜市須玉町在住 男性

損害賠償の理由 平成24年6月7日、午後3時ごろ、北杜市須玉町大豆生田961番地の1の北杜市役所職員駐車場内において、産業観光部観光商工課職員が公有自動車に乗車する際に安全確認が不十分であったため、同駐車場に駐車していた相手方車両に公有自動車のドアが接触し破損させたことから、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございまして、過失割合は10対0という状況でございます。

続いて専決第2号でございますが、専決の日付は平成24年7月6日でございます。

同じく公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定によるものでございます。

損害賠償の額 16万4,568円

損害賠償の相手方 北杜市高根町在住 男性

損害賠償の理由 平成24年2月21日、午後3時10分ごろ、北杜市高根町村山東割1267番地付近の市道村山東割箕輪線の交差点において、北杜南学校給食センター臨時職員の運転する公有自動車が右側より進入してきた相手方車両と衝突し双方の車両が破損したため、責任割合に応じて損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方から市への損害賠償額10万6,050円を相殺した額5万8,518円が相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として支払われるものでございます。

過失割合としては市が3割、相手が7割ということになっております。

3件目であります、専決第3号。

専決の日付は、平成24年7月20日でございます。

これも公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定によるものでございます。

損 害 賠 償 の 額 7,530円

損害賠償の相手方 北杜市大泉町在住 女性

損害賠償の理由 平成24年1月10日、午後0時35分ごろ、北杜市長坂町長坂上条2496番地の山梨中央銀行長坂支店駐車場内において、甲陽病院職員の運転する公有自動車が駐車しようとした際、後退してきた相手方車両と接触し、双方が破損したため責任割合において損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方から市への損害賠償金11万6,896円を相殺した額10万9,166円が市の指定口座のほうに相手方から支払われるということで過失割合は市が1割、相手が9割という状況でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

専決第4号であります。

専決第4号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成24年7月10日付けで専決処分をさせていただきました。

損 害 賠 償 の 額 2,292円

損害賠償の相手方 北杜市小淵沢町在住 女性

損害賠償の理由 平成24年5月14日、午前9時50分ごろ、相手方が北杜市高根町清里3545番地1052付近の市道高根清里25号線を走行中に道路上の穴に落ち込み、相手方車両の左側前輪タイヤが損傷したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支払われるものでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第10号から報告第12号まで3件の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

日程第60 選挙第2号 御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり、矢ヶ崎英一君および岩下甫雄君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました2名を御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が御座石山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第61 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

3番議員、相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

朗読をもって、請願趣旨を説明させていただきます。

請願第4号

平成24年8月29日

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合会 会長 田畑雅宏
住所 北杜市小淵沢町上笹尾3335-1555
北巨摩地区公立小中学校長会 会長 清水龍雄
住所 北杜市高根町村山東割869
北巨摩地区公立小中学校教頭会 会長 中田慶一
住所 北杜市武川町宮脇671
山梨県教職員組合北巨摩支部 執行委員長 秋山克也
住所 韮崎市藤井町駒井3471-3

紹介議員 相吉正一
渡邊英子
千野秀一

北杜市議会議長 秋山俊和殿

請願趣旨

請願事項

1. OECD諸国なみの豊かな教育環境を整備するため、小学校2年生から中学校3年生までの少人数学級の早期実現を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

請願理由

2012年度の政府予算において、昨年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2年生については加配措置に留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講じることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保に努めることとされました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編成および教職員定数に関する国民からの意見募集では約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように保護者も少人数学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また暴力行為や不登校、いじめなど生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市では不屈の精神と大志を持った人材の育成を市政教育の目標に据え、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。今後も本市の財政状況に左右されず、原っぱ教育が一層充実・発展することを切望いたします。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となっています。また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、ぜひとも北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2013年度政府の予算編成において地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

提出先
内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣

以上、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第124条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月21日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後12時31分

平成 2 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 1 日

平成24年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成24年9月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 中嶋 新君
明政クラブ 渡邊陽一君
市民フォーラム 篠原眞清君
公明党 小尾直知君
日本共産党 清水 進君

2. 出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(37人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	由井秀樹	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	地域課長	織田光一
市民課長	平井光	健康増進課長	浅川正人
福祉課長	米田隆史	子育て支援課長	浅川輝夫
農政課長	梶村宗弘	林政課長	小尾民司
観光・商工課長	中田二照	住宅課長	植松広
教育総務課長	岩波信司	生涯学習課長	丸茂和彦
学校給食課長	五味正		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二
 議会書記 山内一寿
 " 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、堀内明野総合支所長は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

本日の代表質問で公明党の小尾直知君から通告のありました質問の一部について、取り下げの申し出がありましたので報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、105分。2番 明政クラブ、90分。3番 市民フォーラム、45分。4番 公明党、30分。5番 日本共産党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

北杜クラブを代表しまして、質問いたします。

最初に北杜クラブは、大きく5項目について質問いたします。

最初に、行財政改革について伺います。

本定例会開会の4日に報告がありました健全化判断比率ですが、実質公債費比率17.5%となり18%を下回った。県知事の許可を得ずとも市債の発行が可能となりました。また将来負担比率も99.5%と標準の財政規模の範囲内となりました。しかし引き続き税収の確保、市債の発行の抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め、さらなる財政の健全化に取り組むと市長も表明しております。そういった観点からですが、まず昨年度から3年間で取り組んでおります第2次行政改革は、本年度の取り組みと最終年度の次年度に向けての対応が重要であります。

特に組織機構の改革は大きな課題であり、中でも市庁舎の位置と総合支所のあり方の検討は市民の利便性の向上の一方で行政組織上、指揮系統の簡素化、業務効率の向上と経費の削減も求められています。

そこで以下、伺います。5点です。

1点目、市庁舎建設に対する市民検討会の状況は。

2点目、数ある類似施設の整理統合、貸付や処分は。

- 3 点目、経費の節減と行政機構改革の取り組みは。
- 4 点目、事務事業の評価と事業仕分けの取り組みは。
- 5 点目、協力金制度の実績と推進策は。

以上、行財政改革について伺いいたします。

大きく 2 項目めですけれども公共交通の現状と課題について伺いいたします。

市民の公共交通は、路線バスとしての市民バスが運行されております。利用者は学校に通う児童生徒や高齢者などの交通不便者です。不便者と明記してあるとおりでございます。弱者とも言いますが。また地域ごとの路線密度、運行頻度にばらつきがあり、交通システムや効率的な運営に多くの課題があります。現在、実証運行中のデマンドバスは、今年度から市直営として当日予約や料金改定などの改善策を講じてはおりますが、総合的見地から公共交通システムを考える必要があるかと考えます。

そこで以下、伺います。

- 1 点目、デマンドバスの成果と財政負担への考え方は。
- 2 点目、タクシー会社や業務委託先との関係は。
- 3 点目、市民バスの現状と課題は。

以上です。

大きく 3 項目め、市民の健康増進について伺います。

まずもって市民の安心・安全な生活には、健康は欠かせません。しかし近年の少子高齢化に伴い、医療費の増加は保健事業にとって全国的にも大きな問題であります。まず、予防を中心とした健康づくりの重要性はますます高まっております。

そこで以下、伺います。

- 1 点目、国民健康保険の医療費の推移と抑制への取り組みは。
- 2 点目、総合検診の実態、受診率の向上への取り組みは。
- 3 点目、生活習慣病やメタボリック症候群の予防対策の取り組みは。
- 4 点目、地域の組織と活動による保健指導の取り組みは。
- 5 点目、肝炎対策の成果と今後の取り組みは。

4 項目めです。小中学校の統合について伺います。

市内の小中学校は児童生徒数の減少に伴い、適正規模による適正配置が求められております。現在、長坂地区においては統合小学校の整備が進められております。

学校統合事業には準備期間として、児童の交流事業など長期的な取り組みが必要であります。

そこで以下、伺います。

- 1 点目、長坂統合小学校の整備状況と交流事業などの取り組みは。
- 2 点目、平成 27 年 4 月をスタートとする高根地区の小学校統合の取り組みは。
- 3 点目、市内中学校の統合への取り組みは。

以上です。

最後に 5 項目めです。いじめ対策について伺います。

現在、学校内でのいじめが全国的に問題視されております。文部科学省からいじめ対策の強化が求められております。本市においても実態の調査と対応策について、再点検が必要と思われれます。

そこで以下、伺います。

- 1 点目、本市におけるいじめの実態は。
 - 2 点目、学校現場での緊急調査の取り組みと対策は。
 - 3 点目、教育現場以外の専門家との連携は。
- 以上、大きく 5 項目ですけれども答弁よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

財政健全化に評価をいただきながら、厳しい時代にしっかりと舵取りをせよとのご指摘をいただきながら、ご質問をいただきました。

行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市庁舎建設に対する市民検討会についてであります。

市庁舎建設の検討については、第 2 次行政改革アクションプランで市役所本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方の検討を掲げ、行政の効率化、経費の削減を図るため、平成 25 年度までに検討を行うこととしております。これを受けて平成 23 年度に庁内プロジェクトチームを編成し検討を行い、さらに庁内検討会を設置し、これまで 4 回の検討会を開催し、庁内の意見の集約を図ってまいりました。

現在、市民の皆さまのご意見を伺うための市民検討会を立ち上げる準備を行っているところであります。

次に、類似施設の整理統合や処分の状況についてであります。

これまでに行われた整理統合や貸し付け、処分等の実績としては、須玉町の旧保育園の貸し付けや処分、学校給食センターの整理統合、須玉町および武川町の総合支所移転と施設の複合化、旧武川総合支所や朝神体育館の処分、増富小学校の跡地貸し付けなどがあります。

今後の予定としては白州町、大泉町および小淵沢町の総合支所の移転と施設の複合化、武川会館、武川教育福祉センターの処分、長坂町内の小学校の統合による 3 つの小学校の跡地活用等が挙げられます。

北杜市の所管する施設は平成 24 年 4 月現在で 340 施設となっており、これらの施設の維持費や修繕費が大きな財政負担となっております。このため、第 2 次行政改革アクションプランで類似施設等の整理統合を掲げ、施設の必要性・経済性等を原点から見直し、広域的な視点からの調整や施設の有効活用、整理統合を検討することとしております。

また、施設の整理統合の検討については、複数の所管課が関係することから平成 23 年度には、すべての施設の所管課からなる公共施設庁内検討プロジェクト会議を設置し、施設の現状把握や今後の負担見込みの作成等を行う中で、維持または処分等の方向性、処分する際の法的手続きや問題点等の確認作業を進めている状況であります。

今後はプロジェクト会議の検討結果に基づき、施設所管課による施設の方向性の決定や必要に応じて市民による検討会を設置し、検討を行う予定であります。

次に公共交通の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

デマンドバスの成果と財政負担についてであります。

デマンドバスについては、市民バスに代わる公共交通や交通空白地域の解消策として大きな

成果を上げております。

昨年度の利用者数は延べ1万9,160人であり、本年7月からの運行の見直しにより大幅に利用者が増加している状況であります。しかし財政負担の面からは、利用者の8割以上が65歳以上の高齢者であり、1回の乗車について減免料金の150円で利用できるため、大きな財政負担となっております。

デマンドバスの利便性に対し、低すぎる利用者負担を指摘する声や低い料金設定がタクシー事業に影響を与える要因の1つであるとの意見もあることから、利用料金の見直しも必要であると考えております。

次に市民の健康増進について、いくつかご質問をいただいております。

国民健康保険の医療費の推移と抑制についてであります。

医療費の推移は、平成18年度から平成23年度の5年間を見ますと平成18年度の医療費が38億6,400万円であったのに対し、平成23年度は47億5,300万円と8億8,900万円、約23%の増加となっております。年間にすると1億7,800万円ずつ増加していることとなります。

医療費の抑制対策といたしましては生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として、40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診を実施し、メタボリックシンドロームと診断された対象者には6カ月間の特定保健指導を行い、病気の予防に心がけてもらうよう努めるとともに、病気の重症化を防ぐことで医療費の抑制を図っております。

また、新たな取り組みとして平成24年度から医療費の約2割を占める調剤費に着目してジェネリック医薬品利用促進通知を送付しております。これは先発医薬品に比べ、安価に購入することができるジェネリック医薬品の利用を促進するため、被保険者の実際の処方実績に基づき、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を被保険者本人に通知することによりジェネリック医薬品の利用を促進し、調剤費の削減を図る取り組みであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

小中学校の統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂統合小学校の整備状況と交流事業についてであります。

2月2日に起工式を行い、校舎・屋内運動場の建設に入りました。幸い天候にも恵まれ、校舎建築工事は8月末現在の進捗率は42%で計画を10%ほど上回っており、今月から内装工事に入っているところであります。屋内運動場建築工事は56%の進捗で計画どおりであり、外断熱工事に入っております。また、7月に着工したプール建設工事は杭打ち工事が進んでいるところであります。

児童の交流事業につきましては、平成23年度は芸術鑑賞会、音楽鑑賞会など5つの行事を4小学校が合同で実施いたしました。今年度も5月に芸術鑑賞、7月に4校の特別支援の子どもたちによる特別支援学級交流会、8月に5年生の交流会として「声と言葉のボクシング大会」を実施しております。この大会には多くの保護者も参加したところであります。

また、10月には長坂中学校で4校6年生交流会を行い、自己紹介ゲーム、各校紹介などを

行う予定です。このほかにも1年生から4年生は学年ごとに合同スケート教室を、5・6年生は合同スキー教室を予定しています。

今後も体験活動、総合学習等で交流の場を設け、統合による不安をなくし仲良く楽しい学校生活が送れるように交流を図ってまいります。

次に、高根地区の小学校統合についてであります。

平成22年5月に策定した北杜市立小中学校適正配置実施計画では、高根地区は第1段階として高根清里小学校を除く高根東小学校、高根西小学校、高根北小学校の3校を統合することとします。今後、関係者、関係機関とさらに話し合いを進めていく中で、長坂地区同様、基礎資料を作成し対応していきますとしております。

高根地区の小学校統合を進める上で、基本的な考えとして現在の学校の位置と児童数を考慮する。既存の校舎を活用し、不足施設は増設する。児童の登下校は徒歩を原則とするが、規定の距離以上の児童は市民バス、スクールバス等で通学することとするとし、各学校の位置、今後の児童数の推移、居住状況等を考慮するとともに統合にあたってはスクールバス、保護者による送迎が多くなることから、通学路、駐車場の整備、学校と主要道路間の市道整備等、全庁的に検討しながら、平成25年度には統合計画を策定することとしております。

次に、中学校の統合についてであります。

北杜市立小中学校適正配置実施計画では、中学校の組み合わせと統合校の位置として審議会からの答申は中期的展望に立ち、市内3校であります。地域住民説明会等においての要望や創設以来の歴史的経過や地域性、既存の建物等を勘案すべきとの意見や要望などから、市内配置を教育面、財政面、地域特性等を考慮しながら配置案を作成し、話し合いを進めていきますとしておりますので、3校を4校にする方策も考慮しながら、高根地区の小学校統合を踏まえつつ、平成25年度を目途に配置案を作成し、保護者や市民、関係機関等に提示しながら検討を進めていくことといたします。

また町を越えての通学となるため、通学路が大きく変わることから国道や県道の交差点改良や歩道の整備など主要道路整備が必要になりますので、国・県等と協議しながら進めるとともに、市道の整備などについては全庁体制で計画的に実施していかなければならないと考えておりますので、配置案にはこれらを踏まえながら検討することとしております。

次にいじめ対策について、いくつかご質問をいただいております。

文部科学省のいじめの定義は、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としています。また、いじめか否かの判断はいじめられた子どもの立場に立つて行うこととしています。具体的ないじめの種類については、従来のにじめにパソコン・携帯電話での中傷・悪口が追加されました。

はじめに、本市におけるいじめの実態についてであります。

いじめは大人社会でも起こる問題でもありますが、学校は児童生徒にとって安心・安全な学校生活と学習活動が行われる場でなければならないと認識しております。

本市の小中学校の実態は、各学校の取り組みや保護者の協力および教育相談など関係機関の支援によって深刻な事態となるケースはありませんが、いじめがないという状況ではありません。

いじめの認知件数は、平成24年度当初から8月末までに小学校37件、中学校51件の報告がありました。そのうち解消されているものは小学校ではすべてですが、中学校では30件

であります。これまでいじめ問題についてはどこの学校でも、どの子にも起こり得るとの考え方のもと、定例市校長会で日ごろからいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、保護者などからの情報をはじめ校外でのいじめを早期に発見し、早期に対応するよう指導しているところでもあります。

しかし、本市の子どもを守る視点から、全国的に起こっている事件を対岸の火事と捉えず、今一度いじめの問題へ取り組みを徹底しているところです。

各学校では引き続きいじめは人権、人格の否定であり犯罪行為にあたる可能性があるという考え方で思いやりと助け合いの心を育てる、いじめない、いじめを見逃さない、いじめを許さない、いじめを見たら先生や学校に知らせる、いじめられたら先生や家族にすぐ知らせ相談をするなど、指導を具体的に進めているところでもあります。

教育委員会といたしましては、いじめは一過性の課題ではなく常々意識して指導していく重要な課題であることを再認識し、今後とも各学校で全職員が情報を共有し、保護者、関係機関と連携して心の教育、いじめの予防・防止などに努めてまいります。

次に、学校現場での緊急調査の取り組みと対策についてであります。

8月に行われた文部科学省、いじめの問題に関する児童生徒の実態把握ならびに教育委員会および学校の取り組み状況にかかる緊急調査の結果を現在とりまとめている段階ですが、児童生徒へのアンケートや個別面談、個人ノートや生活ノートの活用などでいじめの把握は市内全校で実施をしております。

いじめを把握したときの対応は、いじめを発見した者だけで抱え込むことなく、学校や保護者で情報を共有しながら生徒指導会議などを開催し、個々の状況に応じた対応を速やかに図るよう取り組んでおります。

また、教職員によるいじめ問題に関する研修会を実施しているところでもあります。

次に、教育現場以外の専門家との連携についてであります。

教育委員会として各学校に対して、いじめをしないようにする指導と配慮、させない環境づくり、見逃さない指導などについてきめ細かい指導をしてきたところであり、文部科学省によるいじめ問題への緊急調査を機に、一層充実させるよう指導助言しているところでもあります。

市教育委員会はもちろん県教育委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、児童相談所、各学校のスクールガード、民生児童委員、人権擁護委員などと連携し、今後に対応してまいります。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、経費の節減と行政機構改革についてであります。

経費の節減については、経常経費の節減合理化を図るため、第2次行政改革アクションプランにおいて、年度別の数値目標を掲げ予算編成を行っております。

また全庁的な経費削減意識の徹底を図るため、庁舎電力のデマンド装置導入、エコカーの導入、カラーコピーの制限、消耗品等の購入における入札の拡大等、さまざまな取り組みを行っており、電気料金の値上げに伴い、特定電気事業者からの安価な電力供給の導入も検討してお

ります。

行政機構改革の取り組みについては、定員適正化計画により職員の削減を図っていることから、各総合支所のあり方と併せて検討してまいります。

次に、事務事業の評価と事業仕分けについてであります。

本年度の事務事業評価は、第2次総合計画実施計画に掲げている事務事業の中から、単年度事業や国の委任事業等、事務事業評価になじまない事業を除き、350事業について昨年度の事業実績に伴う事後評価を行っております。

評価結果についてはヒアリングを行い、事業の評価と今後の方向性について確認を行ったところであります。

今後、行政改革推進本部での審議を行い、12月議会に報告し市民にも公表していく予定でございます。

また、本年度の事業仕分けについては昨年度実施の試行と同じく、政策シンクタンク構想日本のご協力をいただき、16事業について11月24・25日の2日間、市役所で実施する予定であります。今回は市民判定人方式を導入し、仕分け人の判定結果と併せて市民目線での判定結果も公表していきます。また仕分け事業の選定につきましては、事務事業評価の結果をもとに構想日本と各部局で選定を行うこととしております。

原則的に仕分け結果に基づき、来年度の事業の可否や来年度予算への反映を行うこととしており、結果については議会へ報告するとともに市民の皆さまへ公表を行ってまいります。

次に、協力金制度の実績と推進策についてであります。

北杜市環境保全基金は、市民共有の貴重な財産である豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継いでいくことを目的に、平成20年に創設されました。ふるさと応援寄附金の環境メニューと併せまして、平成20年度から平成23年度までに2億1,641万円を市内外の企業や個人の方々からご協力をいただき、基金に積み立ててまいりました。

なお、この基金の活用策としては、里山整備事業や音事協の森整備事業に活用するとともに提案型事業として、市内の団体等から環境保全や環境教育等に関する事業を公募しております。北杜市環境保全事業補助金は、平成23年度までに26件、1,803万8千円を交付しており、今年度についても環境保全等に取り組む市内の団体等に対して602万7千円の交付を予定しております。

また、北杜市芸術文化スポーツ振興基金は市民の芸術文化スポーツの振興を図り、文化に輝くまちづくりを目的として、平成20年度から23年度までに企業等から15件、1,429万2千円の協力金をいただき、さらにふるさと応援寄附金の教育・文化に輝く杜づくり分として79件、620万8千円の寄附をいただき積み立ててまいりました。

この中から北杜市民に優れた芸術文化スポーツの鑑賞機会等を提供するため、毎年度、事業の公募を行い、北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用検討委員会で審査のあと採択された事業に補助金交付決定しており、平成23年度までに37件、724万3千円を交付しております。

今年度はさらに事業の充実を図るため、子どもたちの文化体験や芸術鑑賞、スポーツ振興事業として希望者を募って体験してもらう推進事業を取り入れたため14事業が採択され、340万円を交付予定しております。

これらの協力金制度やふるさと応援寄附金は、第2次行政改革アクションプランで新たな自主財源の確保とし、継続して取り組む重点項目にしておりますので、今後も企業訪問や市ホー

ムページ等を活用する中で制度の周知を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に公共交通の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、タクシー会社や業務委託先との関係についてであります。

先般、タクシー事業者から本年7月からの運行内容の見直しによる当日予約の実施や方向性と目安時間の撤廃といったフルデマンド化がタクシー事業に大きな影響を与えているため、運行内容を見直すよう申し入れがありました。

デマンドバスの運行にあたっては、当初からタクシー事業への影響については、最大限考慮し運行を行うこととされております。またデマンドバスは、タクシー事業者のご理解とご協力なしには成り立たない事業であるため、今後の運行の見直しについては十分に協議を行い、妥協点を見出ししていくことが必要であると考えております。

次に、市民バスの現状と課題についてであります。

市民バスについては、少子化による児童生徒の減少や高齢者の免許保有率の増加により利用者の減少が続いております。通勤・通学等のため、利用者が集中する朝晩の時間帯を除くと日中の利用者は極端に減少することから、南部巡回線と津金・百観音線以外の路線については日中の運行を休止し、デマンドバスの運行に切り替えているところであります。また、デマンドバスが運休となる日曜・祝日については日中も市民バスを運行しておりますが、通勤・通学の利用者が減少することから、朝晩は平日より便数を減らして運行しております。

市民バスの運行については、各路線の運行が重複する区間があることから日曜・祝日や利用者の少ない時間帯については、運行方法の見直しも必要であると考えております。

南部巡回線を中心として、市民バスとデマンドバスの効率的な運行体系を構築してまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市民の健康増進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合健診の実態と受診率の向上についてであります。

総合健診は町ごとに1カ所会場を設け、特定健診・特定保健指導およびガン検診を同時に巡回型で48日間、実施しております。

特定健診の受診率は平成22年度は49.7%、平成23年度は45.5%となっており、山梨県の市町村の中では4番目と高い受診率であります。

また、受診率を上げるための取り組みとしては母子愛育会、食生活改善推進員、保健福祉推進員等の組織や広報ほくとおよびCATVを活用し、受診勧奨に努めております。

なお、未受診者にはハガキ・電話などにより、直接呼びかけを行っております。

次に、生活習慣病やメタボリック症候群の予防対策についてであります。

生活習慣病やメタボリック症候群の予防対策としては、年に一度行う総合健診を受けていただいております。受診後には個別指導としてメタボリックシンドローム予備軍および該当者に対し、特定保健指導を行っております。

また、集団指導として市内6会場で保健師・栄養士による健康教育を開催し、予防対策にも努めているところであります。

次に、地域の組織と活動についてであります。

現在、市で活動する地域の組織は保健福祉推進員、食生活改善推進員、母子愛育会があります。このうち保健福祉推進員の方々には総合健診の受診勧奨に努めていただき、食生活改善推進員には、保育園児からお年寄りまで幅広い対象者に対し、食事バランスなどについて料理教室など活発に活動していただいております。

また母子愛育会は地域の妊婦から乳幼児を対象に声かけを中心に活動しており、事業として子育て交流会や健康学習会などを開催していただいております。さらに平成23年度からは子育て中のお母さんが、総合健診などが受けやすいように託児もしていただいております。このように地域の組織の方々には保健福祉事業に対し、ご協力をいただいているところであります。

次に、肝炎対策の成果と今後の取り組みについてであります。

本市には他市に先駆け同じ肝炎で悩む患者が集う組織として、平成18年に「北杜肝友会」が設立されております。市ではこの会と共同して、年1回の市民公開講座と研修会および個別相談などを開催し、最新の治療情報や肝炎に対する正しい知識を深めるとともに肝炎対策の普及に努めております。

また早期発見に結びつけるため、総合健診において肝炎検査未受診者に対し、検査を奨励しております。さらに平成20年度より肝炎患者治療費特別支援事業を行っており、毎年7名以上が助成を受けております。

なお、山梨県においても肝炎対策に力を入れていることから、本市といたしましても連携を図りつつ今後も病気をもちながらも安心して暮らせるよう、事業の推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終了しました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

再質問をいたします。最初に行財政改革について、1点。

3点目に質問いたしました行政機構改革、これは組織上で定員の適正化を進めながらということで、来年度ですから平成25年度、かなり具体的な答えといえますか、方向が出るような答弁でございました。特に、もちろん本庁舎の業務についてはこのままで、支所の対応でございませうけれども、1点お聞きします。

それぞれ各地区の総合支所、当然のことですけれども、人口も違う、いろんな業務の量的なものも違う、そういった中で一昨年ですが、行政改革ということの中で総合支所が4課体制から2課体制、総合支所長は地域市民課長を兼任ですか、そういった流れになっております。今後、総合支所が2課、4系統といいますが、そういったことを堅持することが市民のためになるのか。またこの総合支所を1つの拠点として、地域の窓口として充実させていくにはどのような方法があるのかということも非常に検討課題だと思います。この点について、何か具体的な案がありましたらお聞きしたいと思います。

あと2項目めになりますけれども、公共交通の現状と課題、特にデマンドバスを採用して交通の不便者、特にバス停から遠距離にある方、または新しくこちらに住居を移した方、また高齢者で免許を持っていない方、いろんな方がデマンドバスをフルに活用して、本当に貴重な足と

して利用していただいているということは、本当に市当局もしっかりと対応していただいていると本当に理解しております。また、その上で市民バスの非効率的なものはしっかりと精査して対応していただいていると理解しております。

そういった中で、先ほど市長から答弁があった実績で登録者数が1万9,160人と、2万人を下回っておると。私ども議会としまして全員協議会、たびたびの説明の中で基本的には8路線、デマンドバス8台を使って3万人の登録者、利用者の需要に応えたいといったような基本的な構想も伺っております。それには、これからの説明会等々も必要なのかもしれませんが、一応、今、答弁の中で弱者、いわゆる小学生、学生、高齢者65歳以上、また障害を持つお方には通常の300円の半額の150円で利用いただいているということの中で、改めて料金を見直すというような答弁であったかと思えます。料金を上げて、例えば2万人、現在、利用3万人、80%の免除の方々、要するに利用料金も市に入ってくる収入を計算上、合わせるというようなことはちょっと理解に苦しみます。そういった点から、たしかにタクシー会社等もあります、事業者。そちらのほうの運営委託費の見直し等もあったようでございます。再質問とすれば、このタクシー事業者からデマンドバスがタクシー事業に、もちろん大きな影響を与えている、運行内容を見直すようタクシー業者から申し入れがあったということですけども、この点について具体的にどのような内容の申し入れがされたのか、お聞きします。またその具体的な見直しの要望について、市はどのように対応を考えているかお伺いいたします。

続いて小中学校の統合についてでございますけども、たびたび本会議場で質問もさせていただいております。

長坂統合小学校のほうは今、答弁でありましたように順調に整備のほうが推移しているということで安心しております。そういった長坂統合小学校を見るにつけ、また議会の議論、周辺の整備等々のことも議論してきました。そういった中で、やはり何より適正規模に基づく統合ありきではなく、この子どもの学校環境を整備するには周辺のまず整備が必要である。そういった中で非常に現在、しっかりと調査、また長期的な展望に立って精査していただいていると理解しております。特に高根地区に関しましては、教育長の答弁にありましたように基本的には既存の施設を使う、これは当然のことだと思います。それに沿っているような調査を進めていると、今お聞きしました。そういった点でもしっかりとした、ベースになる資料をもとに来年度、検討をしていただきたいんですが、どの程度、現在進んでいるか。それとも25年度で調査費を予算化してしっかりと対応していくのか。そういったことをはっきりと述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

また中学校は本当に、先ほどもしっかりと教育長、4地域、歴史上も、この北杜市に鑑みたときには4地域は、4校が適切であろうという答弁でありました。これも併せて小学校、次年度、25年度には課題に対する対応策が見られると理解しております。ぜひとも過去、長い北杜市議会の中でも白州・武川筋の小学生の数、また中学校のあり方などもやはりいろんな心配といいますが、ご意見も伺うところでございます。そういった点からもしっかりと精査をしていただいていると思いますが、この点についても一言いただきたいと思えます。

まずその3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

北杜クラブ、中嶋新議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず私からは1点目のご質問でありますけども、総合支所が堅持できるのかという内容だと思われませんが、合併後8年を経過したところでありますけども、当初の支所の規模とすると35、36名くらいでしたか、そのくらいからそれぞれ始まりました。その後、先ほどの答弁の中でも定員の適正化という部分の中で当然、その職員の減員という形で人数が減って、段階的にも年々減ってきている状況であります。昨年あたりから、大体15人から20人弱という規模に支所はなっております。さらにこのあとの職員が減員となっていく、数が減っていくということからいたしますと、その支所の規模も必然的にやはり人数の配置というものが少なくならざるを得ないのかなという状況で考えております。

これは本庁舎の、先ほど質問もありましたが、外部の委員会も含めてこの実情に合わせた状態として支所のあり方、あるいは出張所も含めた、そういった取り組みの中で本庁舎の議論と併せてそのへんも検討してまいりたいということでございます。

それからもう1点、デマンドバスの内容についてのご質問がございました。

まずタクシー事業者から、どんなふうな内容の申し入れがあったかということについてでありますけども、これは文書による申し入れについては2回にわたって、市のほうに提出されております。最初の申し入れについては8月9日付けで行われたものでありまして、主な内容としては市民バスの関係等もこの中には入っていましたが、デマンドバスについては7月からのフルデマンド化と当日予約が経営を圧迫しているということ。それから市が財政負担の軽減を目的として実証運行を継続したにもかかわらず、利用者に受益者負担を求めず、事業者への委託料を不当に削減しているという内容でございました。

また9月12日に、今度は意見書として提出されたものでありますが、具体的な運行の見直しについて要望しておりまして、主な内容は運賃の値上げ、それからフルデマンドと当日予約の廃止等でございます。この中では、さらにこの条件が受け入れられない場合はデマンドバスの廃止を求めてきております。

これに対しての今後の具体的な見直しや対応についてということではありますが、非常にこういった申し入れ、あるいは意見書が事業者のほうから提出されたということを重ねて受け止めております。その点から具体的なものについては、今後さらに検討も重ねてまいりたいと思っておりますし、市公共交通会議の中でも議論をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは北杜クラブの、中嶋議員の再質問にお答えをしたいと思います。

高根地区の小学校の統合、ならびに市内の中学校の統合ですけども、基本的には現在、進めております長坂の統合小学校というのが、今後の高根地区および中学校の建築のモデル的なケースになっていくというふうに教育委員会では考えております。その中で、長坂の統合小学校にあたっての、やはり反省点というのがございます。というのは説明会に行ったときに、校舎をただ建てればよいというものではないんだというふうな強い指摘を受けましたので、やはり統合にあたっては通学路の整備、最近ですと保護者の送迎も非常に多くなっているという現

状がございますで、スクールバスあるいは保護者による送迎に対する通学路の整備というのを総合的に考えながら、高根地区の小学校の統合、中学校の統合等を考えていくということが重要だというふうに考えております。

高根地区の小学校の統合につきましても、中学校の統合というものを踏まえながら一緒に検討していく必要があるだろうというふうに考えております。といいますのは、既存の施設を活用するということが大きな大前提になっておりますので、これらを踏まえながら、現在、定例の教育委員会ですとか定例の校長会、または教育委員のOB等の中で意見交換を行う中で25年度に向けて計画をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君、再々質問はありますか。

（ な し ）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋新君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

それでは市民の健康増進について、関連質問をさせていただきます。

総合健診の受診率が平成23年は45.5%という、ちょっと低いような気がしますが、これに対する考え方で先日、私たちの地域において地方の医療を考える会の都立広尾病院の先生に来ていただき、講演をしていただきました。題名は「ぴんぴんころりという生き方」ということございまして、その先生の言うには医者がいないと嘆くのではなく、医者にかからないようにするべきだというようなことが一番言われていたかなと思います。そのためには受診率の向上、これが非常に意義があることかと思えます。特に働いている世代の受診率が下がっているようなことを聞いております。受診率の向上に対する取り組みは、先ほど述べられていましたけども、他市においてはマイレージ制度とかポイント制度というような受診をすることによって、ポイントを貯めて何か景品といいますか、本市の場合は温泉の無料券みたいなことができないか。そこを1点、お伺いいたします。

それから旧町村においては、保健師さんが非常に各区をまわって検診の受診をしてくださいというような指導をしていたかと思えます。保健師さんが本所に引き上げられて、支所への常駐というようなことができないか。その2点をちょっとお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

中山議員の関連質問、2点ほどいただきました。

最初に総合健診の受診率の低さの理由、また向上等の取り組み等でございますけども、関連でございますけども、前年度より若干、低下したわけですけども、その理由としましては人間ドックを最近、受診する方がここ2年くらいから増えておりまして、そのことが巡回の総合健診の受診率の低さの原因かなと、まず挙げられます。また高齢者の方につきましては、定期的に病院等にかかっておられるということで、その中で年に一度は血液検査などの健康状態をチェックしているということが考えられます。

そしてその向上の取り組みの中でマイレージ制度とか、ポイント制度ということが挙げられますけども、今後その制度内容等を精査する中で検討したいと思います。

また保健師の本庁引き上げで、支所への常駐が必要ではないかということでございますけども、現在も本庁の保健師は各町の担当を割り当てておりますので、その事業についても各担当制で各町村を持ちまわっておりますので、今後もその制度を維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

公共交通の現状と課題についての、デマンドバスのことについて関連質問といたしますが、先ほどの答弁を聞いた上でお考えをお伺いします。

言うまでもなく公共交通のサービスというものは高齢による体力の低下を補完するもの、あるいは医療とか福祉を受けるための手段としてのサービス、そして子ども等、通園・通学等にも必要なこと、そして最後にはすべての市民の社会活動のためにということが公共交通の目的でありますけども、このたびのデマンド交通であります。市民バスとデマンドバスを併用してやっていく中で、税金の使い方として公共サービスの公平性ということを考えた場合、フルデマンドバスを進めていくにつけては通常考え方とは多少違う、利用者の登録制をしているわけでありますけども、その登録の利用の理由等についても資格制度というものも勘案した取り組みが必要かなというふうに思います。

そして料金についてもですけども一律300円、150円というのではなくて、当然、市民バスのように距離に合わせた形の料金体制というものも検討されたと思うんですけども、それが一律になった理由も合わせて、あるいはこれからどんなふうな考え方をしていくかについてもちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

ちなみに前回、地元のコミュニティ誌の中には黒森から塩川病院へ行くのにタクシーだと6千円かかるところを150円でデマンドバスでは行けるということになりまして、やっぱり一般市民から見た場合、税金の使い方としてはなかなか素直に理解しがたい問題かなというふ

うな、そんな気もいたします。そういう意味で利用者がある程度、交通弱者を選定する中での1つの手段としてデマンドバスがあり、場合によっては福祉バスですとか、タクシー券とかというふうな、そんなふうなことも検討されたかと思うんですけども、そのことについての経過と考え方についての見解をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

北杜クラブ、千野秀一議員の関連質問にお答えさせていただきたいと思います。

この公共交通として、特にデマンドバスについては私たちが感じるところとするとサービスと、それから負担という部分については、非常にその捉え方は難しいものがあるかと思えます。21年からデマンドバスの実証運行をしてきた経過としては、地域公共交通推進協議会が中心となって、この運行をしてきたわけですけども、この中でもその料金については、いろんな議論が出されてきました。落とすところとしては、市民バスと同様な料金体系でいくということに落ち着いたわけです。その後、300円から500円に上げるべきだろうという意見も出ましたけれども、300円を500円にするという部分での市における財政負担を賄っていくというものに対しては、ほとんどそういった効果には結びつかない。であれば基本的にバスと合わせた体系がいいのではないかということの中で、地域公共交通推進協議会の中でもそういう決定を見たところでありました。

距離制のお話も出しましたが、距離制についても金額をどういうふうに設定して、距離をどういうふうに設定してということで、デマンドを運行するという方法もあるんでしょうけども、そうするとよりタクシー業務に近い状態の、料金は違ってタクシー業務としての体系になってしまうということから、なかなかそこまで区切れなかったという経緯もございます。

今回、料金の問題を含めてタクシー事業者からの申し入れ、あるいは意見書として出されてきた背景としては、結果的に子どもさんと、それから障害者、それから65歳以上の高齢者という扱いの中で、半額の150円という料金にしておりますが、先ほどの答弁で申しましたとおり、高齢者の方がそのうちの全体の8割を占めている。その方たちがすべて150円だと。今、黒森からのお話が出ましたが、6千円のところが150円ということが出ましたが、逆の意味でタクシー事業者からそういった部分での問題を提起されてしまったということでもあります。このへんについては当然、市としてもこの料金というものの見直しであったり、検討ということも当然、考えていくべきだろうというスタンスではいます。そのサービスと今の負担という部分、デマンドバスの今までの実績からすると、フルデマンド化前の状態ですけども、1人当たり1回、1人を運ぶために3,700円ぐらいの料金がかかっているという形で、150円あるいは300円で運んであげているという実情であります。そういった部分からして、財政的な負担も含め、特にタクシー事業者への圧迫という部分につながっているという意見が業者から出るとするならば、やはり、このへんの検討もしていくべきだという状況で考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

基本的に弱者にやさしいという、そういう市であればいいと思うんですよ。ですから子どもとか高齢者とか病弱の方とかにはやさしくする。しかし、こういう広いエリアで点在している地域に住んでいる以上は、健常者であるものはそれなりの覚悟が必要だと思うんですよ。そうしますと公共サービス、公共交通というもののあり方が都会とはちょっと違って、やっぱり自分で、自助共助ではありませんけども、自分でなんとか生活をしていくというそういうスタンスがなければ、その方々までも含んだ形の料金体制というのが、そういうものを利用しないで頑張っている人からしてみた場合に、自立している人からしてみた場合に矛盾がありやしないかと思うんですよ。そのへんのところを1つの分岐点として考えていっていく必要があるかなと思うんですけども、そのへんのお考えはいかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

そうですね、弱者にやさしいという部分での行政対応は非常に大切だと思います。市民バス、それからデマンドバス、そういった意味でデマンドバスの充実を図ろうという取り組みでやってきたことも事実でありますけども、市が単独で事業主体となって今のデマンドバスの実証運行をしましょうという背景には、やはり一番の課題となったのはフルデマンド化をしていないではないかということと、当日予約を実施すべきだという声が大きかったということから、そういう市が実証という形での体制になりました。

7月からフルデマンド化ということで実施していますけども、利用者数はたしかに1万9千人の実績を超えるような勢いで利用されていることも事実であります。ただ乗り合い率ということからすると、ほとんど専用化をされている状態で、1人でそれを乗っているということで、運転者からするともうフル稼働をしているような実態です。利用率は上がっている。稼働的部分はたしかに増えていると、上がっているということであるけども、もうフル稼働ですという状況になっているのも事実であります。どこまでがどういう形で、これが進めていけるのかということも今後、業者も含めて十分な議論を重ねていく中での方向性を見出ししていきたいというふうに思います。

なお、先ほどの最初の私の答弁の中で福祉バスとかタクシー券についての考え方はということの部分に触れておりませんでしたのでお話しさせていただきますけども、福祉バスというふうな部分も今後、長坂の統合小学校の関係のスクールバスの運行ということも含めて、いろんなトータル的に、市内を走っているバスの運行も併せた考え方を持たなければならないという思いもありますので、このへんも含めながら福祉バスの運行、あるいは充実ということも考えなければならないのか。あるいはデマンドに代わるべく合理的な形でのタクシー券というふうなことも考える必要性があるのか。また、そのタクシー券を発行する場合については、いろんな難しさも出てきようかと思えます。扱い方の問題等がありますので、このへんも含めながら検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

渡邊英子君。

○15 番議員（渡邊英子君）

小中学校の統合についてと、それからいじめ対策について関連質問をさせていただきます。

先ほど小中学校の統合について、の長坂統合小学校の、これは北杜市のモデル校になるようにというふうな次長からの答弁がございました。そういう中で、まず徒歩を基準という中で、今実際に長坂小学校はほとんどがスクールバス通学になります。

そういう中で、徒歩の子どもたちの安心・安全ということは、今のところでは二の次になってしまっているのではないだろうかという、その反省の中で通学路整備とか環境整備をまず、統合していく中では考えていくということが出されました。

いろいろ話をしていく中で横の連携というふうなことが、今まだ、なかなかスムーズではなくて、通学路の整備についても教育委員会が出された、それを道路河川課でというふうな形になっていますが、統合をする場合に環境整備ということ考えた場合には、教育委員会だけではなくて、その道路河川課も含めた中できちっと話し合いをしていくことが必要かと考えますが、まず1点そのことについてお考えをお聞きします。

それから交流事業などの中で、今、実際に統合が目の前になってきて、保護者の皆さん、それから子どもたちの不安の声は数多く聞かれています。それは今、少子化の中で一人っ子というふうな子どもたちも多くて、また各学校が少人数ということで、よいところは人間関係が小さいときから固定化されてきている中で、たくさん子どもたちと触れ合うということに対しては親御さんたちもずいぶん期待しているところですけども、ただ統合をされたときに実際に本当に親の言葉が遠くなった、学校に通じていけるだろうかとか、それから子どもたちが目の前で活動しているのが見えなくなってくる中で、子どもたちの問題が親の目に届くだろうかということも非常に心配されているところです。

それで常に言っているところですが、私は今、子どもたちが、親が一番心配しているのがアレルギー対策を非常に心配しているところです。なかなかそれが情報としてつながっていかないという、対策がなかなか取られていないということも言われています。そういうことで、交流事業を自己紹介ゲームとか、子どもたちの活動の中で交流をしていくということに非常に努力がみられていますけれども、その親御さんたちのそういうふうな悩みの中の子どものクラス分けだとか、そういうふうな身体の問題だとかということを丁寧にきちっとサポートしていく対策が必要ではないかと思いますが、この2点について質問をいたします。

それからいじめ対策についてですけども、いじめというのは常にあったものだと、昔からあったものだろうと思います。そういう中で、まず今、こういうふうな大きないじめの問題がクローズアップされてきた中には、平等教育の中でリーダーがいらないということもいろいろな学者の中では言われていますけれども、まず1つ、先ほどからいろいろないじめ対策が出されました。しかし今、先生方は指導要領改訂などによって教材研究、それからさまざまな時間数の増加などによって、生徒と向き合う時間というふうなものが非常に少なくなっている現実です。そのことに対して大変悩んでいる先生方も多くいらっしゃいます。そういう点で、生徒に向き合う時間を確保するにはどのようにしていったらいいかということも1つ、考えていかなければならない問題ではないかと思います。

さまざまな言葉の中で、いじめを許さない、いじめをとすることはありますけども、現場を

先生方が見る機会は本当に少ないだろうと思います。アンケートによって、そのいじめが一番多く見つけられるということをニュースで見て、本当に愕然としました。実際に先生方は本当に生徒と向き合う時間がなく、大変なんだろうなということを知った時に感じています。教育委員会として、先生方のゆとりある時間をどのように確保していくことができるかということについて質問いたします。1点ですね、いじめについては、

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

渡邊議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

まず徒歩による通学路の安全ということで、ご指摘のように長坂統合小学校の反省点として通学路等の整備の必要性を強く地域からも要望をいただいたところです。今後、社会資本整備の交付金等を活用して通学路等の整備をしていくわけですが、これにつきましてはご指摘のとおり道路河川課、あるいは農道等もありますので、農政課等と連携をしながら進めていくということで、現在も25年度以降の道路整備について道路河川課と協議を進めているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから交流事業で、アレルギーということですが、非常に学校の中で先生たちがやはり1人の子どもに対しての情報を共有するということが、非常に大切だというふうに感じております。したがって、統合に向けてもそれぞれの小学校が集まってくるわけですから、少なくとも5年生以下の子どもについては、それぞれの子どもの情報が統合後もその担任の先生にうまく伝わるような形で、現在4小学校のそれぞれの担任の先生の交流会を通じて情報の共有をしていくということで検討をしているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

それからいじめについてですが、現在、メールなどの利用が多く、会話をすること、社会性が欠けているということが、現在もいろんな意味で指摘をされているところです。学校現場におきましては、先生たちがたしかに学習指導要領の改定もございまして、ゆとり教育からある程度、学力重視の方向に向かっておりますので、先生たちも非常に時間がないということは校長会等でも意見が寄せられています。いじめの問題につきましては、生徒に向き合う時間をやはり担任の先生がしっかり持てる必要があるというふうに考えておりますので、これにつきましては県への加配への要望ですとか、市単の教員等を配置しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

さっきの道路などの連携ということですが、話し合いの時点から入れて、そして統合の説明のときにも、その課の方たちと一緒にということをしてはいるんですが、あとになって連携ということをするのは当たり前だと思うんですが、それだと非常に保護者の希望とか、そういうことが遅くなってしまうんですね。今の長坂の状態になってしまっているので、その連携というのを統合の話し合いの中からきちっと入っていただきたいということを要望しているわけですが、いかがですか。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

渡邊議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

たしかに長坂統合小学校の反省点としまして、あとになって道路整備というのを計画しているという現実もございます。したがって現在、高根地区の小学校の統合、中学校の統合につきましては、配置案を検討する段階で道路整備の状況ですとかを関係各課と連携をしながら配置案の計画をつくっていきたいということで計画をしております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、22番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

私たちの議員の任期も残りわずかになりました。任期最後の9月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問させていただきます。

東日本大震災から1年6カ月が経過しましたが、いまだ原発事故による避難している被災者はたくさんおり、引き続き放射能除染と原子炉の安全性の確保が大きな課題となっています。国民一人ひとりがその思いを1つにして乗り越えていかなければならないと考えています。

こうした中、野田新政権が発足し1年が経過しましたが社会保障と税の一体改革を巡り、与野党の駆け引き、根回しにより成立はしたものの野田政権の支持率は低下、今後の政局の行方は不透明で民主党の代表選や自由民主党の総裁選の結果次第では大きく政界の再編成があり、波乱含みで解散総選挙の可能性ががあります。

そうした中、本市においては合併8年目を終えようとしています。太陽光や水力発電など自然エネルギーにいち早く取り組んでいることは、一定の評価をしているところであります。本市の基幹産業である農業振興など、これからも新規就農者などできる限り受け入れて農地の有効活用や耕作放棄地の解消などに、積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

それでは、質問に入ります。

最初、大きな1番としまして農林業の振興についてを伺います。

水資源や日照時間、森林環境は日本一といっても過言ではないほど、自然環境に恵まれた北杜市は高原の特性ともいえる日中と夜間の温度差も要因となり、おいしい高原野菜や米作りなどの農業が大変適していて、農業が市の基幹産業となっています。また豊富な森林資源を生かした事業やプロジェクトも多数、計画されて実施されています。

その1つとしてバイオスタウン構想が制定され、バイオスエネルギーや食材残渣を利用

した堆肥のプロジェクト、バイオディーゼルの活用など協議がされています。資源を有効に活用し、推進していくことは市の実績財源や費用軽減などにも併せて効果が考えられます。推進を図るべきだと思います。

大きな1番として、バイオマスタウン構想の現在の進捗状況についてお伺いいたします。

T P P問題をはじめ日本全体の農業について真剣に取り組むときであり、東日本大震災以来、安心して農業ができる北杜市に大きな期待がかけられます。しかし一方では高齢化が進み、将来の経営が困難な状況も多くあり、担い手の育成は大きな課題でもあります。

2番目としまして、新規就農者助成制度を活用した担い手の育成状況についてお伺いいたします。

新規就農者助成制度は農業機械の助成や、今年度から始まった青年就農給付金や農地の斡旋等、さまざまな施策があると思われれます。こうした支援にはどのようなものがあり、それを活用した担い手の育成状況について、お伺いいたします。

近年、野生鳥獣害による農作物への被害が増大し、生息地域も拡大しています。丹精込めた作物が一瞬の間に食い荒らされ、長い間の苦労が水の泡と化しています。このままでは農家の勤労意識も低下してしまい、耕作放棄地が増えていくことは目に見えています。また同時に耕作放棄地が増えることにより、野生の鳥獣が増殖することにより悪循環が発生します。有害鳥獣とされているシカ、イノシシ、サル、カラスなど管理捕獲や罠による捕獲などが行われていますが、頼みの綱である猟友会の会員が高齢化し、なんらかの対策をとらせる必要があると思えます。

捕獲や殺傷したあとの処理は埋めてしまうと聞いており、資源として活用できればと思います。市内に肉の処理施設があればジビエとして食品店で調理され、顧客に提供されます。市内には肉の加工施設があり、県内の他の地区からもたくさんの肉が運ばれ加工されています。処理施設さえあれば捕獲、処理、加工、調理と一連の工程がすべて市内で行われ、特産品となり得るのではないかと考えます。

農業被害を減らし、市の特産物として価値ある商品に変えられることは大きな利点であると考えますが、鳥獣害対策として3点、伺います。

1つとして、猟友会の高齢化への対応は。

2つ目、捕獲後の処理の実態は。

3つ目、有害鳥獣を増やさないための対策は。

次に4番として、ジビエ加工施設と特産品の考えについてお伺いいたします。

また農家の高齢化など多くの課題を抱える中、米は全国でも優秀品として認定されています。稲作収入は農家の安定した収入基盤ともなっておりますが、現在の状況と戸別所得補償、また転作状況について質問いたします。

5番として、24年度水稲作付面積と転作奨励作物の状況は。

6番として、24年度個別補償の状況についてお伺いいたします。

大きな2番としまして、教育現場の現状と課題は。

昨年の10月に滋賀県の大津市で、中学2年生がいじめが原因で自殺した事件が発生しました。両親が再三、警察へ被害届を出したにもかかわらず受理されなかったことに端を発し、警察が教育委員会や学校への強制捜査に踏み切りました。両親が市と同級生などに損害賠償を求める訴訟までに発展し、市では和解を求め教育委員会では訴訟の継続を求めて見解が分かれ、

波紋を呼んでいます。今回のこの事件は、今後の教育現場の問題として大きな影響があるものと大変危惧するところであります。

こうした中で、いじめが原因で自殺した例を大きく取り上げられる例が多く見られます。全国的に学校や教育現場でいじめや不登校が深刻な問題となっています。幸い本市では、このような事件は発生していませんが、現状と市の姿勢についてお伺いいたします。

1つとして、不登校の現状は、小中学校別をお願いします。

2つ目として、虐待の現状は、小中学校別で。

3番目としまして、いじめの状況は、小中学校別で。

4番目として、1から3までの対策と効果は。

5つ目としまして、保護者間や先生にトラブル等の問題はないか。

大きな3つ目としまして、障害者支援についてお尋ねいたします。

障害を生まれながらにして持ち一生を送る人、ある日突然、事故に遭い、後遺症が残ってしまった人、健康を損ね体の自由がきかなくなってしまった人など、いろいろなことが原因になります。このことはまったく人ごとではなく、自分自身がいつそういう立場になるか、皆目見当もつきません。生活していくのに暮らしやすいバリアフリーの都市計画やインフラの整備に加え、精神的なフォローも考慮し、障害を持つ人が安心して暮らせる住みやすい北杜市を構築していく必要があります。障害には身体・知的・精神障害があり、障害の程度もさまざまですが、現在は3障害をもとに支援がとられています。障害の程度や自分に適した職種があれば十分、自分の持っている機能を使い勤労することができます。また社会参加をすることにより人の交流や生きがいを見出し、障害が軽減されることが多々あります。

そこで以下2点、お伺いいたします。

障害者支援の主な取り組みと効果は。

2つ目としまして、障害者数と就業の状況をお尋ねいたします。

大きな4つ目としまして、デマンドバスの現状と活用についてお尋ねいたします。

先般、市内の4つのエリアで8台のデマンドバスの実証運行利用者数についての報告がありました。これによると昨年と比較して、全体では少しずつではありますが増加傾向にあり、各エリアごとの比較では地域人口が要因で利用者数に大きな格差が見られるが、必然的なものであると思います。

デマンドバスは高齢者の手足として、面積が広く居住点が点在する本市において必要不可欠な公共交通手段であります。本年の7月から市としてデマンドバスを市の直営で事業ができないため、事業者である市内のタクシー会社に運行業務を委託して本格的に実証運行していますが、運営方法にも課題があるため、デマンドバスの運行を委託しているタクシー会社の経営にも大きな影響を与えることや業務委託契約金で調整すべき問題であると聞いています。

今後、使用料の見直しを含め運営経費などの課題もあるが、これからますます高齢化が進み、利用者が増加していくと予測される中で市民ニーズに応え、最大限の活用をしていくべきであると考えます。

当日、予約が多いと聞くが現状の課題は何かとお伺いいたします。

大きな5つ目としまして、国民文化祭の取り組みについてをお尋ねいたします。

国民文化祭は文化の祭典として、全国各都道府県を開催地として行われます。来年25年には富士の国やまなし国民文化祭が県内各地において開かれ、いよいよ北杜市においても開催さ

れることになりました。北杜市には各町単位で地域のイベントや住民が主体となったイベントなど、多くの文化活動が活発に行われます。また著名な文化人が北杜市を訪問され、素晴らしい自然環境に触れて、転居してくる方も数多くおられます。

こうした中、北杜市において国民文化祭が開催されることは北杜市や市の文化を紹介できる絶好の機会であり、北杜市の魅力をアピールし体感してもらうことができます。ぜひとも成功させたいものであります。

24年度にはプレ事業として、市内各所においてさまざまな取り組みがされています。そこで以下4点をお伺いいたします。

1つとしまして、おのおの部門ごとの取り組みは。

2つ目として、プレ事業の開催結果は。

3つ目としまして、市民全体で盛り上げるための取り組みは。

4つ目としまして、開催後の利活用の考えは。

質問は以上で終わります。

今期を振り返りますと市民の皆さまの負託に応え、より身近な開かれた議会を目指して取り組んでまいりましたが、議会活動の中でいまひとつ議会人としての本来の役割を果たすことができなかったことを大変、残念に思っています。

市民の多くの皆さまから、しっかり見える議会活動をしてほしいとの声が聞こえます。改選後の新しい議会、議員活動に大きな期待を寄せて質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

農林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、バイオマスタウン構想の進捗状況についてであります。

北杜市バイオマス活用推進協議会において、バイオマスエネルギーをはじめ、堆肥化のプロジェクト、バイオディーゼルのプロジェクト、メタン発酵によるプロジェクト等々、事業実施に向けて検討をいただきました。

これらをもとに、バイオマス資源の有効利活用の取り組みを継続・強化していくことを重視した北杜市バイオマス活用推進計画を今年度中に策定することにより、市内における未利用バイオマス資源の有効利活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、新規就農者助成制度についてであります。

新規就農者への支援は、市による就農希望者および就農者に対する相談受付や就農を前提とした研修を行う農家への助成、県の経営体育成事業による農業機械の購入補助をしております。また、本年度新たに始まった人・農地プランによる青年就農給付金制度、さらに市の農業委員会や北杜市農業振興公社による農地の斡旋や標準小作料の補助等、さまざまな施策が関係機関との協力のもとに講じられております。

こうした施策により、新規就農者として県より認定された認定就農者数は平成22年度は6名、平成23年度では13名であり、過去5年間で45名となっております。

特に青年就農給付金制度においては、就農時45歳未満かつ就農5年未満の新規就農者について、本市では30名が認められました。この制度は就農直後の不安定な経営に対する不安を解消し、農業への意欲の向上を図ることを目的とされていることから、地域農業の担い手として定着が促進されることを期待しております。

次に、デマンドバスの現状と活用についてであります。

デマンドバスの現状については本年7月からの運行の見直しにより、大幅に利用者が増加しています。白州・武川エリアと明野・須玉エリアは、八ヶ岳エリアに比べると若干利用者が少ない状況となっています。これらの地域は、韮崎市への路線バスが運行されていることや地理的に1乗車あたりの時間が八ヶ岳エリアに比べると長いことも要因であると考えられます。

当日予約の成立件数は7月は92件で1日平均3.7件、8月は106件で1日平均3.9件となっておりますが、当日予約は予約の空きがなければ成立しませんので、7月からのフルデマンド化により予約件数が増加し、前日までに1日の運行が予約でほぼ埋まっているエリアでは、当日予約の件数はあまり増えないものと考えられます。

また、最近では当日の予約キャンセルが増加している傾向が見られます。デマンドバスの大きな課題としては、タクシー事業への影響が表面化してきたことにより、タクシー事業者から運行の見直しを求められていることでもあります。

デマンドバスの運行については、タクシー事業者のご理解とご協力なしには成り立たない事業であるため、今後の運行の見直しについては十分に協議を行い、妥協点を見いだしていくことが必要であると考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えをいたします。

教育現場の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不登校の現状についてであります。

文部科学省では不登校児童生徒とはなんらかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しています。

本市の不登校の実態は平成24年7月末で小学校児童8名、中学校生徒20名です。

不登校は児童生徒が充実した学校生活を送り、生きる力や生涯学習の基礎を身に付けること、学習権を保障する観点からも見過ごしてはならないと認識しております。長期にわたって欠席している児童生徒についてはその要因や背景はさまざまであることから、状況を適切に把握し対応を検討する必要があります。

学校においては保護者と信頼関係を築きつつ、保護者を通じて状況把握に努め、対応を学級担任のみに任せるのではなく、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等、当該児童生徒との関わりを持てる者が継続的に家庭訪問を行うなど、組織的な対応をしています。

教育委員会といたしましても状況に応じて共通理解を図り、医療機関や相談機関等の専門機関と連携するとともに、保護者へ専門機関を紹介しているところです。

今後も児童生徒同士はもとより児童生徒と教員との望ましい人間関係の構築を図り、日常の

授業、その他の教育活動の充実に資する学校経営を推進するよう、定例市校長会で指導してまいります。

次に、虐待の現状についてであります。

児童虐待の分類は身体的虐待、性的虐待、養育の拒否や放置をするネグレクト、子どもの存在を無視し、暴言を浴びせるなどの心理的虐待があります。

本年度8月までの児童虐待通告受理件数は、市および児童相談所を合わせて8世帯14人で、そのうち小学生が5世帯9人、中学生についてはありません。

虐待の原因は親の育児ストレス、複雑な家庭構成や経済的困難などが複雑に絡み合っております。市では要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所などと連携を図りながら、実務者会議や個別ケース会議を開催して孤立を防ぐための対応、就職の相談や専門機関の紹介など、きめ細やかな対応により、児童虐待の早期発見や適切な保護などの支援対策を講じております。

次に、いじめの状況についてであります。

本市の小中学校いじめの認知件数は、平成24年度当初から8月末までに小学校37件、中学校51件の報告がありました。そのうち、いじめが解消されているものは、小学校ではすべてが解消され、中学校では30件が解消されております。

いじめの認知件数のうち、学校として児童生徒の生命または身体の安全が脅かされているような重大な事態に至る恐れがあると考えられるものは、本市においてはありません。

いじめは人権や人間性を損なうものであり、犯罪行為にあたる可能性があることを認識しています。本市では学校や保護者・地域・カウンセラーなどの地道な努力により、今のところ痛みしいことは起こっておりません。しかし、いじめをしない指導、起きたときの対応のあり方についての指導を一層充実することが必要であると考えています。

そこで児童生徒に対する具体的な指導のあり方や、いじめやそれに発展する可能性のある事例への対応などについて、学校、教育相談機関、保護者や地域関係者と連携して早期に対応するよう努めているところです。

次に、保護者間や先生とのトラブルについてであります。

本来、学校と保護者は信頼関係が重要であり、児童生徒の教育に相互が連携して取り組んでいくことが必要であります。本市では、学校と保護者の関係は好ましく機能していると認識しています。保護者が学校に学校教育やわが子のことについて問い合わせたり、意見や感想、要求をしたりすることはあって当然のことであり、学校と話し合いをすることは重要であります。一部には理不尽な要求をしたり、一方的なクレームをつけたりする保護者が問題になっております。本市においても年間数例あり、その都度、学校と教育委員会が連携して対応し、保護者の理解に努めているところであります。

次に国民文化祭の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、部門ごとの取り組みについてであります。

富士の国やまなし国民文化祭は「文化の風とあそぶ～みつめる・こえる・つなげる」をテーマに平成25年1月12日から11月10日までの11カ月間、県内各地で開催されます。

北杜市では国民文化祭北杜市実行委員会が北杜24景フットパス、ジュニアコーラスの祭典inほくと、囲碁サミット2013in北杜、金田一春彦ことばの学校、稲絵アートフェスティバルの5事業を主催いたします。

また民間事業では県への提案事業として、市内で開催される第7回八ヶ岳音楽祭と甲斐の国

子ども能楽公演が採択されたところであります。

北杜市実行委員会主催事業は昨年8月に専門に活動を行っている市民や学識経験者、県関係者等で事業別企画委員会を設置し、開催要項やプレ事業の計画作成を行うとともに参加者募集や集客のためのプロモーション活動を積極的に展開しております。

また、北杜市の独創的な事業として採択された稲絵アートフェスティバルにつきましては今年3月に企画委員会を設置し、平成19年度に実施した稲文字アートのノウハウを生かし、平山郁夫シルクロード美術館の協力をいただきながら、地元の小淵沢小学校の児童や農協などの関係団体と連携する中で行っております。

次に、プレ事業の開催結果についてであります。

北杜24景フットパス事業はウォーク、フットパス合わせ5事業を計画し、そのうち2事業が終了しております。特に5月13日に、北杜市スポーツ推進委員が主体となって開催しました「第7回北の杜ふるさとウォーキング」には県内外から600名を超える申し込みがあり、県馬術競技場を会場に晴天の新緑のコースの中を歩き、参加者の多数から好評をいただきました。

5月26日に、囲碁美術館と長坂農村環境改善センターを会場に開催しました「第1回名峰と名水の里北杜囲碁まつり」には日本棋院のご協力をいただき、県内外から250名が参加してクラス別囲碁大会、プロ棋士を招いての指導対局、囲碁入門教室を行いました。年配者に交じて子どもや女性の参加も多く見られ、交流も広がり弾みがついたと考えております。

稲絵アートフェスティバル事業は、5月31日に小淵沢小学校5年生による紫稲の田植えを行い、水田にラクダの絵と震災の復興を願った「希望」の文字を描きました。

小海線の車窓からは子どもたちの芸術作品を見渡すことができ、米どころ北杜市の観光スポットともなっております。

7月29日に開催しました「ジュニアコーラスの祭典inほくと」には、県内外から15団体約600名が参加して、素晴らしい歌声を披露していただきました。

高根ふれあい交流ホールをメイン会場に、練習会場や交流会場など3グループに分かれての大会でしたが、それぞれのグループに全国レベルの団体が入ったことで市内団体にとっていい学習の機会となり、本番にも大いに期待が持てると考えております。

「第13回金田一春彦ことばの学校」は、9月1日に高根ふれあい交流ホールで300名が参加し、方言教室や金田一秀穂氏の講演会など4つの授業を行いました。方言川柳において例年をはるかに上回る2,484句の応募がありました。このことは、実行委員の皆さまの長年の努力の賜物と感謝しております。

次に、市民全体で盛り上げるための取り組みについてであります。

国民文化祭は多くの市民の方に鑑賞していただくことも大事ですが、各事業に直接的に関わっていただくことが事業を盛り上げるためには必要と考えております。そのため、企画委員会のもとに事業をサポートしていただく団体を組織しまして、出演者や会場の対応、宿泊や観光案内、商工会を通しての北杜市の特産品の紹介、また昼食に打ち立ての手打ちそばの提供、会場でのお土産販売など多くの市民の方々にご協力をいただいております。また、市内小中学校、高校が取り組む創造的な文化事業を北杜市実行委員会の公認事業として位置づけ、市民に広報して国民文化祭と学校が一体となって事業を推進しております。このほか観光協会やリトリートの杜など観光関係団体にはプロモーション活動を、企業・団体からは飲料や賞品の提供

などさまざまなご協力をいただいております。

次に、開催後の利活用の考え方についてであります。

国民文化祭を成功させることは当面の目標であります。これを契機として主催する事業や関連する文化事業をさらに魅力ある事業として、国民文化祭以降も発展させていくことが必要と考えております。そのため囲碁では女性や子どもの囲碁大会の開催、ジュニアコーラスでは新たな合唱団体の育成、ことばの学校ではさらなる授業の充実を図ってまいります。フットパスでは国民文化祭で作成したウォーキングマップを活用して、観光関係者や市民団体などが自然と文化に触れる自主的なウォーキングツアーが展開していけるよう、関係課とも連携してまいります。

また、主催事業以外にも国民文化祭によって機運が高まった小中学校の文化事業やホール事業においても今後さらに発展していけるよう努めてまいります。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

障害者支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、障害者支援の主な取り組みと効果についてであります。

障害のある方々やそのご家族が地域で安心して暮らせる社会を目指し、市ではさまざまな施策に取り組んでいます。このうち特徴的なものとして、1点目は障害者総合支援センターかざぐるまにおける各種支援であります。かざぐるまは昨年10月の開所以来、専門職による相談支援事業や日中活動の場を提供する地域活動支援事業を行っており、地域に根ざした施設として定着してまいりました。

例えば、延べ相談件数はかざぐるま開所前の平成22年度では1カ月平均99.3件であったのに対し、開所後の平成23年10月から平成24年7月までの間では1カ月平均113.1件であり、およそ14件増加しています。

また地域活動支援事業の実利用者数については、かざぐるま開所直前では21名でしたが本年9月1日時点では34名にまで増えました。

利用者の中からは、より難しい作業を行う事業所にステップアップする方も出てきており、はじめは閉じこもりがちだった方が生活のリズムをつかみ、自立への一歩を踏み出すという効果も表れています。

2点目は、ほくとハッピーワークによる障害のある方への就労支援であります。

本年6月、福祉事務所による生活相談とハローワークによる職業相談を一体的に実施する、ほくとハッピーワークを開所しました。障害のある方については、これまで延べ9名の方に利用していただいております。

現時点ではまだ就労まで至った方はいらっしゃいませんが、引き続きハローワークとの一体的な支援を行ってまいります。

次に、障害者数と就業の状況についてであります。

本年4月1日現在、市内で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は重複もありますが、合計で2,674名です。また、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを受けている方は本年4月1日現在、410名いらっしゃいます。

こうした中、平成21年度から23年度までの3年間で、障害者自立支援法の就労移行支援サービスを通じて一般就労に至った方は15名です。

市では障害のある方の外出を支援する移動支援事業について、本年度から用途を通勤まで拡充し、障害のある方が就労しやすい環境整備を図っております。

今後もほくとハッピーワークなどを活用し、就労支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

農林業振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、猟友会の高齢化対策についてであります。

市では北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業として、地区等で推選された方が新規に第1種猟銃、わな猟の免許を取得する際のセミナー受講料や免許申請手数料、教習射撃受講料の補助を実施しております。

また、本年度より創設された北杜市鳥獣被害対策実施隊の隊員となった猟友会員には、狩猟税の軽減やライフル銃の所持許可の特例が認められており、こうした事業や制度は猟友会の高齢化対策や育成対策につながるものと考えております。

次に、捕獲後の処理についてであります。

現段階では、専用処理施設もないことから小動物は一般ゴミとしての処理、大型動物は森林の奥地での埋体処理が基本となっております。

次に、有害鳥獣の対策についてであります。

市では有害鳥獣の個体数調整として、北杜市特定鳥獣適正管理事業での捕獲と有害鳥獣捕獲を実施しております。対象となる鳥獣はニホンジカ、イノシシ、ニホンザルのほかカラス、アラグマ、ハクビシンも含まれております。特にニホンジカにつきましては、今年度から5カ年計画で、県内において年間8千頭の管理捕獲の実施が県より示されており、市といたしましても管理捕獲数を増やすことを考えております。

次に、ジビエ加工施設設置と特産品についてであります。

平成21年度のジビエ加工処理施設検討会の立ち上げ以降、原料の時期的な安定確保や需要販路の拡大などの運営課題もあり、現段階では具体的な設置案は提示されておられません。

引き続き事業展開に積極的な団体等を模索する中で、設置案の提示と特産品開発の支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、平成24年度水稻作付面積と転作奨励作物の状況についてであります。

水稻作付面積は1,891ヘクタールとなっており、昨年とほぼ同様の面積となっております。転作奨励作物の状況についてはまだ確定していない状況ではありますが、大豆が約47ヘクタール、麦類が約23ヘクタール、ソバが約122ヘクタール、その他約110ヘクタール、合計で約302ヘクタールの作付けを見込んでおります。

次に、平成24年度戸別所得補償の状況についてであります。

加入農家数は昨年度約1,500戸に対し、本年度は約2,900戸が加入し、約93%の増加で対象面積は昨年度958ヘクタールに対し、本年度は1,906ヘクタールで約99%

の増加となっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開時間を1時45分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時45分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁が終わりました。

渡邊陽一君の再質問を許します。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

再質問につきまして、お願いいたします。

まず戸別所得補償について、お尋ねいたします。

加入者数、対象面積とも増えているが、その訳と25年度に向けての考えをお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

渡邊議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまのご質問でございますが、加入者数、それから対象面積、これは22年と比べて23年が落ちている、それに比べて24年が増えている、そういうことの分析ということでしょうか。

まず平成23年度につきましては、その前の年、平成22年度がモデル事業であったこともありまして、制度がまず大きく変わったことがまず1つ。そして本格実施によりまして各農家へ一律に水稲作付面積の配分を行いました。こうしたことから、平成22年度に比べて加入率が下がったものと考えております。このため、平成24年度にあたりましては関係機関と十分調整を図った上で北杜市農業再生協議会におきまして、農家の水稲作付けの意向調査をまず行いました。そういう手法をとったこともございまして、平成24年度は加入率がかなり上がったのではないかなと、こういうふうに考えております。

また来年度に向けての考え方ということでございますけども、引き続きより一層加入促進に向けて再生協議会ですとか関係機関と連携して取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

転作奨励作物についてを、またお尋ねいたします。

売り上げに戸別所得補償などによる助成金を加えた収入額で、米の収入に一番近いものは何ができるかということをお尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの再質問にお答えをいたします。

米の収入に一番近いもの、これは品目をお答えすればよろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

転作奨励作物で今後もその作物を奨励していくのかどうか、併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

それでは米の収入に一番近い品目、また併せて転作奨励作物の今後の奨励というお尋ねかと思えます。

まず1点目でございますが、この戸別所得補償制度がそもそも主食用米並みの所得を転作奨励作物の栽培についても、所得を確保しようとする趣旨でございます。その格差是正のため、全国统一単価を定めているという制度でございますので、最終的に米の収入にそれぞれが近づいていくものと思えます。農林水産省で発表しました米と、それから転作する作物の所得比較のデータによりますと、10アールあたり主食用米は4万円。これはシミュレーションのイメージでございますが、ソバが4万1千円。大豆が4万3千円。小麦が4万2千円となっております。したがって、ほぼ主食用米と同等な所得が得られると、こういう結果となっております。

それから2点目ですが転作奨励作物、今後の奨励でございますが、本市におきましては産地づくり資金助成制度というのがございます。これは奨励作物のさらなる品質の向上、ならびに生産性、出荷量の増産を目的とするものでございますので、今後もこの制度を活用して引き続き奨励に努めてまいり、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

それではもう一つ、お聞きしたいと思います。

障害者と認定された人の数を過去3年間、遡って教えていただけますか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

過去3年間ということで、平成21年から平成23年度までの新たに障害者手帳等、交付されました方につきまして、お答えをしたいと思います。

身体障害者手帳につきましては592名の方、そして療育手帳につきましては31名、精神障害者保健福祉手帳の方につきましては、61名の方が新たに交付をされたというふうな状況でございます。過去3年間の手帳の所持をしていらっしゃる総数につきましては、先ほど24年度は2,674名というふうにお答えをいたしました。23年度につきましては2,684名。平成22年度につきましては2,637名。平成21年度につきましては2,587名というふうな状況になっております。

また手帳は持っていないけれども、自立支援のサービスを受ける方がいらっしゃいますけれども、自立支援法上の障害福祉サービスの支給決定を新たに受けた方につきましては、過去3年間で102名というふうな数字になってございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

もう1点、お聞かせください。

一般就労できた人の障害の程度と職種、それから市内の企業が市外の企業かを教えていただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

一般就労に移行した方が15名いるというふうに先ほど答弁いたしましたけれども、その方たちにつきましては障害の程度と職種、それから市内の企業が市外の企業かというふうなご質問でございますけれども、過去3年間に職業訓練を受けまして就労移行支援事業を利用して一般就労に結びついた方のほとんどの方は、療育手帳の等級が軽度の分類になるB1、B2の方でございます。職種につきましては製造業、それからリサイクル業、清掃業、クリーニング業、それから農場、飲食業等でございます。

勤務地につきましては市内が8名、市外が7名というふうなことになっております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、渡邊陽一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

代表質問の中の農林振興の中の鳥獣害対策として、猟友会の高齢化の対応ということの中で、ちょっと質問をしたいと思うわけだけでも、先ほどちょっと答弁の中でそのような答弁があったわけだけでも、再度また私のほうからも聞きたいと、こんなふうに思います。

鳥獣害対策について、銃刀法が難しくなる中、銃砲等の所持が大変難しくなってくると。そしてまた北杜署においても受講者は年に1人か2人というふうなことの中で、果たしてその1人か2人が狩猟許可が取れるかどうかという、非常に厳しくなってきたおわけでございます。このように所持の取得は大変難しいものとなり、新しい会員の増加はあまり望めないではないかと。

これはなぜかということ、ご存じのように射撃場が韮崎にあったのがちょっとなくなったということで、実射のほう長野県の伊那市とか佐久平とかそういうところで、山梨県でも八代があるわけだけでもちょっと遠いということで、若者はなかなか挑戦をしていただけないというのが現状であるわけだけでも、その中で高齢化が進むとともに狩猟申請やら定期検査、そして3年に一度の公安委員会の講習会があるわけです。そしてその中で狩猟許可と、継続するのは大変時間と費用がかかると。そしてこれは所持の年齢にもより、また複数のものによっても毎回違うということで、非常に時間がかかるとこういうことでございます。

猟友会の中ではそのようなこともあって、この実猟をやめてクレー射撃のほうへ転向する方も、若者が出てきてしまったということが現状です。これはなぜクレー射撃でということ、その銃を持っているということによって、やはり使わなければ駄目だという法律があるんですよ。それで眠り銃はこれはいけないということの中で、実猟は嫌だけでも競技用のほうはいいではないかということで、そちらへ進んだということでございます。

また以前の報道のように、北海道等では自衛隊等々に依頼して空からの捕獲作戦を行ったことも聞いたことがあるんだけども、あまり成果は思うようにはいかなかったかなということでございます。

また農作物に対しての被害、また最も恐ろしいというか怖いのは、最近いろんな報道の中でクマ等の出没が非常に多くて、NHKの報道の中でも北杜市がトップクラスの中で出会いがあるなということで、人々の普段の生活にも危険を感じることであろうかなと思います。

基本的に鳥獣対策等は、やっぱり個体数を減らすことが第一ではないかと思うわけでございます。今のような状況下では、また農家等では皆さんのように、本当に網等が張り巡らせてあるところは目で見て分かる被害はないかなと思うけども、その中でシカ等が網へ引っ掛かって、1年を通してわれわれ、専門用語でとめやというわけですけども、そんなようなことで1年を通して依頼があるということが今、行われているわけだけでも、今後の対策として猟友会の皆さん、継続やら会員の新しい方やらの中で、できるだけ個々にこれが行われるわけだけでも、補助金等々をひとつ出して、以前はご存じのように趣味で狩猟を楽しむ方がいたわけで、これはなぜかということ鳥とか山鳥とかそういった猟が盛んというときがあったけど、最近のご存じのように違う鳥獣という、全然違うシカとかそういうことで、猟友会の中でも非常に様変わりしてきておるなということでございますけども、ぜひひとつそういう方々のほうへも個々にそういう経費等、補助金等を考えていただいて、なるべく猟友会を減らさないようにやっていけたらなと、こんなふうに思います。

銃は皆さんが思うように自衛隊と猟友会しか所持は与えていないというのが現状ですので、

ここを大事にしないと個体数を減らすには大事な仕事だなということでございますので、その補助金等々の考えはいかがかなということが質問の内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの秋山九一議員の関連質問にお答えをいたします。

猟友会の会員数の減少を憂いて、最終的に猟友会へ経済的な支援はいかがお考えかというような質問趣旨と捉えて、ご答弁をさせていただきますがよろしいでしょうか。

猟友会への経費面で数々の補助制度でございますけども、現在、市におきましては有害鳥獣捕獲活動支援交付金という制度がございます。これは各町ごとにある猟友会の支部に対しまして、分会の数ですとか、それから会員の割合に応じまして経済的な支援をしているものでございます。

したがって、これを今後とも継続することによりまして、まず経済的な支援を確保してまいりたいということが1つ。またこのたび、国の鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置法等、大変長い名前でございますが法律がありまして、これが改正されま。改正の内容はこれまで3年ごとに猟銃の技能講習が必要だったわけですけども、これが免除されるということになりまして、猟友会の方々にとってもこれは費用の負担軽減につながるのではないかと期待されるところでございます。

今後ともこうした制度や優遇措置などをホームページですとか広報誌などを通じまして、猟友会の会員の皆さまに広く周知するとともに、会員数の増が少しでも図られますよう引き続き努力をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

いずれにしてもこの質問にもありますように、非常に高齢化ということの中で猟友会のメンバーも非常に頑張っておりますので、ぜひそこらへんをまた行政のほうで見守っていきながら、この事業に積極的に参加していただくようにひとつ努力をお願いしたいと、こんなふうに思います。

以上で終わります。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですね。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

障害者支援について、お伺いいたします。

障害のある方は身体介護とか、それから施設整備、また通院や通学の際の介助等、いろいろ

な支援が必要になります。障害者の福祉は1つには経費がかかるという事業であります。ある面から見ますと福祉サービスが充実しているというバロメーターにもなるわけです。北杜市は介護保険が、これは関係各位のご努力があると思いますが、年々支出が減額となって、元気な方が増えているという説明がございました。

そんな中でももちろん、これはご家庭のいろいろな事情もあって、一概に言えることだとは思いませんけれど、障害を負うようになってから北杜市へ移住された方がお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

保坂議員の関連質問にお答えをいたします。

障害を持ってから北杜市のほうへ移住してこられる方がいるかというふうなご質問でございますけれども、北杜市のほうにはいろいろな事情によって転入をしてこられる方がいらっしゃいます。その中には、障害を持って転入なさる方も含まれております。こういう方たちがどんなふうな理由で移住を決められたかということは、一つひとつ把握していないような状況でございますけれども、言えることでは北杜市には障害福祉分野の事業を行っている社会福祉法人がいくつも存在しています。これらの法人が施設やグループホーム、ケアホームなどの住まいの場を数多く運営しているというふうな事情も一因はあるかというふうにご考えております。

しかしながら、施設へグループホームへの入居を目的として転入された方につきましては、原則として、もとの住所地ですね、住所地特例といえますけれども、自治体が費用を負担するというふうな扱いになっているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では同じ障害者支援なんです、障害者を雇用する場合、雇用する基準とか、それから優遇策などがあると思いますが、先ほどお話を聞いてみますと15名、就労なさっていて市内では8名というふうな話がありました。できれば市内で勤務できることが一番、通勤とかいろいろな支援の部分でもいいかと思うんですが、市として独自に障害者を雇用した場合、企業に対してなんらかの支援策が考えられるかどうか、ぜひ雇用を増やしていきたいというふうな思いもありまして、その部分について質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

関連質問にお答えをいたします。

障害者を雇用した場合につきましては、国においてさまざまな援助策がございます。障害のある方が一般企業で働くということにつきまして、本人の幸せ、それから自己実現につながるということばかりではなくて、納税者の側にもまわるということでございますので、市としてもこれを支援していくことが望ましいことというふうにご考えているところでございます。

国におきましては、民間企業と雇用率の達成率が現在1.8%ということで、またこれは来

年度改正ということになるわけですが、1.8%というふうな義務付けがされているところでございます。

雇用率が未達成のところには納付金を課すとか、それから達成しているところには調整金が支給されるというふうな国の制度があります。そのほかにも障害者を雇用するときには作業施設の設置、整備などを行う場合には企業への支援を行うというふうな、さまざまな支援制度があるわけでございます。

市では今年度から、先ほどもお答えしましたけれども、移動支援の中で通勤にも拡大したということもございますけれども、さまざまなものを検討してどんなふうな支援が必要だということの研究を今後してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございませんか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

9月定例会におきまして、市民フォーラムを代表いたしまして代表質問を行わせていただきます。

皆さんご案内のようにといたしますが、ご覧のように北杜市内は今、黄金色に染まってきております。北杜を代表する農産物の北杜米、今年は高温障害等さまざまな心配がされましたが、順調に育ち、今、本格的な刈り入れの時期を迎えております。北杜の産業はもちろん農業だけではないわけでありますが、この地の農業を代表する米の収穫というのは、やはり私たちに元気を与えてくれる、そんな思いを持ちながら日々を過ごしている状況にあります。

今回の代表質問におきましては、大きく5項目にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目、平成23年度の北杜市決算についてお尋ねをいたします。

平成23年度北杜市一般会計、特別会計決算を見ますと実質公債費比率が17.5%と昨年度より1.3ポイント改善し、県内唯一の起債許可団体を脱しました。また将来負担比率も99.5%と8.9ポイント改善するとともに、経常収支比率も83.0%と3.7ポイント改善などなど公債費残高の積極的な繰上償還を中心とする財政運営によりまして、財政健全化への歩みを確実に強めている決算内容となっております。

そうは申しまして、平成27年度から実施されます国の交付税の段階的縮減は、最終年度の平成32年度には約45億円と見通されており、さらなる公債費残高の削減と自主財源の増加が求められることもまた事実でございます。これらを踏まえながら以下、大きく5点について市の見解をお伺いいたします。

1つ目は、平成23年度北杜市の財政運営につきまして総括的なご見解を伺います。

2つ目は、財政健全化計画の中長期見通しでは平成32年度に赤字団体に転落、平成34年度には早期健全化団体、平成35年度には財政再生団体になるとしてありますが、平成23年

度決算を踏まえて今後の見通しにつきまして、お伺いをいたします。

3番目は、北杜市の総合計画およびアクションプランの進捗状況と課題につきまして、お尋ねいたします。

4番目は、公営企業法に則った簡易水道および下水道事業、ならびに病院事業の財政運営の状況につきまして、お尋ねいたします。

次に大きく2つ目の質問でございます。教育行政につきまして、お尋ねをいたします。

教育は地域づくりの基本であります。日本のみならず、世界で羽ばたけるような人材がより多く、北杜市の教育環境の中から出現することを期待しながら、以下お伺いをいたします。

1つ目、学校統廃合、特に中学校の統廃合問題について現段階での検討内容とスケジュールを含めた今後の見通しをお聞きいたします。

2つ目に原っぱ教育創生事業補助金（小学校それぞれ15万円1校当たり、中学校30万円1校）による各校の具体的取り組み、また増額による効果はどんなものでしょうか。

3つ目に全国的にいじめの問題が深刻化しておりますが、市内でのいじめの問題がどのような状況。また特に保護者への対応や教育委員会としての情報公開のあり方。このいじめに関して。ご見解をお尋ねいたします。

4番目、保育園や幼稚園から小学校、小学校から中学校にあがるときの小1問題、中1ギャップについての市の取り組みについて、お尋ねをいたします。

5番目、学校給食についての児童生徒や保護者の声がどんな状況なのか。特に大規模な給食センターからの配食になった白州小中学校や明野小中学校、校内給食室がなくなる泉小の反応等につきまして、お尋ねいたします。

6番目、生涯学習講座や生涯スポーツ教室についての市の方針と指定管理業者の自主事業の関係、またそのあり方についてお尋ねいたします。

7番目、社会体育施設について平成23年度に使用料改定を行いました。利用者数の動向等の検証はどのようになっているでしょうか。また他の施設、会議室等についての申請方法や使用料統一の見通しにつきまして、お聞きをいたします。

8番目、体育協会や文化協会の自立に向けた取り組みの現状と、それに向けての課題をお尋ねいたします。

次に大きく3つ目の質問でございます。地域医療につきまして、お尋ねいたします。

安心して北杜市で暮らすために欠かすことのできないものが地域医療であります。市民の期待に応えられる医療体制を確保することが重要との観点で以下、お伺いをいたします。

1つ目でございます。地域医療の実態を知る上で市民が入院、また通院している病院の把握は欠かすことができません。北杜市国民健康保険被保険者の入院と通院先について、市内、県内、市外、県外の割合は。同様に救急搬送先につきましてもお尋ねをいたします。

2つ目が、市立病院の患者の診療動向とその分析についてお尋ねいたします。

3つ目、市立病院の施設整備による効果はどのようなものであったでしょうか。

4つ目、市立病院と市内開業医との連携はどのような状況でしょうか。

5つ目、病院改革プランに基づいた経営効率化の達成度等の検証はいかがでしょうか。

それから6つ目、限られた人数の医師の負担を軽減（書類作成等）するための行政としての対応はどのようなものでしょうか。

7番目、入院日数の長期化による病院の負担、また在宅で看護等をする家族の負担を軽減す

るため、介護保険の適用が欠かせないと考えておりますが、認定時期についての市の考え方をお聞きいたします。

大きく4つ目の質問であります。デマンド交通について、お尋ねをいたします。

デマンド交通は市民、特に高齢者の足の確保のみならず通院手段や買い物などによる地域経済活性化への寄与、積極的外出を促すなど高齢者の健康増進や社会教育推進などにも貢献しており、今後さらなる利活用が見込まれる一方、市民バス運行と合わせて市の財政負担は重く、また事業継続に欠かせない民間事業者の営業に与える影響など、多くの課題を抱えております。

しかしながら急速に高齢化が進む本市にあつては、市民の皆さまが安心して暮らせる環境を確保するためにもさまざまな課題を乗り越え、10年20年先を見越した政策としてデマンド交通の本格運行を実現すべきとの観点で以下、伺います。

1つ目でございます。フルデマンドシステム導入をはじめとする、さまざまな見直しが行われている実証運行の現状について、お聞きをいたします。

2つ目です。事業の目的である市民、特に高齢者の外出支援による効果をどのように評価しているのか。また、その根拠となるものは何かをお聞きいたします。

3つ目、事業に協力をいただく民間事業者から委託料の算定をはじめ、さまざま不満の声が挙がっておりますが、市はどのように対応し安定的な協力を仰いでいくのでしょうか、お尋ねいたします。

4番目、市民の利用を促進するため、市は事業の周知や啓蒙に努めておられます。利用しやすい環境づくりの一環として、バス停の名称表記や予約の方法をシンプルなものに変えられないでしょうか、お聞きをいたします。

5番目、実証期間中でありシステムや取り扱いの変更はやむを得ませんが、利用者から戸惑いの声が聞かれます。小グループでの集まりに出向いて説明する機会を増やすことで理解が進み利用が増えると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に最後の5つ目の質問でございます。防災について、お尋ねをいたします。

いつ発災しても不思議でない震災や台風およびゲリラ豪雨などの自然災害への備えは、北杜市の喫緊な政策課題であります。この観点で以下、お伺いをいたします。

1つ目であります。国は先般、東海から九州沖を震源とする南海トラフ巨大地震の被害想定を発表いたしました。北杜市の防災計画への影響はどんなものでしょうか。

大きく2つ目、防災対策の進捗状況についてであります。その中の1つ、指定避難所で使用する備品等の備蓄状況はどんな状況でしょうか。

2つ目といたしまして、市内各地の自主防災組織や行政区の防災備品の備蓄状況と市の指導はいかがなものでしょうか。

3つ目といたしまして、自主防災備品として16品目が指定されておりますが、地域の実情に合った品目が少ないとの指摘がありますが、どのようにお考えでしょうか。

4つ目、避難所運営に関するマニュアルの整備と関係者への周知は進んでいるのでしょうか。

5つ目、指定避難所となっている学校施設や指定管理施設との役割分担や連携のあり方について、関係者との協議はどのように進んでいるのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、大きく5つを質問させていただきます。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成23年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

財政運営の総括的見解についてであります。

平成23年度における本市の普通会計決算総額は歳入310億円、歳出298億円、繰り越すべき財源6億円を除いた実質収支は6億円となりました。平成22年度と比較すると、決算規模は歳入歳出とも5%程度減少しております。

歳入の減少は国の政策による交付金が大幅に減少したことが主な要因ですが、歳出の減少はこれまで積極的に実施した繰上償還の効果などで、公債費が14億円減少したことが主な要因となっております。その結果、実質公債費比率が17.5%に改善し、知事の許可を得なければ市債の発行を行えない起債許可団体から脱することができたところであります。

財政の健全化の成果は着実に表われており、今後もこの取り組みを積極的に推進することによって、持続可能な財政運営の確立、そして後世に負を残さない将来に責任を持てる舵取りに努めてまいりたいと思っております。

次にデマンド交通について、いくつかご質問をいただいております。

実証運行の現状についてであります。

デマンドバスの運行につきましては、平成21年度から北杜市地域公共交通活性化協議会が行っていた実証運行を本年4月から市が引き継ぎ、実証運行を継続しているところであります。

運行内容についても見直しを進め、当日予約受付の実施、バス停型フルデマンドの実施による運行方向・目安時間の撤廃等を行い、利用者の利便性の向上に努めてまいりました。また、道路事情に合った移動時間の設定等の見直しを行うなどの予約システムの改良や、運転者の休憩時間の設定等による安全運行の確保等の見直しも並行して進めてまいりました。この結果、大幅な利用者増が図られた反面、タクシー事業者への影響が大きくなり、運行の見直しを求められる結果となりました。

次に防災について、いくつかご質問をいただいております。

南海トラフ巨大地震被害想定による防災計画への影響についてであります。

今回、内閣府が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定では、平成17年に山梨県が発表した東海地震による被害想定と大きな違いはなく、本市の地域防災計画を抜本的に見直す必要はないものと考えております。

しかしながら、今後も国の防災基本計画や県の地域防災計画等の修正状況等を注視しながら必要な対策を講じてまいりますので、ご理解ください。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

教育行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学校の統合問題についてであります。

平成22年5月に策定した北杜市立小中学校適正配置実施計画に沿って進めておりますが、

3校を4校にする方策も考慮しながら、平成25年度を目途に配置案を作成し、保護者や市民、関係機関等に提示しながら検討を進めていくことといたします。

また町を越えての統合となるため、通学路や通学方法が大幅に変わることから主要道路等の整備が必要になるため、国・県等との協議とともに通学路を考慮した市道整備については、全庁体制で計画的に取り組むこととしておりますので、配置案はこれらをふまえながら検討しているところです。

次に、原っぱ教育創生事業補助金についてであります。

原っぱ教育創生事業補助金は北杜市の学校教育、原っぱ教育の中でたくましい北杜っ子育成事業と位置づけ、各小中学校において独自性を確保しながら自由に実践活動を行う事業に対して補助するものです。

各小中学校とも北杜市の自然や人材、文化施設など地域の資源を活用した事業を行っております。

小学校においては、縦割り班によるウォークラリーなどで地域巡りを行い、自然や歴史に触れるとともに地域の方の話を聞いたり、総合学習などで地元の方やお年寄りを学校に招き、陶芸や昔の遊び体験を行ったりしております。

中学校においては、太陽光発電所などの施設見学や福祉学習として福祉施設の訪問、福祉講話、福祉体験などを行っております。

また、太陽光発電の余剰売電収入を学校に還元するため補助金の増額を行いましたが、農業体験で育て収穫した米や野菜を使って、今までできなかった収穫感謝祭を行ったり、芸術鑑賞を行い優れた文化や芸術に触れる機会を設けたりするほか、学力・体力の向上のための環境整備を各学校の要望に応じて行っております。

次に、いじめの問題についてであります。

いじめは人権の侵害であり、あってはならない行為であり、許してはならないことだという認識を持っております。

本市の小中学校の状況は各学校の取り組みや保護者の協力、スクールカウンセラーの指導・支援もあって、深刻ないじめの状況はありません。

今後とも各学校における児童生徒への指導を充実させるとともに、学校、保護者、関係者の連携のもとに、いじめ問題に取り組んでまいります。

保護者の対応については教育上の諸課題の相談に応じたり、児童生徒の学校生活を円滑に送る上でのアドバイスを行っております。

教育委員会としての情報公開のあり方については、いじめについてはさまざまなケースがあり様でないこと、本市においては深刻ないじめの状況はないことなどから、情報公開については慎重に取り扱わなければならないと考えております。

次に小1問題、中1ギャップについてであります。

小1問題は第1学年の子どもが落ち着きのない態度を示し、教師の言うことを聞かず学級内を徘徊することなどです。そこには、乳児期から幼児期にかけての子どもの育ちにおける環境の変化や家庭内のしつけの問題があるとされています。一方、小学校での生活への円滑な適応という点からは遊びが中心である保育所、幼稚園の生活から学習が中心になる小学校での学校生活への変化という点に着目することが大切だということもあります。

中1ギャップは小学生から中学校1年生になったとたん、担任制から教科ごとの教師になる

など学校や学習、生活の大きな変化になじめず居場所を失い不登校になったり、いじめが発生したりする現象です。

本市では、小1問題においては各小学校とも入学後さまざまな不適應の状況を示す子どもに対して、なぜ子どもたちがそうした行動を示すのか、保護者との情報交換を行う中で個々に対応しているところです。

また、小学校生活への接続がうまくいくよう、小学生が保育園の園児と遊びを通して交流する学習活動、保育士と小学校教師の定期的な情報交換、さらに保育園のときの実態を把握し、入学後にきめ細かな指導を図るための小学校教師による保育参観などを行っています。

中1ギャップでは、小学校と中学校の連携強化を図るために中学校教師による小学校への出前授業、中学校スクールカウンセラーによる小学校6年生への講話、中学校部活動の見学や体験などさまざまな取り組みが行われています。

どちらの問題も校内において、担任、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーなどで体制をつくり、問題がある場合には早期の解決にあたっています。

また、児童生徒それぞれに応じた指導や教育相談的配慮を図るため、市単教員を昨年度より7名増員し、30名できめ細かな指導ができるよう支援しているところであります。

次に、学校給食についての児童生徒や保護者の声についてであります。

今年度より、単独調理場でありました白州小学校151食、白州中学校106食を北杜北学校給食センターから、また明野学校給食センターから配食してありました明野小学校264食、明野中学校148食を北杜南学校給食センターから配食しています。

また、明野学校給食センターでは対応できませんでしたアレルギー除去食を明野小中学生3名に提供していますが、現在まで保護者等からのご意見は寄せられていません。

今後も学校長、保護者、栄養士等で構成されている北杜市学校給食献立作成委員会等の意見を伺いながら郷土食・行事食、地産品を取り入れた栄養バランスの取れた安全な給食に努めてまいります。

泉小学校につきましては、平成25年度より北杜北学校給食センターから学校給食を配送し、ランチルームは改築することで、ご理解をいただいたところです。

また、泉小PTAからご要望いただいた親子給食試食会や栄養士および調理員との交流の実施、地産食材の活用等については他の学校給食センターと同様に実施してまいります。

次に、生涯学習講座等の方針と指定管理者の自主事業の関係についてであります。

市では教育基本法に定める生涯学習の理念に基づき、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる社会を目指しております。

そのため、市民の要求課題に対応する様々な学習講座や地域の特性を生かした講座の開設を行うとともに、青少年教育や家庭教育の支援といった必要課題にも取り組み、学校や北杜市青少年育成市民会議などと連携する中で、子どもたちの野外活動や保護者を対象とした家庭教育支援事業を展開しています。さらに地域での学習活動を推進するため、公民館単位で講座が開設できるよう、公民館分館活動補助金を交付して地域での社会教育を支援しております。

また市民が健康増進や体力向上のため、それぞれの体力や年齢に応じてスポーツを楽しむことができるよう、体育協会やスポーツ推進委員と連携する中で、スポーツ大会や各種軽スポーツ教室、水泳教室などを行っています。

一方、指定管理者におきましては体育施設の有効活用を図るため、トップアスリートを招いてのスポーツ教室や指定管理者の特性を生かした健康教室などを展開していますので、市民にとっても学習講座の選択肢が広がっていると考えております。

次に、使用料改定後の社会体育施設の検証等についてであります。

体育施設の使用料等の改正は、平成22年9月に条例改正を行って市民への周知を図り、平成23年4月から施行しております。

利用者の動向等につきましては、直営の施設においては所管する教育センターで、また指定管理施設にあつては指定管理者が毎年度、月別に利用者数および使用料を集計します。平成23年度は、東日本大震災による計画停電に伴う節電対策等もありましたが、利用者数、使用料ともに前年度を2%ほど上回っております。

また、社会教育施設等の申請方法や使用料の統一については、第2次行政改革アクションプランの中にも位置付けられていることから、現在、所管施設の申請方法のあり方や使用料の算定方式について関係部局と協議しており、平成25年度までには統一した算定基準に基づいた使用料、申請方法を決定することとしております。

次に、体育協会や文化協会の自立についてであります。

平成23年度に緊急雇用対策事業を導入して、体育協会、文化協会ともに自立化した他市町村の状況を調査、研修を行う中で北杜市の自立化プランを作成して、平成24年度の総会において提案し、両団体ともご理解をいただいたところであります。

これに基づき、現在は各教育センターで各町の体育協会、文化協会の担当役員に事務や会計処理等について指導を行っております。また協会本部におきましても、本年度中に役員による先進団体への研修を行い、自立化の意識を高めるとともに、自立後の具体的な運営方法を策定してまいりたいと考えております。

今後は総会時に要望のありました事務スペースや本部事務員の確保、それに対する助成などについて検討してまいります。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

防災につきまして、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定避難所の備蓄状況についてであります。

従来から指定避難所で使用する備品等の備蓄は計画的に進めてまいりましたが、昨年3月に発生をしました東日本大震災を受け、平成23年度には非常用発電機、投光器、仮設簡易トイレ等を追加配備いたしました。さらに、今年度は避難所で避難生活が長期化する場合等にプライベートスペースを確保するため、間仕切りボードやプライベートルームの整備を行います。

今後も有事に備えまして、計画的に備品等の整備を進めてまいります。

次に、自主防災組織や行政区の備蓄状況についてであります。

現在、市内には39の自主防災組織が結成され、それぞれの組織が有事に備え、自主防災組織資機材整備費補助金等を活用し、発電機、投光器、チェーンソー等、防災資機材の整備を進めています。

それぞれの行政区の防災備品の備蓄状況については把握はしておりませんが、自分たちのま

ちは自分たちで守るという理念を育て、災害に強いまちづくりを推進するため、引き続き自主防災組織の育成に努めてまいります。

なお、目安となります災害時に備えた必要備蓄品リスト等についても、引き続き周知してまいります。

次に、自主防災備品の指定についてであります。

防災を進めるためには自助・共助・公助、それぞれの役割が重要となりますが、自主防災組織においては、自助・共助にあたる部分の役割を担っていただくものだと考えております。

市の自主防災組織資機材整備費補助金については、共助に対しての助成を想定しております。発電機や投光器・衛星携帯電話等、日常的に個人では整備できないものを補助金の助成対象として、16品目を指定しています。

各世帯での準備が可能なヘルメット、懐中電灯、非常用持ち出し品等については、自助として備え置いていただくものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、避難所運営のマニュアル整備と周知についてであります。

今年度、避難所の開設・運営マニュアルを作成し市の避難所担当職員等に説明を行い、9月2日の総合防災訓練において、マニュアルに沿った避難所の開設訓練を実施したところであります。

避難が長期化した場合には、避難者による避難所の運営が必要となるため、今後は自主防災組織や行政区の代表者等へマニュアルの周知を図るとともに、避難所の運営訓練の実施も検討してまいりたいと考えております。

次に、指定避難所となっている学校施設や指定管理施設との協議についてであります。

災害等の有事の際、学校施設は避難所として使用されることから校長会・教頭会等で説明や協議を行っています。

また、指定管理施設についても昨年の東日本大震災を受け、全施設と災害時における施設利用の協力に関する協定を締結し、連絡体制、発災時の対応を定め連携を図っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成23年度北杜市決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成23年度決算を踏まえての今後の見通しについてであります。

北杜市財政健全化計画では、平成27年度から始まる普通交付税の縮減額に見合う歳出の削減ができない場合には、赤字団体に転落することもあり得ることを示しているものでございます。

現在、第2次行政改革アクションプランに基づく取り組みを進めるとともに当初予算時の予算要求シーリングなどを通じ、財政健全化に積極的に取り組んでいるところであり、中長期的にも赤字団体に陥ることがないように、的確な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、総合計画および行政改革アクションプランの進捗状況についてであります。

総合計画は、市のまちづくりの将来像を実現するための基本構想、基本計画からなり、これらのまちづくりを実施するための予算と事務事業を掲げた計画が実施計画となっております。

実施計画については、事務事業評価を活用して事業の進捗や今後の方向性について管理しているところであります。

アクションプランについては、総合計画に掲げる市のまちづくりを実現するため、財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化を改革の基本目標に掲げ、81項目の具体的取り組みを行っております。

平成23年度の進捗状況は、5項目において100%の達成率となっております。平均的な達成率は39.2%となっており、平成24年度も引き続き所管課とヒアリングを実施し、取り組み状況の把握に努め、進捗管理を行っております。

今後、行政改革推進本部で確認を行い、行政改革推進委員会でご意見を伺った上で12月議会に報告し、市民にも公表していく予定であります。

また、事務事業評価やアクションプランを進める中での最大の課題は、本市には340もの施設があり、その維持管理費が大きな財政負担となっていることから、施設の整理統合であると考えております。

次に簡易水道および下水道事業、ならびに病院事業の財政運営状況についてであります。

公営企業の経費は、基本的には当該企業の収入をもって賄わなければなりません。平成23年度決算におきましては簡易水道・下水道・農業集落排水事業特別会計に対し、約7億円の基準外繰出を行っており、一方の病院事業特別会計に対しましては基準外繰出は行っていない状況となっております。

引き続き料金の適正化を含む公営企業の経営改革に取り組み、基準外繰出の縮減を図ってまいりたいと考えております。

次にデマンド交通について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者の外出支援による効果についてであります。

デマンドバスの昨年度の利用者数は延べ1万9,160人ですが、その8割以上が65歳以上の高齢者であります。このことは、デマンドバスが高齢者の外出支援に大きな役割を果たしていることの表れであると考えています。

次に、事業者の安定的な協力についてであります。

タクシー事業者から運行の見直しを求める文書が提出されましたので、運行の継続については運行の見直しについて協議し、妥協点を見い出していかなければなりません。また委託料の契約については契約の透明性・公平性・競争性を確保し、適正な価格での契約が行えるよう努めてまいります。

次に、バス停の名称表記と予約方法の改善についてであります。

デマンドバスには、全体で1千を超えるバス停が登録されています。地域のバス停については地域の皆さまに分かりやすく利用しやすいよう地区の要望により設置していますが、中には目標となる建物等もなく、分かりづらい名称のバス停となっているところもあります。

公共施設や大型商業施設等についても敷地面積も広く、乗車場所が分かりづらいといった声もあることから、バス停の名称表記については運行に支障のないよう検討してまいります。

また予約方法については、自分の登録番号と乗車・降車バス停の番号をオペレーターに告げるだけという大変シンプルなものとなっておりますので、高齢者の方にも心配なくご利用いただいております。

さらに、個人が一度ご利用いただいたバス停については利用履歴が残るため、番号忘れや記

憶間違いがあっても、オペレーターがサポートしながら簡単に予約することができるシステムとなっておりますので、今のところ改善の必要はないと考えております。

次に、市民への説明機会についてであります。

利用者を増やす取り組みとして市民への周知が必要であることから、ゲートボール大会等、高齢者が参加するイベントに出向き、制度の周知を図っているところであります。

今後は、介護予防事業等の集まりにも出向くことを予定しています。

また要望があれば、どのような集まりでも伺って説明したいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地域医療について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国民健康保険被保険者の入院と通院先についてであります。

国民健康保険被保険者の入院先につきましては市内が15.2%、市外が70.4%、県外が14.4%となっており、通院先につきましては市内が51.5%、市外が36%、県外が12.5%となっております。

また、平成23年度の峡北消防本部による救急搬送人数は3,729人であり、このうち北杜市立の2病院・2診療所への搬送は948人で、全体の25.4%となっております。市外への搬送は2,548人で68.3%、県外は233人で6.3%となっております。

次に、患者の診療動向と分析についてであります。

入院患者の診療科別の状況は、塩川病院については内科の利用率が全体の38.7%と高く、次いで整形外科の10.3%となっており、長期にわたり治療が必要な医療療養の利用率も49.3%となっております。

甲陽病院では外科の利用率が31.3%と高く、次に内科の17.3%、整形外科の15.6%の順となっております。内科につきましては常勤医師が不在のため、前年度比で14.1%減となりました。

また介護療養の利用率は24.6%、医療療養は10.4%となっております。

また外来患者は塩川病院では内科の利用率が全体の46.8%と高く、次に整形外科の22.6%、人工透析の10.2%となっております。

甲陽病院では内科の利用率が全体の25.2%と高く、次に外科の20.2%、整形外科15.6%、人工透析8.4%であります。

両病院とも入院・外来患者数は前年度対比では減少しておりますが、収益では塩川病院は経常利益1億円余となり、甲陽病院については経常損失が前年度とほぼ同額の5千万円余となっております。

次に、市立病院の施設整備による効果についてであります。

塩川病院は、平成16年度に増改築されたことにより医療機器が充実し、患者数も増えてきたことから、平成23年度には当年度未処理剰余金が7,090万円となりました。

甲陽病院については、療養病棟の建て替え工事が平成23年10月に完了し、11月からの稼働を行っており、療養病床数が36床から32床に減少しましたが、利用については452人増加の9,746人となり、前年度比4.9%の増となりました。

また、平成22年度に経済対策臨時交付金でMRIなどの整備をしたことから、常勤医師による脳神経外科を開設することができました。

次に、市立病院と市内開業医との連携についてであります。

平成23年度から一次救急医療を確保するため地区医師会が当番医を確保し、休日・夜間診療を行う在宅当番医体制が実施されておりますが、患者の症状や時間帯によっては二次救急医療である両市立病院と医療連携を図り、受け入れを行っております。また、両市立病院には地域医療連携室が設置されていることから、開業医との連携も密になっております。

次に、病院改革プランの検証についてであります。

市では国の公立病院改革ガイドラインに基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間で経営の効率化を図るため、病院改革プランを策定しております。

今年度は10回目の会議を行い、平成23年度の点検・評価を行ったところ、塩川病院については、経営効率化にかかる計画目標が達成されました。一方、甲陽病院については、平成22年1月の常勤内科医師の退職等に伴い、経営効率化にかかる計画目標の達成ができなかったことから計画を1年間延長し、経営の効率化を行っているところであります。

次に、医師の負担軽減についてであります。

塩川病院については現在、医師事務作業補助者の育成について検討を行っております。一方、甲陽病院では診断書等の書類作成について、一部記載を事務職員が補助を行っております。また地域医療連携室が設置されていることから、患者の病状に合った継続性のある医療を切れ目なく提供することをこの部門の看護師が指示していることで、医師の負担軽減につながっております。

次に、長期入院患者の介護保険認定申請手続きについてであります。

現在の制度上、医療保険と介護保険のすみ分けがされており、入院中は介護保険が使用できないのが原則となっております。そのため長期入院患者に関しては退院後、速やかに介護保険サービスが利用できるように、退院が見込まれた時点で介護保険認定申請を受け付け、認定審査・審査事務を行い、退院に間に合うように要介護認定を行っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を3時5分といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番議員、清水壽昌君は一身上の都合により本日の会議を退席したい旨の申し出があり、これを許可しましたので報告いたします。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

まず大きい1点目であります、23年度北杜市決算に絡むところで再質問させていただきたいと思ひます。

ご答弁をいただきましたように、23年度の財政運営に關しましてはご指摘のとおり、大きくさまざまな点を改善されたということ、これは大変よかったというふうにお考へております。これができるうしろには国からの交付税が従前よりは、今年度は多少、23年度は減ったとしてもこの間、この民主党政権になってからは交付税の数字が増えたということもありますし、さまざまな経済対策等も行われ、それをもちろん市長はじめ市の職員が優先的にうまく活用していただいたというものに基づくところがあるというふうにも感じておるわけですが、これから先を考へたときに、2つ目の質問でもさせていただきましたが、将来見通しの中でこれからどうあるべきかということをお考へたときに、従前の交付税のありようも、また配分も変わってくるでしょうし、さまざま厳しい状況等も考へられます。

単純に言えば44億円から45億円が不足してくるということですから、今の予算規模よりその分を減らしていかななくてはならない。そうした予算立てをしなくてはならないということになっていると思ひますが、23年度の公債費が数字は非常に近い数字で47億円余を公債費返済元利金へ充当しておりますが、単純に言えばその部分がなくなるくらいの予算立てをしていかななくてはならない。しかし、借金がまったくゼロなんて経営はできないわけですが、少なくとも800億円前半で、今まで納めてきた公債費残高をさらに大幅に縮減していくことが必要だというふうにお考へております。そのための対策を講じていかななくてはならないというふうにお考へておりますが、そのへんについて具体的な対策をどのように考へておられるかをまずご質問したいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

市民フォーラム、篠原眞清議員の再質問でございますけれども、23年度の決算を踏まえ将来的にどのような対策を講ずるのかということだと思ひます。

今までの8年間の、合併してからの取り組みということが、この23年度にやっと、その成果が数字として見えるような状況になってきたわけでありまして、今後につきましても決算における剰余金としては、できる限り減債基金に積み立てながら、さらに繰上償還としての財源として活用していきたいという考へ方でありまして。

また財源不足を補うための特例として発行できる臨時財政対策債、これらの借入れ等についても極力抑えるという形の中で、現段階では少なからず平成26年度くらいまでは、この臨財債というものについての借入れを抑えていけるという見通しを立てておるわけですが、さらにそういった対策の中での公債費を減らす努力をしてまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

先ほどのご答弁の中でアクションプランの課題として、ひとくくりでの答弁という印象だっ

たんですが、345施設の維持管理が大きな課題だと、おっしゃるとおりだと私も思っています。その統廃合を含めた対応をしていかななくてはいけないということの答弁がございましたが、例えば今、小中学校の統廃合もそうですし、保育園もそうですし、さまざま個別にその施設で統廃合の検討がされたりしている事実がございます。それ以外にも温泉の検討をされている部分も聞き及んでおりますが、施設の中にはそれほど大きなお金がかかっていないものがあったりとか、あるいは運営上、多額の資金を必要とするものとさまざまなものがあると思うんですが、北杜市の施設の全体として、こういう方向でいきたい的な検討をする部門というようなところは設けられているのかどうか、そのへんが私ちょっと承知をしていないんですが、トータルで市の施設をどういうふうにしていくという、大枠での考え方というのを示す必要があるのではないかなというふうに思いますが、そのへんについてのご見解をお尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

アクションプランに基づいてということではありますが、まさしく公共施設の数が非常に全国的にも稀なケースとして、数多く抱えている北杜市であります。その維持管理費が大きな財政負担になっていること、これも非常に由々しき問題であるわけでありますので、現在ではアクションプランの中でこれらの整理統合ということを議論させていただいております。それから組織的にはプロジェクトチームをつくり、そこで練り上げ、そしてさらに庁内の検討委員会、検討会議の中でそれぞれの施設を建設した背景というもの、それから性質的なもの、用途的なもの、そういったものもありますので、そのへんも踏まえた中での、統合を目指すための整理をしているところであります。

今後の方向としては25年度までそのアクションプランとしての取り組みの期間がありますので、そこまでにおいては方向づけをきちっとしていきたいということで考えておりますけれども、まず老朽化したものをどうするのかと。それから必ずしも老朽化していることにかかわらず、その利用性というものがどうであるかということ。非常にこのへんの見極めというのが難しい要素が背景にはありますけども、原則的な整理統合の方向性、しかしながらさらに柔軟的な内容も踏まえた方向性というものも加味しながら、このへんについては定めていくようなことに取り組みなければならぬのかなと。なかなか見えづらい、決めづらいというふうな状況もありますが、そのへんの方向性も十分に練り上げながら、また議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っておりますが、まず内部で25年度までに向けた取り組みとして練り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今のことに関連して再々質問させていただきますが。

○議長（秋山俊和君）

今、もう再々質問が終わっています。この1項目につき再質問と再々質問が終わりました。

○6番議員（篠原眞清君）

はい、分かりました。失礼しました。では結構です。

では次の2つ目の教育行政について、質問させていただきます。

いじめの問題、今、全国的に大きな課題になっております。また私たちもそうですし、市民も心配している部分があります。それについての実績等の報告を先ほど来も、さまざまなお答弁の中でいただきました。

この小学校から中学校へあがるときの中1ギャップ等の関係もあるのかなと思うんですが、実数から言うと小学校が8名の児童さん、それから中学校20名の生徒がそういう不登校という状況だということで、これはやっぱり中1ギャップ的なものもあるのかなという、一概にはそれとは私も内容が分かりませんから断定できませんが、そのこともちょっと心配するわけがありますが、押しなべてこの数が多いのか少ないのか私にはなんともしません、質問の中でも申し上げたんですが、こういう問題が起きたときの保護者への対応とか、教育委員会の情報公開のあり方ということで、先ほど教育長のご答弁の中で深刻な状況ではないということで、慎重な対応をしたいという話がありました。もちろん内容によって、当然、対応も変わってくるのだと思うんですが、少なくとも何か起きたときに教育委員会のみならず、学校、先生をはじめ学校関係者、あるいは民生児童委員さんとか、さまざま普段から連携をしている皆さんに対しては、少なくとも今の北杜の状況はこうですよというふうな周知を、できるだけ子どもに対しての影響がないような形で、トータル的な形で情報提供というものがあってもいいのではないかなと。何か大事が起きたときには、その状況を把握していただくことの中でより効率的な、あるいはスムーズな対応も可能になってくるようにも感じますが、そのへんの状況、そういうことが行われているのかどうか。関係者に。あるいは今後、どういふふうにそういうことを考えていくのかの見解をお伺いしたいと思います。

それから学校給食についてであります。これは長年、給食センターをどうするかということで、議会もさまざまな議論をさせてきていただきました。そして学校給食、今、問題になっております泉小もそうですが、特色ある学校給食を提供してきたというケースも想定する中でどうしてもやっぱり、大規模な給食センターということで、移行することでの影響というものがその時点でもさまざまな心配がされました。

先ほどのご答弁の中で保護者、父兄等から特に苦情はきておりませんというふうなご答弁をいただいたんですが、実は私は明野の地区にありまして明野中学校、小学校のご父兄の方からやっぱり予想どおり給食の味が落ちてしまったと子どもが言っているよと。あるいは残飯が増えましたというふうなお話しも私の耳には入ってきております。心配したことが起きて困るなというふうな気持ちも持ちつつ、しかし物理的に考えて多少距離も遠くなる、大量のものを一度に作る時間的なものを考えれば、それはなかなか従前と同じようなわけにはいかないことも承知をするわけですが、できる限りそういう問題が事前に提起されておりますだけに、その点への配慮がどのように現実、統合された明野の地域、あるいは白州の地域で行われているのか、運営上。あるいはそれがどういふふうにしっかりチェックされているのか。例えば学校から返ってきている残飯をしっかりと担当者が確認をしているのかどうか。これはこれから泉小の父兄の皆さんに理解をいただくには、大変重要なポイントだというふうには思っておりますから、その点も含めてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

篠原議員の再質問にお答えをしたいと思います。

はじめに、いじめに関する情報提供といいますが、情報公開をどのようにしていくかということでございましょうけども、いじめの内容というのがアンケートの調査によりますと冷やかしを受けたりとか、からかわれたということで、いじめの定義で先ほど申し上げましたように、本人がそれを苦痛と思った場合には、すべていじめというふうな認定をされています。したがって、さまざまなケースもあるわけですが、最近では保護者からうちの子ども、ちょっとなんか元気がないということで、いじめられるのではないかというふうな情報も教育委員会に直接寄せられるような場合もございます。いじめに関しましては個々のさまざまなケースがございますので、その情報提供につきましては、どのようにやっていくかということとはまた教育委員会の中で検討させていただいて、校長等の意見も聞きながら件数等の情報公開について検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の学校給食ですが、ご答弁を申し上げましたように、特に定例の校長会等を通じまして、そういう保護者からの苦情がありますかということはたびたび紹介をしているわけですが、いわゆる組織を通しての苦情という意味では現在ございません。

先ほど食べ残し、残渣の量ということですが、現在、北杜市の北と南の給食センターではそれぞれ1食当たり、どのくらい食べ残しがあるかというふうな調査を毎日行っておりまして、例えば北杜の北学校給食センターでは、白州の小中学校が今年の4月から、この北から配送されていますけども、従前の長坂小学校、中学校等で食べ残した数よりも8月までですけども、ほとんど横ばいか若干、減少をしているというふうな状況にあります。

ただし、北杜南の明野の小中学校に関しましては、今まで明野の給食センターでは食べ物の残渣量を測定しておりませんでしたので、はっきりそれが、明野が入ったことによって残渣量が増えたのかどうかということは明確ではありませんけども、全体的には北杜の北よりも南のほうが若干、数値的には多いということがあります。ただ、この点につきましても、その食べ残しの中身ですとか、そういうものを調理員等に聞き取りを行いまして、献立等に反映をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今の学校給食について、もう一度お尋ねをいたしますが、私がお聞きしたセンターでの話なんかだと、残飯そのものを、学校から返ってきた残飯を量るというようなことではなくて、調理をしたときの残渣も含めての数字をカウントしていますというふうな話を聞いたように記憶をしているんですが、今のご答弁ですと明野小のときにはカウントしていなかった残渣を、センターはカウントしているというふうなご答弁だったように私は理解をしたいんですが、実際そういう運用が行われているのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

各学校から食べ残しで返ってきたものの重量の測定を、北杜と北と南では行っております。
以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

次に地域医療に関しまして、お伺いをいたします。

質問いくつか7項目にあたってさせていただきましたが、病院改革プランの中で25年度、23年度までの達成目標、甲陽病院が未達に終わって1年延長したというふうなことがございました。やはり基本的には、この問題も絡みますし、それから市立病院の施設整備をこの間、特に甲陽病院は今回、行いました。それから塩川病院もかなりさまざまな整備が従前からされてきているということで、その整備をフルに活用するということも含めて、やはり一番の問題点は従前から言われておりますように、医師不足の問題をどうしていくかということで、解決していく、それが解決につながるのかなというふうに思って、この問題は難しいなというふうに思っております。この間、当然、私どもも関心があることですから、常日ごろから医師の、先生をお願いする件についてどんな状況かということについては、お話しを聞いているわけですが、担当の市の皆さん、病院の関係者の皆さんがさまざまな努力をされているところは十分承知しているわけではありますが、市民の皆さんも非常に関心を持っている部分であります。今現在の何か市民の皆さんに議会、私どもに対しても、また市民の皆さんに対しても報告いただけるような、医師不足問題での何か進展のようなものがありましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

篠原議員の再質問にお答えをいたします。

病院の医師不足問題につきましては一長一短といいますが、すぐに解決できる問題ではございませんけれども、常日ごろから昼夜を問わず、各病院の先生方をはじめとして関係大学の病院等との医局には常に話をしてお願いをしているところです。今のところそういった努力をしているわけでございますけれども、そのようないろんな多方面からの努力をする中で、先ほども答弁をしましたが、甲陽病院において脳神経外科の先生が来られたということで、今後24年度においてはその先生方のお仕事の内容で収益も上がってくるのではなかろうかというふうに考えています。甲陽病院さんにつきましては、常勤の内科医さんがどうしても不足だということで、そのへんも再度、これからも繰り返し、医大ならびに自治医大等も含める中で話をしてみたいと思います。今後も努力は続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

次にデマンド交通につきまして、再質問させていただきます。

民間の事業者の皆さんの協力をいただかないと、この事業は遂行できないと、運営できない、まさしくそのとおりでありますし、そこは非常にポイントだなというふうに思っております。先ほど来のさまざまなご答弁の中からも出てきているんですが、民間業者の方々から申し入れがあったという内容の答弁がございました。私が承知している中でも、運用に関してさまざまな提案も含めての申し入れなのかなというふうにも思うわけですが、ただ残念なのはその提案が受け入れられない場合は、デマンド交通そのものを廃止すべきというところまでの申し入れが文言として出ているということを知りまして、非常に驚いております。

というのは、私どもの感覚からしますと事業者の皆さんのもちろん協力をいただいて、事業者の皆さんも事業として成り立っていく。それを市としてもしっかりと支援をしていく必要があることはもう申し上げるまでもないことではありますが、事業者の皆さんも国の許可を、免許を得て、そして公共交通を含めて足の確保ということの事業ということで国から許可を得ているという前提があるわけでありまして、一定の行政への協力というものは本来もともと、その事業を遂行する上では、ある意味、一部分なしている事業だというふうに思いますから、たしかに厳しい部分もあかりかと思うんですけど、少なくとも一体となって行政とも連携をしてできる協力を行うことの中で、それぞれの事業もまた安定へ向かう部分というのも当然あるやに私は理解しております。

ですから、デマンド交通申し入れ事項が実現されない場合には、デマンド交通は撤退すべきというところまでの話というのは非常に私は正直、心外です。そうではない方法での議論というものをしっかりしていくべきではないかなと。そういう、また業者の皆さんに対しても協力を仰ぐ立場です、市も。私たちも。ですから一定の協力、理解はするわけではありますが、しかしお互いにやはり共存共栄ではありませんけれども、事業を順調に運営していくためには、折れるべきところは折れていただかなければならないという、その観点を市としてはやはりしっかりと持って、対応していく必要があるかというふうに思います。これはそういうふうに、今、現在も対応しているというふうにおっしゃるかもしれませんが、例えばタクシーの利用が激減しているというふうな表現をする業者さんもおられるというふうに耳にしておりますけれども、実際ももとのタクシーの利用が、この非常に厳しい経済環境の中で減ってきている事実もあることも一方で耳にすることもありますし、果たしてこのデマンド、特に7月からフルデマンドにしたからそんなに急激に影響が出るのかなというふうに私も、そのへんは定かではない状況を感じております。

ですから申し上げたいのは、適正に実態を市としては掌握をしていただき、そしてできる協力、市としての協力を、業者に対してできる協力は行っていくというふうな点、その使い分けをぜひしっかりとなさっていただきたいのと、デマンド交通はもう廃止ですよなんてというイメージが出るようなデマンド交通行政であっては、私はならない。市長の最初の答弁でありましたように、タクシーやバスの路線がないようなところ、要するに隙のある地域への貢献ということも含めて、このデマンド交通はこれから10年20年先、北杜にとっては重要な手立て

になっていく、市民バスと連携しての手立てになっていくというふうに感じますので、ぜひそのための協力を仰ぐ業者さんとの対応について、しっかりと理解を求めていく方向も、意識もお持ちいただきたいと思います。その点についてのご見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

デマンド交通についての再質問にお答えしたいと思います。先ほど答弁しましたように2回にわたって申し入れ書、それから意見書という形の中で業者側のほうからご意見をいただきました。その中にはある程度、やはり安い料金でタクシー事業に代わってデマンドバスという名のもとに、市がイコールタクシー事業的なことをするというふうなことが本来、適当であるかどうかというふうな部分も問われていると思います。その中である程度、やはり料金も見直すべきではないかということも意見の中に入っています。それから言うならばフルデマンドを廃止し、昨年度までの状態の運行をすべきだということもあります。それから当日予約も廃止すべきだと。それから事業者による適正な運行の配車と一括管理というようなことで、ある程度、運行管理は業者にすべて任せるべきだろうというふうな意見も入っていました。それから適正かつ公正な契約および契約額の遂行ということで、契約業者が要求した、ある程度の金額で市は受け入れてくれるべきだろうという内容だということふうにも思われます。

そんな6項目等が意見書の中に書かれていたわけでありまして、利用者を優先し偏った運行である是正を強く要求する。あるいは反対せざるを得ない。状況によってはデマンドの廃止を求めるというふうな内容のものでございます。ある程度、代替としてはタクシー券の発行を望んでもいますよという内容でもございます。

そういう中で、低料金での輸送業務をデマンドという名のもとに行うことでタクシー事業者への圧迫につながっているとこういう主張に全体がなっているわけでありまして、現在そのフルデマンド化したことによって、事業者は運転業務がたしかにフル稼働になっているんですね。1万9千人というふうな、昨年度の実績に対してある程度、利用数は増えているんですね。年間をある程度、見通していくとするならば、1年間の実績1万9千人に対して2万4、5千人くらいにはなっていくのかなと。利用率はたしかに上がってきている傾向にある。

ただし、実態は1人が1台を専用する形ですから、だからその方の専用車的な要素、イコールタクシーという状況での稼働になっていることも事実です。そんなことから、非常に難しいのは、もちろん業者ともそういう話し合いの場を持っております。また今後も持つ予定もしています。お互いの理解、協力を得たいという思いの中で会議等を進めていきたいと思っておりますが、本質的に市が例えばその利用率を高める、利用者の利便性を高めようというふうな取り組みをすればするほど、ある意味タクシー事業者とすればタクシーを使っただけないというふうな状況が発生してくるということにもつながってきています。

市民の利便性を考慮した場合、それからタクシー事業者を保護するという考え方、そして市の財政負担の軽減をしようというふうな、市民と事業者と市の立場、こういった部分での相反する、そういった三者のバランスを図ることは大変難しい状況もあるというふうに感じておりますけれども、さらに理解を求めながら妥協点を見出すような取り組み努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

今の部分ですけれども、私が聞く範囲の中ではデマンドを利用している人たちがイコール、必ずしももちろん従前、タクシーを利用していた人たちとは限らないという現実も承知しておりますし、もっと言えば例えば私の地元の明野の中でいえば福祉バスの的に運用されていた巡回バスを廃止している。あるいは増富の黒森のほうもそうですけど、バス路線を廃止してそれに代わる形でデマンドというものが出来、それをバスがないからデマンドを利用するというケースも多分にあるわけでありまして、だからこそ私は申し上げたいのは業者さんとすれば、立場上、そういう発想に陥りがちな部分もあるかもしれないけども、やはり実態をしっかりと、市自体がつかまえてやっていかなければ、それこそ業者さんのある意味では、言葉はちょっと過ぎるかもしれませんが、そんなつもりは業者さんはないかもしれないけど、業者さんの言いなりみたいな運営になっていくことは決して市民も望むものではないですし、あと問題となる料金、例の80%以上が高齢者で、しかも割引率150円で利用されている比率が高いということであるならば、利用者の皆さんとの話し合いの中でご答弁にもありましたように、料金の見直し等も含めて、できるだけ協力して下さっている事業者の皆さんの理解も得られるような方向の模索も絡めて、ぜひ話し合いを進めていただきたいし、せっかくこうやって新しい公共交通としてのデマンドバスというものをぜひ有効に活用し、将来の北杜へ生かしていけるような観点での努力をお願いしたいと思います。その点のご答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

再々質問にお答えしたいと思います。

まさしくそういった意味でのご質問のとおり、前向きな形での話し合いという視点に立っているわけでありまして。市の財政健全化という部分での取り組みということも背景にある中で、できる限り公正に公平にということも含めながら、こういった取り組みができるような、そんな調整をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

最後の防災に関する再質問を行います。

ご答弁の中で避難所の運営に関して、すぐにマニュアルが作られて、いよいよそれを周知するというの努力をされているということでありまして、例えば学校なんかの関係でいいますと、当然、避難の期間がその状況によっては長期にわたる場合も出てきますので、その避難

者の皆さんと児童生徒の皆さんとのすみ分け、あるいは避難されている皆さんにここから先はぜひ入らないでいただきたいとかという、さまざまなことが防災計画の中でも謳われておりますけれども、そういうものも含めてそのマニュアルの指導というのは実際にどういう形で該当施設に行われているのかを、どこか1つ実例を挙げて、こんな形で周知がされている、あるいは検討がされているというところをまず1点、お答えをいただきたいと思います。

それから自主防災組織に関してですが、これは今回の質問の中には入れておりませんから、そのものは申し上げませんが、非常に武川・白州地域は34年災を踏まえて立ち上げが早く、その中身も非常に進んでいると。ほかの地域に比べて。先ほどのご答弁の中で全体では39の自主防災組織がありますということですが、それは今回の質問では申し上げませんが、その自主防災組織ができたところと、まだできない行政区に対して備品の支援の補助をしているということではありますが、ぜひできるだけその自主防災組織が立ち上がる形の中で差が出ないようにしていくことも、もう一方で必要ではないかなというふうに思いますので、そのへんのこれからの市当局の対応についてのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

篠原議員の再質問にお答えいたします。

避難所開設運営マニュアルということで先ほど答弁させていただきましたが、これは組織的に防災指導監を設置しまして、この7月にここに私も持っていますが、96ページというものであります。これは細かく全部は説明できませんが、これに基づきまして先ほど学校関係でございます。実例といいますか、その上には地域防災計画があるということで、これはセットで市内の小中学校が当然、避難場所にご承知のとおりなるわけございまして、避難地、避難所として指定させていただいています。ということで、もちろん発災時においては学校側をお願いする協力内容について、防災計画に基づきまして内容等を細かに抜粋しまして、先ほど申し上げましたが、校長会、教頭会をお願いしてこれを周知していくということでございます。これにつきましても引き続き回数を増やしまして、出向きまして教育委員会のほうにお願いすると、こういうことでございます。

それからもう1点でございますが、自主防災組織が先ほど39ということで、北杜市には122の行政区がある中で39ということで、当然、武川・白州地区が加入していただいております。これは危機管理意識があるということで捉えております。その中で資機材の補助金については、この中の16件が現在、補助をさせていただいております。いくつか、その組織をつくることも大変難しい地域も聞いております。そういったところに補助金を交付するという形でございますが、いずれにしても、これについてもそれぞれの集落、あるいは組織のようなものはできているんですが、なかなか動かないということがある。

それからもう1つ、地域コミュニティ復興支援の9地区ですか、はじめていると、こういう実情の中でやはり、私どももそれぞれが自助、共助ですかね、そういった観念を持っていただいて、いつでも出向きますので、地域の話し合いをしていただくということが一番大事だと思っておりますので、そういった形で支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

篠原眞清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

私は今、話に出ました防災についてお伺いしたいと思います。

先般7月に会議がございまして、強いまちづくりをつくるという目的で地域コミュニティ復興支援事業のモデル地域にわれわれは申請したわけでございます。ただ非常に、申請はしたんですが、これから先、どういうふうに考えていけばいいかなということで、ついこの間の防災の日に消防の皆さんと膝を交えてお話しいたしました。そこで、では何をどのようにしていくかと。とにかく漠然として、われわれは組織をつくらうと。その中で細かいことはこれからするんだよということになりました。それで一体、われわれ防災としてはどんなものを用意したらいいかなという話になりました。そこで今、ここにもありますように16品目があるんですよ。ハンドマイクだとかトランシーバーだとか発電機だとかいろいろ補助があって、全体で組織別には組織で10万円、あとは戸数で1千円、その半額を助成しますよと、こういうこと。それから26年の5月31日までがこの対象ですよと。こういうふうな縛りがあります。どうしてもいろいろやってみても、毛布はみんな持っているとか、やってみるとみんなあるですよ。一番やっぱりするのはヘルメットではないかと、そういう話になりました。ところがこの品目にはヘルメットがのっていない。先ほど部長の話からすると、これは個人が自助としてそれは自分で用意なさいと、こういう話。ただ、これは地域によっては難しい面があって、この防災の用品の見直し、これはぜひ必要ではないかなと思います。組織にしても122の行政区の中で39の組織だということで、相当、加入率は少ないと思うんですよ。これはやはり全地域が加入するような方向でいかなければならないと思いますので、私、お願いですけども、防災用品の見直しをお願いしたい。それから補助金の期間の延長をお願いしたい、こんなふうに思っているところでございます。

それと同時に今後、地域コミュニティのわれわれといいますが、市の行っていることは災害時に援護者支援になるのか、まずそこから始まります。われわれは今のところ元気だから支援者になりたい。ところがいつ今度は災害時要保護者になるのか、こういうようなすぐ引っくり返るところが出てくる。こういうところで、われわれもこの問題には大いに注目しているわけでございますけど、なかなか先ほど言ったようにヘルメットにしても、では自分でつくりなさいと言われても、なかなかでは区でしましようといっても、区のほうでもそういう財政の状況がまちまちでございますので、そう思うようにいかないという中で先ほど私が申したように、この災害の用品については、もう少し品目を弾力的にやってもらえないかと。それからその補助の期間をもう少し延長してもらえないかと。そうすることによって、かなり防災の組織が進むのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

とにかく3日間、生き延びなさいというのがこの間の答弁に載っておりましたが、災害に強い地域づくりというのはそんなものではないかと、こんなふうに思うところでございます。お

答えをお願いしたいと思いますが。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

小林議員さんの関連質問にお答えいたします。

この補助要綱でございますが、これはすでにお話ししていますが、平成20年から25年という期間を限定した要綱でございます。これは大震災前にももちろん、私どもつくったものですが、早く加入をしてくださいという意識付けも図る意味で5年間という時限でやってまいりましたが、残すところ1年でございます。その中に16品目しかないということで、先ほどから申し上げましたが、自主防災を進める上でそれぞれ情報班とか消火班、救出・救護班、それから避難班、給食・給水班というような、このくらいの5体系をつくって、皆さんが自主的にやってくださいと、こういう指導もしながらやっていますが、この中でこういったものが必要かという検討を当時したと思います。したがって、この16品目という限定の中にヘルメットがないということで、再三申し上げておりますが、こういったものはそれぞれ自分が備えるべきものだ。こういう自助という形でご説明してはいたしましたが、いずれにしても、あと1年ということで、これを継続するか、内容を見直すかということは、また当時と状況が違いますので、そういった皆さまも、小林さんも努力されております地域の自主防災、それから復興支援のモデルになっていただいておりますので、そういった声も、そういったモデル地域の声も聞きながら、この要綱についてはまた見直しも含めて検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

今、答弁をいただきましたが、実際、そういうふうにならぬよう、われわれが勧誘して地域のものとしてもそういうふうなことが必要だということでございます。

それでこの間、新聞にも出ましたが、南海トラフの大地震へどんなになるかということ、最悪では32万3千人が亡くなるよと。ただその中で努力をすれば、もっとずっと減るよと、ということがございます。したがって、この防災の組織をつくるということがいかに大事かということでございます。再度申し上げますけれども、品目の見直し、あるいは期間の延長等々はぜひして、少なくとも全部の地域が自主防災組織になるようにしなければいけないのではないかと、このように思うんですが再度、部長お答え願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

今の南海トラフの関係の、衝撃的な政府の発表がありました。いずれにしてもその県で申しているように東海沖地震、あるいは糸魚川・静岡構造線ですね、そういったものも30年以内に88%とか、そういった具体的な数字が出ますと、当然のことでありまして備えが必要でございます。もちろん武川・白州地域、また須玉地域、明野地域、それぞれ事情が違いますので、もちろん総合的に私どもは指導をしながら自主防災組織の確立ですね、これをもう少し、

啓蒙しながらやはり住民の皆さんの意識づけに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

地域医療について質問いたします。

医師の負担の権限についてですけれども、行政としてできることはまだいっぱいあると思います。例えば何年か前の新型インフルエンザのときですけれども、長野県や甲府市が診断書、学校に登校するのに診断書がいらなくなっても、北杜市の場合はかなり長いこと診断書が必要でした。やはり診断書をもらうために診察も増えるわけですし、医師が書かなければいけないこともありますので、そういう行政の判断ということもこれには関わってくるので、もう一度、この部分を質問したいと思います。

それから介護保険の認定時期ですけれども、やはり実際の医師の方が、病院スタッフの方たちが地域の自治体によって入院、退院のときにサポートができているところとそうではないところがあるといっていますので、そこについてももう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

野中議員さんの関連質問でございますが、最初に医療連携のことでございます。当然、これからのいろいろな有事に備えるという意味からも、これからの状況にも表われると思いますけれども、連携はしていく。また連携しやすい方策に、またこれから随時とっていかねばならないというふうに考えています。

また最後の介護認定の時期でございますけれども、先ほど答弁を申し上げましたけれども、あくまで退院が見込まれた時点で介護認定申請を受け付けることになっております。急な退院をされた場合には当然、間に合わないわけでございますけれども、そのへんのことも医療と介護の両方を見極めながら、これからの指導して、また病院とも連携を図って、うちの介護担当と連携を図って、また両者が円滑に運営できるようにこれからの進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

デマンド交通について、関連質問をいたします。

やはり今の状況を本当に分析しているのかどうかということ、例えば当日予約は1日4件と言っていましたよね。ということは、8台のうちのそのうちの4台が1件だけ当日予約によって増えたということですし、委託料が決まっているんですから、その中でフルに稼働していただくということは、市にとっては有益なはず。それから、あと料金設定もたとえ500円にしても6千円かかっているところを500円ということは、たとえ高くなってもこちらをと

るものだと思います。ですから、その受益者負担がどうこうということは、実はタクシー業界等へはあまり関係がないのではないかと、タクシー業界にとっては委託料というものが重要なのではないかと思います。それと乗り合い率と利用率のことについてですけども、乗り合い率はもういいと。利用率を高めるんだということで、今回の7月からの方法で運用しているはずで。それは市が選択したことです。そこはきちんと乗り合い率が低い、利用率だけが高くなって、それでは困るということでは私は市としての態度ではないと思うんですけど、そこをご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

デマンド交通についてのご質問でありますけども、当日予約ですけども、先ほど答弁の中で1日約4件と。月でいって約100件くらいという状況であります。乗り合い率とか利用率とかという、あるいは受益者負担というふうなお話が今、質問の中にもありましたけども、あくまでもこれは事業者からの、そういった要望が挙がっているという意味でのお話をさせていただいたものであります。市が今、見直すとか見直さないとかそういった部分でのお話は一切しておりません。今後、今の事業者の意見等も踏まえながら、話し合いを持ちながら妥協点を見出すための努力をしていきたいという、内容でのご答弁をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を4時5分といたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時05分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

公明党の代表質問を行います。

はじめに観光資源を最大化し、地域経済の活性化策について質問します。

近年まちおこしのコンテンツの1つとして、マラソンなど市民参加型スポーツイベントや観

戦型スポーツイベントの開催、あるいはスポーツ合宿、キャンプ誘致などを実施することで生まれる経済波及効果に地域が注目し始めています。

電通と早稲田大学による共同調査、地方自治体におけるスポーツ施策のイノベーション調査によれば、多くの自治体がスポーツを通じた地域活性化に高い関心を持ち、従来の健康や教育といった効果に加え、観光・スポーツ関連産業振興といった経済的な効果をスポーツの施策の目的とする自治体が増えつつあり、今後さらに増加すると予想される。

参考ですが、さいたま市ではスポーツ分野で新たな観光交流人口拡大を図るため、市のスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織として、埼玉スポーツコミッションを2011年10月に設立。また国レベルにおいてはスポーツ基本法が2011年6月に制定され、官公庁がスポーツ観光推進室を設置するなどスポーツの取り巻く新しい動きが活発化しています。このスポーツコミッションはスポーツによる地域経済活性化のエンジンであり、その役割は地域のスポーツ施設やボランティアといった資源を最大限に活用したスポーツのプロモーションです。

主な業務は積極的なプロモーション活動をスポーツ団体などに行い、地域経済の活性化に役立つ大会およびイベントを誘致することと、それらの開催に伴う宿泊や交通の手段などさまざまな企画、運営のコーディネートをワンストップで担う専門組織として活動しています。公明党はスポーツ振興施策を総合的に推進する観点から、スポーツ基本法の制定に積極的に取り組んできました。

わが市の状況は滞在型観光地を目指す北杜リトリートの杜事業がありますが、その活動はようやく緒についたばかりというのが現状であり、市内のそれぞれの団体やグループなどが知恵を出しながらの取り組みはあるもののスポーツを通じて新しい旅行の魅力をつくり出し、多種多様な地域観光資源を顕在化させ、達成化を図ることが大事であると考えます。

そこで1つ目の質問として、スポーツを活用した観光のまちづくりは。これはスポーツと観光の垣根を越えて、地方公共団体や各種団体で連携・共同し大会、合宿招致、プロスポーツ誘致など観光まちづくりについての考えを伺います。

2つ目は、このようなスポーツを活用したまちづくりで新しい観光価値の創造を図っていくためには企業、宿泊施設、観光施設、交通機関、旅行会社、飲食店、商店や観光協会などを代表とした観光団体とスポーツ団体との連携・共同を効率よく機能させることが必要であり、これらメンバーと行政からなる組織の導入の考えがあるか、伺います。

3つ目は市として企業だけでなく、スポーツツーリズムによる地域の経済的、社会的、教育的な価値を推進し、観光セクションの融合や協力体制構築とスポーツツーリズムの窓口となる担当者を置く考えがあるか、伺います。

4つ目として、この考えはスポーツ以外でも有効と思いますが、市の取り組みはあるかどうか伺います。

次に鳥獣害の対策について、いくつか質問します。

野生鳥獣による農作物の被害が1999年度以降で最悪となり、特に猛暑によるエサ不足などの事情を考慮しても深刻さが増しています。一般的に野生鳥獣が人里に下りてくる理由として個体数の増加や生息している山林などの環境の変化でエサが不足し、里の農作物を求めようになったためと考えられます。さらには、中山間地の耕作放棄地の増加や里山利用の減少により生息域が拡大し、田畑への侵入が日常化したと考えられます。

野生鳥獣がどうしてこれほどまでに里にくるのか。山林などの生息環境や生態を全国規模での調査が必要であり、大学や専門知識を持つ人たち、また行政が連携協力し、データに基づいた長期的な対策を実行することが重要であることは言うまでもありません。また指導者の減少や高齢化が進む中で、地域ぐるみによる自衛的な捕獲を進め、野生鳥獣による農業被害を防ぐための取り組みが模索されています。

愛知県北東部に位置し、面積の9.3%が山林で占められる豊根村、増え続ける農作物の鳥獣被害をなんとかしようと農特区による捕獲対策に乗り出して、もうじき3年目を迎えるそうです。同村では特に深刻なのはシカによる被害、狩猟免許がない農家は猟友会に捕獲を頼むしかないが、それだけではどうしても限界がある。そこで目をつけたのが農特区。特区認定を受けて以降、対策を本格的にスタートさせ、地区には猟師と指導免許を持たない農家がグループをつくり、被害を抑えるというもの。グループには農免免許を持つリーダーが1人いて、罠の設置や撤去、捕獲獣の処分などを行う。銃免許を持つメンバーは主に止めさしを受け持つ。農家の役目は毎日の見回り、くくり罠を使い農作物の味を覚えてしまったシカを確実に捕獲する。こうした活動が成果を上げ、特区事業によるシカの捕獲数は2009年の21頭から2011年は169頭へと大幅に増加。捕獲グループ数も10年度の9グループ73人から2011年度15グループ88人へと増加。参加者は今後も増えていくという見込み。農免免許の取得者も増えている。

取り組みの基本となるのは自治体、猟友会、農家の三者の連携プレーであります。わが市の市内の現状は農免免許所持者は72人、狩猟免許所持者は147名がいると確認されていますが、平成17年度の実績はツキノワグマ1頭、ニホンザル50匹、イノシシ35頭、ニホンジカ25頭であり、被害金額は鳥類も含めても3,300万円でありましたが、平成23年度の捕獲実績はツキノワグマ3頭、ニホンザル135匹、イノシシ136頭、ニホンジカ363頭、これに狩猟期間の捕獲数も加えるとイノシシが263頭、ニホンジカ1,225頭であるとの報告がありました。また被害金額は同じく23年度の実績で、約4,500万円となっています。この捕獲実績からすると猟友会も相当頑張っていますが、個体数の増える速度が早いのか、また里山の耕作放棄が問題なのか定かではありませんが、これだけ捕獲してもなお被害が拡大し続ける原因の究明と対策が急務であると考えます。

そこで以下、質問いたします。

1つ、地域ぐるみでの捕獲対策を推進する農特区を導入する考えがあるか伺います。

2つ目、猟友会とは別に市としてのチームをつくり、捕獲作戦を展開するか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

鳥獣害の対策について、いくつかご質問をいただいております。

私も多くの市民から鳥獣害に対する悲鳴を聞いており、頭を痛めております。

はじめに、地域ぐるみの捕獲対策を推進する農特区の導入についてであります。

農特区の制度化の背景であります。猟友会員の減少と高齢化が進む中、地域ぐるみの自衛

策として野生鳥獣被害を防ぐために、狩猟免許を持たない人でも罨捕獲に補助者として携わることができる。これが罨特区として認定された地域で、取り組まれている制度であります。

現在、市では北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業で、地域で購入するくくり罨購入の補助や地区から推薦を受けた者が第1種猟銃や罨猟の免許を取得する際の受講料、手数料に対する補助制度を設けて、捕獲対策の推進を実施しております。

罨特区導入に当たっては猟友会、農業者、行政の合意形成や連携が不可欠ですので、北杜市野生鳥獣害対策協議会において、関係者の意見を十分聞くとともに先進事例も調査するなど、その効果も研究し、検討してまいりたいと考えております。

次に猟友会とは別に市としてのチームをつくり、捕獲作戦を展開してはであります。

市では本年度より里守り犬の飼い主、猟友会員および市職員から構成された北杜市鳥獣被害対策実施隊を新たに設置しました。これまでに白州町竹宇地区で、鳥獣害対策の説明会およびサル追い払い用の煙火使用の講習会を開催いたしました。また、明野町大内地内でサル追い払い活動等を実施しております。

市内全域で、今後も鳥獣害対策を積極的にしてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

観光資源を最大化し地域経済の活性化策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スポーツを活用した観光のまちづくりについてであります。

市内では自転車やロードレース、ウォーキングなど、すでにいくつかの大会が開催されています。また馬術につきましても県営馬術場を活用し、全日本ジュニア障害馬術大会が開催されています。

スポーツ大会などの誘致にあたっては、大会の規模や種目に応じた施設整備や関係機関との調整と事前準備に時間を要するため、慎重に検討を行ってまいります。

次に、観光事業者と行政の連携等についてであります。

イベントの開催にあたっては、宿泊関係などの観光事業者が主催者側と協力して受け入れ準備を進めることになると考えられます。しかし、イベントを円滑に運営するためには行政や競技団体、観光団体などの協力が必要となりますので、これらの団体が主催者側とともに実行委員会を組織するのが通例となっております。

このため、市ではイベントの開催に際しまして実行委員会の組織の中で、関係する観光事業者をはじめ、運営に関わる諸団体と連携することを考えております。

次に、スポーツツーリズムを推進するための庁内協力体制についてであります。

すでに市内で開催されているスポーツ大会などにおいては、必要に応じて庁内の連携を図り対応をしているところです。イベントの誘致にあたっては、庁内の協力体制を構築することが必要ですが、イベントの実施内容や規模に応じて協力体制もさまざまな形態が考えられます。

今後の全庁的な協力体制の構築や担当者の設置につきましては、イベントの規模や実施期間に応じて、状況を見極めながら必要に応じて検討してまいります。

次に、スポーツ以外への適用の可能性についてであります。

市内には自然景観のほかにも名水やオオムラサキ、太陽光発電など特色ある観光資源が多数あります。スポーツ以外においても市の特徴を生かし、環境や芸術、文化などの分野においても観光資源を活用しながら集客を図るイベントの開催が考えられます。

このようなイベントの開催により観光事業者には、宿泊や飲食を中心に経済効果が期待できますので、地域経済の活性化につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

先に鳥獣害のほうから再質問したいと思いますが、先ほどの答弁の中で実施隊という答弁がありました、サル中心でやっていると思うんですが、追い払う、犬は結構なんですが、追い払っても遠くに離れてすぐ戻ってくる、これが1つは現実ではないかなと思います。それが有効かどうか分かりませんが、長い目で見ないと。ですから、私が最初言ったのは猟友会もそれぞれいろんな形で縄張りがある。各旧町ごとに縄張りがあるということですね。それも含めて、やっぱり専門的なそういう指導員みたいなものの配置を考えているかということが1つと、もう1つはある程度、当然、北杜市全域がこの対象になっているわけですが、そういうことではなくて、ある地域を例えば月ごとでも週ごとでも構いませんけれども、そういう一定の地域を限定して、そこに一斉に要するにそこに住んでいる方も参加できる方はしてもらおう。そういう形で一斉の捕獲作戦、そういうようなものが考えられないかというのが1つ。もう1つは、この実施隊以外で市が独自でやるような捕獲の考えがあるかどうか、この2点についてお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

鳥獣被害に関して、まず実施隊以外での捕獲活動ということについて、まずお答えをしたいと思います。

この実施隊でございますけれども、これは本年度に新たに、まだ設置されたばかりでございます。したがって当面その効果ですとか、課題の検証を重ねるとともに他の自治体の状況なども調査・研究をした上で、今後そのあり方について検討してまいりたいと、まずはそう思っております。

そして次に対策指導員、専門指導員の配置につきましては、これは北杜市鳥獣被害対策実施隊もさることながら、これは協議会がございまして、その協議会の中で専門的にどういうことができるかということを含めまして検討してまいりたいと、このように考えております。

それから地域を限定して一斉捕獲活動、そういうやり方でございますけれども、現在の鳥獣被害につきましては、市内全域にこれはことが及んでおりますので、個体数の調整ですとか追い

払い、これは広域的に実施するのが効果的であろうということで、現在いろいろな対策を講じておるところでございます。このため、重点地域を設定して集中的に捕獲活動をするということにつきましては、先ほど申し上げました協議会の中で専門的、かつ技術的な観点からいろいろご意見を伺いながら、また地域の要望等もございますので、そういう要望を踏まえた上で検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

鳥獣害について、ちょっと再度もう1点だけ。現状で、市としては猟友会に委託をしているとか、そういう形をとっていると思うんですが、市独自で、それは人数はともかくとしても、そういうチームみたいなものもつくって、毎日でもいいから捕獲に歩くと。そういうような考えがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

市独自でというお話ですが、言ってみれば現在の自治体もある意味、市独自というふうにつまえていただきまして、当面またこれを規模の拡大ですとか、先ほど申し上げましたように効果等の検証をする中で今後、また全庁的に考えてみたいとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

それでは観光の関係について、いくつか再質問させてください。

まず市として観光客の入り込み数のデータ内容、これは市としてどういう形でとっているか、またとられているか、これが1つ。

もう1つは、細かいデータですよね。だから例えば宿泊施設はどこにどういうものがどれだけある、幾人泊まれる、こういうものとか、あとは全然違いますけれども、観光の資源としてどういうものがどれだけどこにあるのか、こういうデータが一元化されているかどうか。これを、まずこの2点をお伺いしたいんですが。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

まず、観光客の入り込み数の調査方法ということでよろしいでしょうか。

現在、市内観光施設はまず56カ所が対象になっております。これを四半期ごとに入り込み客数を報告していただくことになっております。併せて市内でイベントが開催された場合、現在13のイベントを対象にしておりますけれども、その都度、イベント終了後に来場者数を主催者から報告をしていただいております。これを併せて入り込み客数として県へ報告をしていると、こういう仕組みになっております。

それから2つ目の宿泊施設の収容人数と市内の観光資源の状況、これらに関する情報が一元化されているかというご質問かと思えます。

市内のホテルとか旅館など宿泊施設でございますけれども、残念ながら現在のところ一元化された情報は持ち合わせておりません。観光資源につきましても、全体として一元化した情報としては把握しておりませんので、こうした情報は観光客の利便性の向上に大変必要な情報の1つでございますので、今後情報の一元化を図るとともに観光振興の一助として積極的に進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

この観光については最初、スポーツ関係で聞きましたけれども、スポーツ以外でもこの考え方は非常に有効だと思います。スポーツ以外でも例えば具体的にこういった可能性があるか。これが1つ。

もう1つは、9月12日に新聞に掲載されましたがリトリートの杜についての記述が載っておりました。ここには観光業に携わる各企業や団体の担当者14人が参加してフットパスや森、アウトドアなどのジャンルごとにアイデアを出して商品をつくって、11月ごろのツアーを開きたいとこういう形で載っていましたが、市としてはこういう部分に対してどの程度、関与しているのか、関与していないのか。これをちょっと、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず1点目でございます。スポーツイベント以外にどのような観光資源の活用が考えられるかという、ご質問でございます。

想定される具体例といたしましては、ウォーキングなど従来のツアーに温泉ですとか、あるいは郷土食、そういうようなものを加えて健康増進を図っていく、言ってみればウェルネスツーリズムというようなものですとか、美術館や文化財などを巡る芸術文化に触れるツアー、そういったものが想定されます。

こうしたツーリズムに関しましてアイデアやノウハウは、例えば観光協会ですとかリトリートの杜、そういった民間事業者等が非常にノウハウとか蓄積をしておりますので、今後、連携をすることにより本市の観光振興に役立ててまいりたいと、そういうふうに思っております。

それから2点目でございますけれども、リトリートの杜の新聞に掲載された事業でございますが、これはリトリートの杜の中で今まで3部会で分かれて活動していたものが、部会の枠を超

えて活動するという、リトリートの杜の中の新しい自主事業の取り組み方、これが報道されたということだろうと思っております。現在、市といたしましてはこのリトリートの杜に対しまして旅行商品の調査、開発ですとか、それから雇用創出事業を委託しているところがございます。直接にはこの新しい事業に関わっているわけではございませんけども、広い意味で観光振興に向け、今後も引き続き連携を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問をさせていただきます。

はじめに消費税の税率を10%まで引き上げる増税法案が、国民の反対を押し切った民主・自民・公明党の談合で8月10日、成立しました。共同通信が増税法成立直後に行った調査では反対が56.1%、賛成が42.2%で成立前の55.2%、43.4%とほぼ変わらず、反対が依然根強いことを裏付ける結果（東京新聞）と報道しています。増税勢力は国会では多数かもしれませんが、国民の中では少数派です。増税法案は強行されましたが、実施は2014年4月からです。増税に反対する声は、実施が迫れば迫るほど高まるでしょう。私たちは消費税増税の実施をするな、この旗を掲げて国民的な運動にと発展させていくことを決意しております。

また野田内閣はこの間、国民の利益に反する大罪を行っています。1.民・自・公3党の密室談合で消費税増税をしゃにむに強行したこと。2.無謀極まる原発の再稼働を強行したこと。3.米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイの沖縄普天間基地への配備を受け入れたこと。4.日本を米国に売り渡すTPP参加への暴走をしていること。5.自民党政治を変えてほしい、こうした政権交代に賭けた国民の期待を完全に裏切ったこと。野田内閣は速やかに解散して国民の審判を仰げと日本共産党は要求をしております。

さて、今定例会で市民の暮らしに関わる項目、代表質問4項目をさせていただきます。

日本共産党北杜市議会では、市民アンケートを実施しました。暮らし向きについて49.8%の方が苦しいと答えております。負担が重いと感じる、軽減を求めるものは国民健康保険税を挙げた方が一番多く45.5%、次に固定資産税32.0%です。市に力を入れてほしいことは1番に国保税の負担軽減41.6%、2番目に無駄づかいをやめる33.9%になっております。市民税や国保、年金を払うと手元に残るお金が10万円以下になってしまいます。家賃、食費、雑費を出すとマイナスの生活です。また子どもの医療費、中学3年生までは本当に実現

してほしい。子どもはしょっちゅう体調を崩すので、医療費がかさんで必要な治療が受けられなければかわいそうです。また年金生活で後期高齢者保険が高すぎます。車を手放せばいいのですが買い物にも行けません。こうした深刻な声が寄せられております。

質問の第1に、中学3年生までの医療費助成を引き上げる考えについて伺います。

市民が運動を進めている求める会は、8月23日には累計で8,592筆の集まった署名簿を市長に提出しております。その後も署名活動をお祭りなど市民が参加する場で訴え、すでに9千筆を超えております。また市内で開業している歯科医院や開業医の20名を超える先生方もこの運動に応援や支援を行っています。いまや市民の願いでもあります。山梨県内の市町村では今年度より富士吉田市、都留市が医療費助成を中学3年生まで拡大し、実施している自治体が17自治体であり、27自治体の6割に達します。北杜市で早期に中学3年生まで医療費助成を引き上げるべきです。市長の見解を伺います。

第2番目として、住宅リフォーム助成制度の実施の考えについて伺います。

住宅リフォーム助成制度は地域経済への対策、地域商業の新たな振興策として注目されています。住宅をリフォームしたい住民に自治体が一定額の助成を行うもの、工事を地元市内の中小建設業者、左官屋さん、畳屋さんへ発注するのが条件のため、不況による仕事減で困っている業者から歓迎されております。実施した自治体では、住民からも助成制度のあるこの機会に思い切ってリフォームをと歓迎され、申請が増えています。昨年、2011年8月末、この制度を実施している自治体は全国で4県、そして396自治体であります。県内でも市川三郷町、そして韮崎市が実施を行っております。北杜市で住宅リフォーム助成制度を実現すべきであります。市長の見解を伺います。

第3に国民健康保険税の資格証の発行について、伺います。

昨年度国保税が上がり、長期の不況も重なって国保税の支払いが大変との市民の声を聞きます。全国では生活保護受給者が年々増加し、餓死や孤独死など貧困の広がりが深刻な社会問題となっております。

市では今年度より保険証に加えて、税の滞納者に対し資格証の発行を行っております。昨年度まで発行していなかった資格証が今年6月に121枚、発行されております。所得階層別では200万円以下の世帯が82.6%を占めております。保険証がなく、医療機関で全額負担することができず受診の手遅れとなり、痛ましい死亡事故が全国的には発生しております。山梨でも確認されているのは、6件の死亡が確認されています。一度滞納すると完納することは非常に困難であります。また保険証を更新するため分納して保険料を納めている方、この方は月に一度、病院に定期受診し、薬を毎日飲んでおります。半年に一度は検査を行います。その検査の月は1万円を超す自己負担がかかります。病気を悪化させないことがこの方の今の目標となっております。薬など一日も欠かすことができません。このような方が保険証がなくなれば病院への受診は控えてしまいます。命を脅かします。資格証の発行はやめるべきであります。市長の見解を伺います。

そして最後に、北杜市財政についてお伺いをいたします。

平成21年6月に、北杜市財政健全化計画が発表されています。本市歳入の約3分の1を占める普通交付税は平成27年度から合併による特例措置が段階的に縮減し、平成31年度まで5年間で平成20年度の約106億円から約34億円もの大幅な下落となり、約72億円になることが予想されております。このため財政運営が極めて厳しい状況になるとして、その後の

第2次北杜市行財政改革大綱、23年から25年の策定を行っています。

財政健全化計画が策定された財政見通しは平成16年から19年度までは決算数値、20年は見込み額であり、平成21年から32年までは予測値となっています。公債費や基金積み立ては平成23年度、今年度の決算においても決算額を比較すると予定額を大幅に超えております。今、市民の暮らしは大変ですが行政改革大綱では保育料、放課後児童クラブ、そして給食費の値上げなどを検討するとしています。

市民の暮らしを応援するため、庁舎基金への今後5年間でさらに15億円積み立てを優先することなく、市民のための財源として活用すべきではありませんか。市長の見解を求めて質問を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

北杜市財政についてであります。

市役所本庁舎の建設は合併時からの重要課題の1つであり、市民の声を聞きながら現在の財政状況、今後の見通し等を検証する中で、総合的に判断していかなければならないものであると考えておりますが、庁舎建設基金につきましては建設の財源の一部とするための備えであり、決算上の余剰金が生じた場合に積み立てを行うこととしているものであります。

決算上の余剰金は、一定額が毎年度必ず生じるとは限らない性格のものですから、継続的に実施する事業の財源としては、適当ではないものと考えているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険の被保険者資格証明書についてであります。

市では平成24年度から国民健康保険税の納付において、特別な事情もなく6期以上未納があるか、納期限から1年以上経過した未納がある世帯に対し、資格証明書を交付することとしました。

国民健康保険制度は、国等からの補助と加入者皆さんの相互扶助で成り立つ社会保障制度であり、保険税を納めない方がいると国民健康保険制度が成り立たなくなってしまう。資格証明書の交付は、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、また加入者間の負担の公平を図り、国民健康保険税の収納を確保する上での1つの手段として設けられています。

市では、これまで滞納者に対しては保険証の有効期間を限定した短期被保険者証を活用し納税相談を行い、分納誓約による納付を求めてきました。しかし納税相談にも訪れない長期間の滞納世帯に対しては資格証明書を活用し、収納対策を行う必要性があると判断したところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中学3年生までの医療費助成の引き上げについてであります。

本市においては平成27年度からの交付税の段階的な縮減に備え、徹底した歳入歳出の見直しを行うとともに財政健全化への取り組みを進めているところであり、3月議会での中学3年生までの医療費助成の改善を求める請願の採択に当たっても、実現への取り組みは慎重に対応すべきものとの考えが示されております。

市としては保育料の第2子以降無料化など、特色ある子育て支援事業をさまざまな方面からバランス良く実施していることや、医療費無料化の拡大については大きな恒久財源の確保が必要になることから事務事業評価や事業仕分けを実施する中で、健全な財政運営の持続が可能かどうかの検討を行い、引き続き慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度についてであります。

現在、市が行っているリフォーム関係の助成では木造住宅耐震改修支援事業、木造住宅耐震シェルター設置事業などの助成制度を設けており、介護保険制度の住宅改修や住宅用太陽光発電システム設置費用の一部も助成しております。

改修、設置内容によりましては地元業者の対応が困難な場合もありますが、市への照会の際には、なるべく地元業者に発注するようお願いをしているところであります。

東日本大震災の教訓を踏まえる中で、市民の安心・安全な暮らしに直結する制度が優先的課題であるとの認識に立って、いくつかの助成制度を実施しておりますので、現在のところ住宅リフォーム助成制度の実施は考えておりません。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最初に財政問題について、お伺いをいたします。

財政状況について、広報ほくと5月号では普通交付税が平成27年度から5年間で段階的に縮減される見込みであることにより、平成32年度には約41億円が減額される見込みであるから、先ほどの答弁にあるように一層の歳入確保に努める必要がある。このように記されています。しかし、この3年間で公債費と積立金の合計の推移は、今年度が73億5,900万円、昨年が83億4,700万円、一昨年は72億9,700万円となっております。これから当然、公債費は減額してきます。基金の積み立ても収入がなければ、それに積み立てること

はできないというふうに考えますが、交付税がこれから減額していく事実ではありますが、切実な市民の福祉を向上させる、こうした自治体の役割があります。1つとして、先ほどの北杜市財政健全化計画21年の計画、これを23年度の決算の数値に変えて再度作り直していく考えがあるか、伺います。

それと27年度、この計画では公債費額は北杜市の財政健全化計画では41億円となっていますが、年度の決算が終わった時点でこの額が変わるのかどうか、それが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

日本共産党の、清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず財政健全化計画の見直しについてということで、よろしいでしょうか。21年度の決算に対して、23年度の決算に置き換えた計画を立てる計画があるかどうかと、こういうご質問ですね。

財政計画については、21年の6月に策定したものであります。非常に国際的な情勢、それから国内情勢、国の制度的な問題、それぞれ激変してきている状況の中でその都度、見直しもする必要があるかと思いますが、今後考えている取り組みとしましては、アクションプランのサイクルに合わせた、3年スパンという部分での見直しをかけて、より予算との整合性がとれるような、そんな財政計画を策定していくような方向で進めたいという考え方でございます。

あと、すみません、もう1点何か、最後にご質問がありましたよね、すみません。

○議長（秋山俊和君）

説明してください。

○4番議員（清水進君）

平成27年度で公債費額というのは、この健全化計画と同じか、それとも今度の決算で下げることができるのかどうか、そういう数字が出ていますか。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

平成27年度のデータの的に、公債費をもっと下げることができるかということですね。当初、27年に財政計画を策定したわけですが、それに比喩して繰上償還等をできる限り実施しておりますので、そういった意味では、もちろんまだ完全にそれを推計したものを策定はしていませんが、予想としてはそれをかなり下回るような形には持っていけるのではないだろうかという思いであります。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩します。

休憩 午後 4時52分

再開 午後 4時53分

○議長（秋山俊和君）

再開をいたします。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

すみません、お時間をいただきました。

現在の健全化計画における財政の見通しといたしましては、公債費が41億円ほどになっているわけではありますが、この時点での現在の、その41億円に対する見込みとしては、39億円くらいを見込んでいるという状況であります。ただ、その39億円もさらに下回った状況として実績になるのではないかという、そんな状態として現段階では捉えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

それでは、続けて子どもの医療費と国保の資格証についてお伺いをいたします。

今、国の政治によって法改正がされたことによって、例えば介護保険制度では今までよりも負担増が増えたり、利用しづらくなっております。こうしたもとで、住民に身近で常に接している自治体こそ市民への暮らしの援助、子育て支援と福祉を充実していくことが重要ではないでしょうか。地方自治法では地方公共団体は住民の福祉と増進を図る、このことを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、この目的趣旨に沿うよう市民生活をより向上させ、豊かにすることが求められているのではないのでしょうか。私たちが行った市民アンケート、市長さんについてのアンケートに寄せられた声は以下であります。

財政が厳しいのに、他に使うところがあるのでは。まだ使えるものであれば先に延ばし、生活に密着したところに使ってほしい。財政が厳しく保育園バスの有料化を検討している一方、新庁舎を建て替える積み立てをするというのは矛盾を感じます。また、新庁舎の建設は市民生活が安定してからでよい。30億円という大金は子どもたちや障害者、老人のために使うべきだ。このような声が圧倒的に広がっております。

そして中学3年生までの実施、今、言われるように同じ時期に合併した町村もあります。その中で北杜市よりも年齢の拡大を行っている自治体が、例えば中学3年生まで医療費無料を実施しているのは上野原市、市川三郷町、富士川町、身延町、南部町、富士河口湖町、入院だけ中学3年生は山梨市、甲州市で実施をしています。小学6年生実施では甲府市、笛吹市、甲斐市、南アルプス市、中央市で実施されています。交付税がこれから引き下げるというのではなくて、やはりここは市長、自治体の姿勢に問題があるのではないかと考えます。北杜市でぜひ実施する、その考えはあるか再度お伺いをいたします。

もう1点、国保の資格証について、今年度から発行を行いました。納付相談を行っているのか。一人ひとりの例えば食事が3食とれているのか、医療機関への定期受診や毎日の薬の服用が必要な方なのかどうか、こういう細かい情報をもとにして発行したのか。それとも一律に、先ほど言うように6期連続でということで行ったのか。本当に命が関わっている問題だと思いますので、この点はすべての方に保険証を発行すべきだと考えます。再度、答弁をお願いい

たします。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど清水議員の代表質問の中にもありましたけども、合併特例措置が平成27年から5年、6年、段階的に、今110億円もらっている普通交付税が75億円、いや切るかもしれないと、こういう現実が見えているわけです。この現実を直視してもらいたいと思います。そうすると北杜市の財政規模が今300億円くらいでありますけども、ことによると平成32年度ごろになると250億円前後の予算規模になるのかもしれないと。このへんの現実を直視した中で私どもは今、苦慮しているわけです。

ですから、できるだけ特交をもらえるような素地づくりもしよう、自主財源もできるだけ頑張ろう、だから合併した北杜市はおかげさまで市税収入も68億円から70億円と推移して、いわゆるあまりよその自治体はともかくとしても、うちはこんな市税収入を確保できているわけです。

今、皆さん、日本共産党の質問の中で市民のための財源として活用すべきだということの見解が違ふような気がします。私どもは今ある金を使えばいいとか、白倉市政に使えばいいとは思っていません。少なからず、今、前段に言ったようなことを考えたときに、さあ、どういう舵取りをしたらいいかというときには、やはり市の借金をできるだけ減らそうということで、1,009億円あった借金を今840億円、830億円に減らしてきているわけです。基金も、預貯金もくどいようですけども50億円だったのが160億円に。つまり7、8年で110億円くらい貯めることができた。このある金を使っていいかということ、平成32年はどうなるんだという思いがするわけであります。

ですから、この市民のための財源として活用する術は、私どもからすればできるだけ後世に借金を残さないようにしよう、減らそう、できるだけそんな時代に備えて基金をできるだけ積んでいこうというのが私ども今、財政運営の基本となっているわけであります。それがいろいろな意味で北杜市民のためだと。財政のために基金を貯める根拠であると。それはたまたま新庁舎の建設は、その一つに過ぎないわけですから、使ってしまう金ではないわけですから、ぜひひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

再度の中学3年生までの拡大というご質問でございますけども、今後も慎重に検討をしてみたいというふうな姿勢でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

私からは、庁舎の基金のお話がありましたのでお話をさせていただきたいと思いますが、

庁舎建設基金につきましては、これはもちろんご存じのとおり合併時からの重要課題であるという中でございます。その決算の余剰金が出た場合に積みますよという前提の中で、今現在も積み立てをしているわけですが、その庁舎の問題については目的基金として、必ず将来、こういった部分の問題が必要になってくるという判断であります。短期間にその財源を確保することは非常に困難だということで、備えとして建設の財源の一部を積み立てておくことということで取り組んでおります。

また5年後10年後の将来を展望するときに、公債費負担をはじめとして財政状況に不安がある以上、できるうちに借金を減らし不測の事態に対応できるような基金を積み立てようとするのは当然、これは行政努力として行うべきものだというふうに思っております。

それから先ほどのご質問の中で財政健全化計画の内容についての、議員からのお話もありました。

非常に財政健全化に対する取り組み、要するに緊縮財政をしなければいけないという中において、大きく3つぐらい原則的に考えています。それは徹底的な予算の見直しをする中で、例えばすでに所期の目的を果たしているもの、あるいは効率的・公平性に欠けるもの、こういったものは基本的にはもう廃止しましょうということ。それから現在、制度化されているもので継続すべきと判断されたものについては現状維持、またはその縮減をするという形での維持をしていくと。それと新規に事業を、例えば起こさなければならないという場合については、これは原則的にスクラップ・アンド・ビルドという部分で、既存の事業は何かをその分、廃止するというようなことをしながら、健全化に努めていかなければならないということと考えておりますので、ぜひこのへんについてもご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

資格証明書につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたけども、一定条件の滞納者に対して国民健康保険の加入者である証として発行しているものでございまして、保険税の納付の相談をされた方には滞納者、個々の事情も配慮しながら短期保険証を交付しております。今後も加入者間の負担の公平を図るための1つの手段として、これからも活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最後になります。住宅リフォームについて、お伺いします。

この地域の木工さん、左官屋さん、畳屋さん、自営業者の方、ひとり親方などの方々がこういう仕事に携わっていると思います。仕事が不安定であれば収入も安定しない。そして親の仕事が子どもに引き継がれない。そうすると新しく、その仕事に就く人もいなければ、熟練された技術が受け継がれていかない。こうした地域での仕事おこし、技術を伝承していく、このこ

とも重要ではないかと考えます。地元業者が潤えば、地域の活性化も生まれていきます。地域内でお金が循環する経済効果も生まれますので、再度答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

基本的に、以前から申し上げていますように北杜市では現在のところ考えておりませんと申し上げているのは、実はすべて財政健全化というところから、実はそれに照らして考えているということなんです。というのはこういう制度というのは一度、創設して導入しますと、おそらく1年や2年では終わることがないということでありまして、当然、何年か長期間にわたって、この制度を続けていかないと経済的な効果というのは、はっきり言って望めないのではないかとこのように思います。

それで先ほどからしきりに言われていますように、交付税が縮減されると、段階的に。そんなタイミングに、私ども実は大きな事業も重なるようにして実施される。それは小淵沢の駅舎、駅前広場の整備、あるいはまた学校の整備もその時期になるだろうと思います。そういったタイミングで今、ここで制度を創設して途中で息切れするようなことがあってはならないと。中長期的な財政の見通しを立てた中で、しっかりとした将来的な裏づけを持った中でこの制度は考えるべきだろうということでございます。

ですから事業そのものの経済的な効果というものは、それ相応のものがあるというふうにはもちろん理解をしておりますが、そういう事情で当面考えていないと、こういうことでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、清水進君の質問が終わりました。

関連質問はございませんか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時06分

平成 2 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 5 日

平成24年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成24年9月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

16番	内田俊彦君
19番	中村隆一君
7番	風間利子君
20番	清水壽昌君
11番	保坂多枝子君
18番	秋山九一君
17番	坂本治年君
3番	相吉正一君
5番	野中真理子君

2. 出席議員（22人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和	22番	渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（41人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	山田栄明
政策秘書課長	高橋一成	総務課長	赤羽久
企画課長	篠原直樹	財政課長	斉藤毅
管財課長	武井武文	市民課長	平井光
健康増進課長	浅川正人	子育て支援課長	浅川輝夫
福祉課障害福祉担当リーダー	津金胤寛	環境課長	土屋裕
農政課長	梶村宗弘	農政課長補佐	中嶋敏光
観光・商工課長	中田二照	食と農の杜づくり課長	茅野臣恵
まちづくり推進課長	田中幸男	住宅課長	植松広
道路河川課計画担当リーダー	中田治仁	用地課長	早川昌三
教育総務課長	岩波信司	学校教育課長	五味正
学術課長	長坂隆弘		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤精二
議会書記 山内一寿
" 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、堀内明野総合支所長は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

本日の一般質問で、明政クラブの相吉正一君から通告のありました質問の一部について取り下げの申し出がありましたので、報告いたします。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に公明党、16分。次に日本共産党、16分。次に無会派の風間利子議員、15分。次に北杜クラブ、75分。次に明政クラブ、65分。最後に市民フォーラム、6分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に公明党、16番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

通告に従いまして、3項目、質問をさせていただきます。

暑さ寒さも彼岸までとはよく言ったもので、最近は朝晩めっきり肌寒くなってまいりまして、過ごしやすい日々がやってまいりました。ここ北杜市も実りの秋を迎え、黄金のじゅうたんに包まれているところでございます。

今、政治に求められているのはやさしさであり、統制力であり、そして夢、ビジョンであると思っております。未来へ責任を持つという政治、そして明日へつなぐ力であっていただきたいと思うわけでございます。

その観点の中から3項目について、質問をさせていただきます。

まずはじめに、心の体温計サイトの開設についてでございます。

長引く不況、複雑な人間関係、社会を取り巻く環境は相談相手がおらず自分一人で解決できず悩み、うつ病や拳句の果てにはみずから命を絶ってしまう事件が最近、多々ございます。

警察庁の平成23年の概要資料によりますと、自殺者数の総勢が3万584人で、そのうち性別、男性が2万919人、68.4%でございます。年齢別の状況を見ますと60歳以上が

1万1,631人、50歳代が5,366人、40歳代が5,040人、30歳代が4,448人とこういう推計となっております。

そしてその原因、動機等を分析いたしますと、まず第1に健康問題、2番目に経済・生活問題、そして3.家庭問題であります。自殺対策基本法は2006年にできまして、それらによって今、多くの取り組みがされ、本市におきましてもそれらの対応は窓口等で今、している状況でございます。

自殺者の詳細原因のNO.1はうつ病であります。今、核家族でございます。あまりにもコミュニケーションがとれず、そして職場においても言いたいことが言えず、それぞれ悩んでいる方というのは北杜市においても大多数、数多くの方がいると思います。

そこで私は今回、心の体温計サイトの開設という提案をさせていただいております。地方自治体の例、越谷市などではずばり、これを心の体温計と称しまして携帯やパソコンから自身の心の状態をチェックできるサイトを開設しております。このサイトはいろいろな質問がございまして、それらをランダムにしていきますと自分の心の健康状態が詳細に分かるということでございます。そしてそれに基づきまして、そのサイトの中には相談ができるところがいくつか列記されておまして、それらによる効果は非常に私は高いものと考えているところでございます。

今、自殺者が非常に多いと。そして私自身も私の知人の中に、当然ここにいる皆さんの知人の中にもおそらくみずから命を絶ってしまった人は、私はいると思っています。少なからず私のまわりにもいました。これが現実です。つまり、ないことはない。うつ病になる人というのは、どんな強い方でもなるといわれております。ですからそこから考えていきますと、やはりみずから命を絶ってしまうということは、人ごとではないということだというふうに私は思っているところでございます。

以下、質問いたしますが、やはりこれらの心の体温計につきまして調査・検討を行いまして導入を求めますが、いかがお考えか質問をいたします。

2項目めといたしまして、コンビニでの印鑑証明、住民票交付について質問をさせていただきます。

現在、コンビニでの印鑑証明および住民票の交付を行っている自治体は見受けられますが、今後コンビニチェーン店各社は導入の検討をしているところであり、自動交付機も現在本庁だけの交付となっております。そこで今後、導入に向けての見解を伺うところでございます。

これは全国的に共通番号であったり、これから間違いなくコンビニでの印鑑証明、住民票交付につきまして、当然、民間、これがおそらくコンビニ等のお店になりますが、民間。そして国も考えてきているというふうに考えております。今まではどうしても1社でしか、実はできなかった現実がございますので、その導入に向けては足踏みをしていたところでございます。しかしいずれは行革、アクションプランの中でも人員の削減をしていかなければならないわけでございます。しかし、やっぱりサービスを低下させないためにはこういったことも今から検討していかなければならない。これが2年後、3年後という話になるのかもしれませんが、これはしっかりと今後検討していくべきだと思いますので、その見解を伺うところでございます。

3つ目の項目といたしまして、低炭素社会の実現に向けてでございます。

新エネルギービジョンをはじめ、人と自然と文化が躍動する環境創造都市にふさわしく小水力発電、太陽光発電において地方自治体のトップランナーであると内外ともに認められている

ところでございます。クリーン電電、また北杜サイトにおきましては多くの視察者がいるという現実がございます。特に日照時間日本一の北杜市においては、太陽光発電の民間事業者の引き合いは多いことと考えております。しかし多くは地元企業ではなく、地権者等をはじめ交渉は難しいと考えるところでございます。どうしても農地法、森林法、許可認可におきまして非常に民間レベルでの事業を行っていくにはハードルが高いと。ただし、一番困ってしまうのは、地方自治体が民間企業の特定の企業にあまりにも力を注ぐことがいいかという問題も、これは裏腹としてあると思います。やはり私ども人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市としては、これらの低炭素社会に向けて推進をしていかなければならないと考えるところでございますが、民間企業とのやりとりには非常に市としてのリスクも高くなるという現実もあるというふうには考えているところでございます。

そこで、簡単に言うと1つの企業体などに任せるのか、外郭をつくるのか、いろんなことをこれから考えていかなければ、これらの対応、ニーズに応えられないと思いますし、やはり私どもはトップランナーであるべきだというふうに考えておりますので、今後の推進について見解を伺うところでございます。

以上3項目について、質問をさせていただきました。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

16番、内田俊彦議員の低炭素社会の実現についてのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が本年7月1日からスタートしたこともあり、日照時間に代表される自然環境や市民の皆さまのご理解・ご協力など、恵まれた地域エネルギーを持つ本市には、事業者等から数多くのお問い合わせをいただいております。

北杜サイト太陽光発電所の定期見学会にも、事業を検討している事業者の来場が増加しており、市におけるこれまでの取り組みが評価され、北杜市のみならず再生可能エネルギーの普及拡大に寄与している状況であります。

こうした中、市では庁内調整を図り積極的に誘致を図っているところでありますが、事業者側からは農地法、森林法などいくつかの法規制もあり、用地交渉を含めて事業展開に苦慮している状況もあると聞き及んでおります。

事業による市内未利用地の有効利用や地域の活性化を図るための方策について、これまで市が蓄積してまいりました経験を生かし、助言等深く支援していくような体制を整えたいと考えております。

今後も資源エネルギー庁などの国の機関等と密接に連携し、さらに地域エネルギーの活用を図り、トップランナーとしてイニシアティブをとって取り組んでまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

16番、内田俊彦議員の心の体温計サイトについてのご質問にお答えいたします。

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、家族のつながりや家庭と地域のつながり、また地

域の助け合いが希薄化し、心の病や孤独感などによる自殺者が全国的に増えております。山梨県内でも毎年300人を超える自殺者が出ている状況であります。

心の体温計サイトは自殺対策予防を目的に、心の健康状態やストレスの状態を携帯電話やパソコンを利用して調べることができるもので、世田谷区や藤沢市などで導入しております。

本市では予防対策として小学生の高学年児童、中学生ならび高校生を対象に命の尊さの学習の場を設けており、また成人者を対象に健康相談事業にも取り組んでいるところであります。さらに命のセーフティネット相談窓口を市役所内に開設したほか、県や市などの相談窓口を記載した啓蒙品を全戸配布したところであります。

心の体温計サイトへの取り組みについては先進地の活用状況や効果等を調査し、併せて本市の地域特性も考慮しながら、導入に向けての検討をしまいたいと考えております。

次にコンビニでの印鑑証明、住民票の交付についてであります。

コンビニで印鑑証明、住民票等を取得できるようになったのは、平成22年2月からであり当初3団体でありましたが、平成24年8月現在で実施している市区町村は全国で56団体あります。一方、市では、時間外も利用できる自動交付機の設置が本年3月より本庁のみの取り扱いとなっております。

印鑑証明書をはじめとする各種証明書は現在、各総合支所で取得することが可能ですが、市民の利便性・サービスの向上、業務の効率化を考慮すると身近な場所でいつでも証明書が取れるコンビニ交付サービスは有効な手段であります。

今後、コンビニ各事業者の動向およびマイナンバー制度の導入などを視野に慎重に検討をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

再質問を1項目ずつさせていただきます。

まずはじめに低炭素社会の実現に向けてでございますが、先ほど市長答弁の中で体制を整えるということで答弁をいただきましたところでございますが、この体制というのはどういうふうな、まずは庁内の体制だと思いますけども、それらについて詳細を伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内副市長。

○副市長（堀内誠君）

内田俊彦議員の再質問について、お答えをしたいと思います。

今、組織的なもの、庁内の体制づくりということでございますけども、現実に全量買い取り制度が始まって以来、県内外からのいろんな問い合わせがございます。そうした中で、われわれが提示する場所と企業のほうから、こういう場所がどうですかというふうな、われわれのほうで受ける場合もございます。そうした中で、民有地につきましては、それなりに地権者との話をすれば解決する問題でございますけども、先ほど申しましたように農地法なり、森林法の

規制があるということも1つ課題でございます。そうした中で、今度は市有地の場合ですけども、市有地の場合についてもそういう方々に対して、すぐスピード感で対応するということが非常にやっぱり公平性、また競争性の中で非常に問題にネックになってきます。そうした中で各町、今現在は各部局を調整しながらその対応にあたっているわけですけども、これについても限界があるなという部分もあります。

先ほど議員からもおっしゃいましたように、やっぱり北杜市の日照時間日本一と発電効率がいいという、この気象条件も加味した中で、トップランナーとしての位置づけということを考えますとスピード感、それから要するに企業からきた土地について、すぐ対応できるような形をとる体制は必要ではないかなと。そういうときに1つの旗揚げとして、北杜市ではこういう組織があるよというものを、今ちょっと県とも相談しながらそういう組織が立ち上げられればなというふうな形で検討しております。その中でスピード感を持った対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

低炭素社会の実現に向けて再々質問させていただきますが、今言われたとおり、非常にこの許可認可の問題、そして民間等の問題、またその電気をどこで使うかという問題、非常に難しい、簡単に言うと用地選びが非常に厳しいというような現状だと思っております。そういう中でございますので、この体制づくりにつきましては当然、今は生活環境部ということになっていると思えますけど、どうしても部局を跨ぐ話になりますから、それらについては当然、部局を跨いだ、知識を持った体制を今後考えられるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

堀内副市長。

○副市長（堀内誠君）

そのような考え方の中で、庁内ということでできれば、そういうふうな形で今現在も庁内調整会議の中で対応しているわけですけども、やっぱり外部の人も入れなければならないということになれば、外部の人の意見も聞きながらスピード感溢れた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

それでは、心の体温計サイトの開設について再質問をさせていただきます。

先ほど部長答弁の中で、これらについて種々説明がございまして検討をしていくということでご答弁をいただきました。非常にこのサイトについては、人口規模とかいろいろございますが、全国でも今、7月、8月、9月などの段階で立ち上げをしている状況がございまして、質問でもはじめに述べさせていただきましたが、本人自身の健康状態のみならず家族が心配ですとか、同僚が心配ですとかそういった方たちがチェックできる、自分の知り合いをチェックできる項目もございまして、非常にこれらについては今後、導入の効果が高いというふうに私は考

えているところでございます、金額等も非常に安価だと私も考えているというか、思っております。

また人口規模にこれはよるといことも聞いておりまして、これらについては早い段階で検討していただきまして、導入をしていただきたいと考えておりますので、検討をどのくらいの期間でされるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田議員の再質問でございます。

心の体温計の早い段階での、検討して導入したらどうかということでございますが、やはり命の大切さということをお考えますと、先ほども説明しましたけども、心の体温計をホームページにつくるということは、新たな予防策となるということは確かなことだといふふうに考えています。または、これは自己診断をするもので医学的な診断をするものではありませんけども、市民のメンタルヘルス的な環境の向上と自殺予防対策については、非常に効果があるといふふうに考えているところでございます。

導入経費等々もございませうけども、他の自治体の状況、先ほども答弁しましたけども、調査をしながら早急に導入できるように調査・研究したいといふふうに思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

それでは最後にコンビニでの印鑑証明、住民票のことについて再質問をさせていただきます。

先ほど説明がございまして、導入団体が増えているところなんです、やはり最初、私が質問したとおり、各コンビニチェーン等が一斉にしないといふ経緯もございまして、当然、各自治体が導入に向けて足踏みをしている状況だといふふうに考えているところでございます。

それらを含めて、であればどのくらいに、簡単に言うと現実ここ1年2年の話だといふふうに私は考えているんですけども、このコンビニの印鑑証明、住民票交付についてなんらか国や県なりからのこれらについての詳細な説明とかは、今まであったでしょうか。なくても市がどのくらいまで、これらのことについて理解しているかをお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田議員の、コンビニ交付の再質問にお答えをいたします。

コンビニ交付関係につきましては、まず最初、県の導入指導ということでございますけども、2年ほど前だと思ひますけども、自動交付機の自治体間の広域交付という提案等もございまして、その後、県内の導入希望市町村を調査する中で、まず県内で葦崎市を含む6団体が今度、コンビニ交付を始めたということでございます。このコンビニ交付については、先ほども説明

しましたけども、平成27年だと思えますけども、そのころ国のマイナンバー制度が導入されてしまうという予定になっております。そうしますと現在、通常のコンビニ交付につきましては、住基カードを使わなければ、作成していかなければなりませんので、その住基カードと今後、導入される予定であるというマイナンバー制に基づくICカードの整合性等もございまして、本市としましては新たな経費がこれから当然、システム等の必要経費がかかるということもございまして、導入効果や他の自治体の状況等も踏まえ、かつ国のマイナンバー制度の導入状況も視野に、慎重に検討したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

再々質問させていただきます。

つまり今、平成24年でございますから、おそらく検討できる期間というのはあと2年ぐらいだと思うんですよ。これは非常に個人情報であるとかいろんな問題があると思えますので、これらについては当然、国も推し進めていくというふうに考えているところでございます。当然、それに各民間企業が参入していくのも、これは当然ありきだというふうに考えております。ですからそれらについては非常に目を光らせて、市民がそれらの、もしかしたらこんな被害に遭うのではないかというようなことも想定をしながら、振り込み詐欺等も当然、今よく騒がれているとおり、カード等の保管とかいろんなことについては非常に考えていかなければいけない現実がありますので、2年、しっかりと慎重に審議をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田議員の再々質問でございますけども、ご質問のとおり個人情報の取り扱いにつきましては、まず最優先にして取り組まなければならないということは承知しております。今後、マイナンバー制度等のことを踏まえる中で、2年間の期間があるとすれば、そこでそれらも含めて慎重に検討したいと考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番議員、内田俊彦君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

日本共産党の一般質問を行います。

質問の第1は、保育行政の改善を求めることについてです。

市は第2子以降の保育料が無料になっていることから、子育て支援が進んでいるかのようにいっていますが各年齢区分、各階層において北杜市は高いのです。第2子以降の無料化ととも

に保育料を隣接する蕪崎、甲府の水準まで引き下げたほうが多くの市民が喜ぶのではないのでしょうか。市の第2次北杜市行政改革大綱では来年度から保育料、給食費、学童保育料は見直し、現在、日野春、小泉、長坂保育園が無料で行っている送迎バスは有料化するとしています。

日本共産党が行った市民アンケートでは有効回答数の4割は反対であり、賛成は12%に過ぎません。若い家庭の人たちの生活は大変と思うので、負担増は避けてほしい。少子化の今、子どもの支援をしなければ若い親はますます子どもを生まなくなるし、北杜市から転居してしまう。若い世代の人々に来てもらうためにも見直しや有料化は反対。人口が増えれば税収入も上がる。町も活気が出るなどの声が寄せられています。

以下、質問します。

1. 保育料、給食費、学童保育料等の値上げはやめて引き下げるべきではないか。
2. 送迎バスの有料化はやめるべきではないか。
3. 泉、小淵沢東、西保育園の床暖房について実施する見直しはあるか。

質問の第2は、平成25年度以降もデマンドバスの運行を実施することについてです。

デマンドバス実証運行は4年目だが北杜市の高齢化率は30%、65歳以上、約1万5千人で車が運転できない、あるいは運転に不安を感じている市民が増えている。現行のデマンドバスは予約が取りにくい。あるいは帰りの時間が合わない。帰りの待ち時間が長くなるなど、いろいろな不便なところがあるが、それでも車を運転しない人にとっては大変ありがたい公共の乗り物として、いまやなくてはならないものになっている。

一例を挙げれば、長坂町小荒間の泉郷分譲地に住む一人暮らしの高齢の女性は、体調維持の通院に必要不可欠だとデマンドバスの存続を願っています。

ハケ岳ジャーナルで人件費が業者によって差があることが明らかにされ、また地域によって利用者数に大きな差があり、したがって利用者1人当たりの運行経費に大きな差がある。運行を委託するにあたって基本的な金額を決めた上で、上積みは努力すれば報われる仕組み、何便出して何人乗せたかなど考慮することも導入するべきではないか。

ハケ岳ジャーナルにデマンドバスがタクシーと市民バスを飲み込んでいると書かれているが、デマンドバスの運行時間は午前8時45分から午後4時30分で日中、市民バス利用者が少ないところを選び、タクシーとすみ分けるということで運行している。飲み込んでいるとはどういうことか。

北杜市が目指している高齢者が元気に暮らせる地域づくり実現のためにも、足の確保は欠かせない。市民の声も聞いてエリアごとにどういう公共交通がふさわしいかを考え、平成25年度以降の公共交通をなんとしても守ってほしいというのが市民の声である。

以下、質問します。

1. 飲み込んでいるとはどういうことでしょうか。
2. 市は1,600万円の経費削減と説明したが、市の要望に9社中5社が応じ4社が見送る結果になった。市民、運行业者、市の三者いずれにとってもよいものにするための市の考えを聞きたい。
3. フルデマンド150円の料金設定はいつ、どういう経緯で決まったのか。
4. 現場の地理を熟知している運行业者、運転手が考えた合理的ルートをコンピューターに戻して学習させるべきではないか。予約センターを地理に詳しい地元に移す予定はないか。

5. 最近、乗客に対して運転手の言動が悪いとの声が聞かれるが、そのことを把握しているか。どう指導していくのか。

6. 平成25年度以降の公共交通について、どう考えているのか。

質問の第3は、中部横断自動車八ヶ岳南麓を横切る計画について、住民は誰でも参加できる公開の説明会の開催を求めています。

国土交通省、関東地方小委員会は中部横断道長坂八千穂間について、1. 対策案としては高速道路の整備が有効であると考えられる。2. 一部地域において環境・景観の保全に対する根強い意見が依然として見受けられることから、追加的なコミュニケーション活動を実施した上で最終的な評価をとりまとめるとの中間とりまとめを行いました。中間とりまとめを受けて、追加的なコミュニケーションの場として意見交換会が7月8日、長野県南牧村で開かれました。当局から指名を受けて発言したのはレインボーの会、中部横断道八ヶ岳南麓の会、公募による山梨県民の3名だけで1人3分の発言時間で2回、6分という時間制限の中で整然と意見を表明しました。傍聴者20名という制限もありました。ほかに発言は長野県側、山梨県側（白倉北杜市長を含む）合計9名。

6月26日、レインボーの会の要請により国交省、甲府河川国道事務所の説明会が大泉町で開かれました。意見交換会の設定の仕方、2回目のアンケートの取り方、集計方法、地域の意見を反映する方法、環境評価や今後の計画の進め方などさまざまな質問、意見、要望が出されましたが、すべて上部機関に報告するという回答しかされず、住民の疑問は深まるばかりです。

参加を制限した説明会や、まともな回答もない説明会で追加的なコミュニケーション活動を実施したとして、最終評価をとりまとめるのだとすれば、あまりに拙速です。

以下、は南牧村の意見交換会での白倉市長の発言内容です。

中部横断道路佐久ルートは、国交関係の基本計画の中に位置づけられて20年30年と議論してきた。私どもの基本的なスタンスは、国の幹線道路として必要な道路である。そしてまた北杜市にとっても必要な道路であるということだ。（中略）

行政として総合的に判断したときは、なんとか佐久ルートも早く完成をみたい。もうひとつ住民説明が足りない。住民が知らないという問題は、事業主あるいはまた市を含めて答えていかなければいけないとは思っている。

そこで以下、質問します。

1. 中部横断道路佐久ルートは、国交関係の基本計画の中に位置づけられて20年30年と議論してきたと市長は発言していますが、どんな議論をしてきたのですか。議論の中身を教えてください。

2. 住民説明が足りない。住民が知らないという問題は、事業主あるいはまた市を含めて答えていかなければいけないとは思っていると住民説明の必要性を述べていますので、住民は誰でも参加できる公開の説明会の開催を国交省に要請し、実現することを求めます。

以上、市長の見解を求めて質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

はじめにデマンドバスについて、いくつかご質問をいただいております。

平成25年度以降の公共交通についてであります。

デマンドバスがタクシー事業に大きな影響を与えているという申し入れに対しては、対応を検討していく予定ですが、高齢者等、交通弱者をはじめ市民の足を確保するための公共交通体系の維持は、市の責任であると考えております。

次に中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

中部横断自動車道につきましては、国の社会資本整備審議会小委員会において平成22年12月より計画段階評価の試行に着手し、地域の方々、自治体や関係団体のご意見を聞きながら、平成24年6月18日に中間とりまとめが行われ、その後7月8日には関係市町村、住民、各分野の方々を一堂に会し、意見交換会が開催されたところであります。

この議論につきましては昭和62年、第4次全国総合開発計画において、高規格幹線道路網の閣議決定により中部横断自動車道が構想され、平成9年には予定路線長坂八千穂間が基本計画路線に決定。平成22年12月より計画段階評価の試行に着手し、今日に至っているということであります。

また、北杜市においても合併前の旧町村のころより、中部横断自動車道の必要性についての議論を重ね、平成8年からは中部横断自動車道沿線市町村と連携し、早期着工に向け国への提言や要望活動等を行ってきたところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

保育行政の改善について、ご質問をいただいております。

給食費の引き下げについてであります。

本市の給食費は平成16年の合併時に給食単価を小学校が1食240円、中学校が1食280円に統一して以来、一度も値上げすることなく今日に至っております。

今年度の県内各市の給食費の状況を見ますと、小学校が1食平均246円30銭、中学校が1食平均288円30銭となっており、本市の給食費は他市と比較しましても低い状況であります。

市では、市単独事業として少子化対策の子育て支援として小学生1食当たり5円、中学生1食当たり10円の補助と地産地消推進として小中学生1食12円75銭の補助を行い、今年度の予算ベースで子育て支援補助に約500万円、地産地消補助に約1千万円の合わせて1,500万円の支援を行っております。

また最近、食材の値上げ等もあり学校給食の運営も厳しい状況ではありますが、子育て支援として当面、給食費の値上げはせず現行で実施していきたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバスについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、報道内容についてであります。

デマンドバスがタクシーと市民バスを飲み込んでいるとの新聞の報道については、市が直接このような表現をしたものではありませんので、真意については定かではございません。

次に、市民・運行事業者・市の三者のいずれにとってもよい制度についてであります。

市民は公共交通としての利便性の向上をより低い利用料で求め、運行事業者はタクシー事業との整合性や事業の圧迫という問題を抱えながら、その影響をカバーできるだけの委託料を求めたいと考えることは当然の要求であると考えます。一方、市は財政負担の軽減という課題を抱えながら、利便性の高い公共交通体系を確立したいと考えております。

このような状況の中では、三者のいずれにとってもよい制度を確立するためには、納得のいただける範囲でそれぞれが歩み寄る必要があるものと考えております。

また、契約については不信感を持たれないよう契約の透明性、公平性、競争性を確保するように努めてまいります。

次に、フルデマンドと利用料金決定の経緯についてであります。

バス停型のフルデマンドについては、本年の4月に開催された北杜市地域公共交通会議の協議を経て、実施を決定いたしました。

デマンドバスの運行については、市内全域を同一エリアとすることは効率的でないことから、運行エリア以外の目的地へは別エリアの号車、あるいは南部巡回線との乗り継ぎを必要とします。このため利用料金については市民バス利用料との整合性を保つため、現在1回の乗車ごとに300円としているところであります。

デマンドバスの特性である、ほかの利用者との乗り合いのため、各利用者にとって最短距離での移動ができない場合もあることなどから、距離による利用料金の設定は見送った経緯があります。65歳以上の高齢者の方や障害をお持ちの方についての減免についても、市民バスと同様な取り扱いをすることとしたものです。

次に、予約業務についてであります。

デマンドバス導入時には1つのエリア内を1事業者で運行していたため、予約業務を運行事業者に行わせておりました。しかし、エリアの拡大とともに同一エリア内を複数の車両が異なる運行事業者により運行している現在の運行形態では全体的な運行管理ができないことから、その方法は効率的でないものと判断しております。

次に、運転手の言動についてであります。

市に寄せられた運転手の言動に対する苦情についてはその都度、運行事業者に指導を徹底しております。デマンドバスは個人的に利用されるタクシーとは違い、あくまで乗り合いバスであるという性質上、利用者側にも時間を守っていただくとか自宅まではお乗せできないなど、ご理解とご協力をいただかなければならない部分も多くありますが、理解されず苦情として寄せられることも多々あることから周知を図ってまいります。しかしながら、市には大変親切な対応だったと感謝の電話も多く寄せられていることも事実でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

保育行政の改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育料・放課後児童クラブ利用料および通園バスについてであります。

第2次行政改革アクションプランでは、健全な財政の確立や適正な受益者負担の確保を目指して、保育料、放課後児童クラブ利用料の適正化と保育園バスの費用負担等について検討することになっています。

保育料については第2子以降無料化を維持しつつ、国の保育料基準と比較して著しく負担率が異なる部分について、また放課後児童クラブ利用料については月1,500円と非常に低額であるため、受益と負担の公平性から見直しを検討するものであります。

保育園バスについては保育園の送迎は保護者が行うことが原則ですが、現在、長坂・小泉・日野春・白州・武川保育園の5園で、燃料費等の特段の費用負担を求めずに運行をしています。このため、公平性の観点から検討を行うものであります。

次にいずみ保育園、小淵沢東保育園、小淵沢西保育園の床暖房の設置についてであります。

現在、全保育園の乳児ほふく室に床暖房は設置されております。今後につきましては、必要に応じて検討します。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

中部横断自動車道について、ご質問をいただいております。

公開説明会の開催を要請することについてであります。

この件につきましては、現在も多くの別荘所有者の方から計画について知らない、知らされていないというご指摘を受けておりますので、国に対して、しっかりと説明会の実施をお願いするとともに、市としても協力してまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今、保育料の説明がありましたけれども、保育料そのものは例えば一例を挙げれば北杜市の市民税非課税世帯などの保育料は3歳未満児で月6千円と。韮崎とか甲府市とかと比べると結構高いわけです。そういうことで保育料の見直しをするというときには、近隣市町村のそういうところと比較をしながら検討すべきではないかと、このように思います。

もう1点は保育園の送迎バスの有料化についてですけれども、保護者が送迎するのが基本と言われましたけれども、サービスの公平性という点から考えると自家用車で送迎をしている、そういうところにその費用の一部を助成するとかいう考えはないのか、2点お聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

他市町村の保育料の状況を今、それは蕪崎市と甲府市は北杜市と比べて平均で安いところをおっしゃったというふうに思います。県下を見渡した中では、北杜市と比較いたしまして高い地域もあるということもいろいろな面を考慮いたしまして、今後、検討をしてみたいというふうに思っております。

それから2点目の保育園の送迎バスでございますけれども、現在、市内では5つの保育園だけの送迎を行っているところでございます。保護者の送迎が基本だということを基本といたしまして、今後につきまして利用料のことににつきまして検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

次にデマンドバスについて、質問をします。

先ほど部長から答弁がありましたけれども、市と業者の間で話し合いがされていますけれども、このデマンドバスそのものの利用者の声というのは、全然聞いていないわけですよね。前は利用者の団体などが入った協議会があったわけですが、今年からは公共交通会議の中に利用者の団体が入っていないので、その声が反映できていないと。そういうことで障害者の団体であるとか、デマンドバスを応援する会とかと定期的に話し合いをして市民の利用者の声を聞くと、そういう考えはないかお聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の再質問でございますけれども、デマンドバスの運行に対して利用者の声を反映するためにということだと思います。

今までの地域公共交通推進協議会から、この4月から体制が変わりまして地域公共交通会議という組織に変わったことによって、多少、委員さんたちの編成がされたところでありますが、これまでデマンドバスに対して、応援する会を含めていろんなご意見をいただきました。それから話し合いもさせていただいた経緯もございます。当然、利用者側に立つ方々の意見というものは大いに尊重もしているつもりでもありますし、今後もそういったご意見を参考にさせていただきたいという思いは当然でございますので、今後もその必要性、あるいは状況に応じての話し合い、またはご意見を伺う機会というのは当然、その機会を設けていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

利用者の声をよく聞くということは必要だと、これがデマンドバスの原点ですから、デマンドバスがはじめて導入された福島県の旧小高町、これは高齢者の足をどういうふうに確保するかということから、このデマンドバスが発祥したわけですので、その原点を忘れないで市と業者だけの打ち合わせでなしに、応援する会とか障害者の方々とか十分、話し合っていたいただきたい。

もう1点は、来年度からこのデマンドバスをやっていく気があるのかないのか。そのへんを聞きたいと思います。本当にこのデマンドバスは、家族に気兼ねなく高齢者が自由に出歩けると。生活に便利で地域の足、公共の足としてこれからも非常に大切な機能を果たしていくと思います。地域全体にとって、貴重なサービスインフラになっていくと思います。そういうことで本当に市がこれをやる気があるかないか。これをはっきり答弁してもらいたいと思います。そのためにも今まで担当してきた人たちを人事異動で、ころころと替えてしまうようなことのないように本腰を入れてしっかりやっていただきたいと思いますけれども、そのへんの見解をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村議員のデマンドバスに対する再々質問でございますけども、25年度、来年度以降のデマンドバスをという、どうするのかというご質問であります。市の立場からいたしますとデマンドバスも含めて公共交通というふうなものの体制というものは当然、考えていかなければならないことですから、これからの新しい体系、あるいはその運行のあり方、そういったものは議論を重ねながら進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、デマンドバスにつきましては、2回にわたるタクシー事業者等からの申し入れ、あるいは意見書をいただいております。そういった部分での意見調書であるという部分での話は進めておるところであります。いずれにしても実証運行という3年間の経過を受け、さらに市が実証運行するという形でのフルデマンド化をした中での運行形態を現在っておりますが、これらの利用者の、例えば実人員であったり、1人当たりの利用回数であったり、それから利用の方向性であったり、それから1人当たりの運行経費であったりとかというふうな、こういったデータ分析をしながら、それらの相談も地域公共交通会議の中で検討をする中で方向性も定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君、1分32秒です。質問時間が。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

さっき深沢建設部長のほうから答弁がありましたけれども、北杜市内で住民が自由に参加できる、そういう説明会を責任持って国交省にきちっと開かせる、強い決意をお聞きしたいと思います。もしそれができないならば、北杜市独自でそういう説明会を持つ意思はあるかどうか、

そのへんを聞きたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村隆一議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁したとおりでありますけども、いずれにしても別荘所有者の方から説明がないと、アンケート調査が届かなかったという声が届いていますので、北杜市が独自で単独で説明会をするということは、これはあり得ませんですね。当然、国にお願いしてそういう機会を持ってくださいと、こういうお願いを強く要望していくということでありますので、その点については先ほど答弁したとおり、今後も要望、要請をしまいたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で中部横断道路も市民の大変、大きな関心になっていることはたしかだと思っておりますので、私なりに状況を説明してみたいと思っておりますけども、先ほど答弁しましたとおり昭和62年の閣議決定で、この中部横断道路は日本の将来の高規格の道として造ることが決定をされているわけでありまして。そしてちょっと分かりやすく、電車の切符に例えてみれば分かりやすいかもしれませんけども、先ほど答弁しましたとおり平成9年にこの中部横断道路は基本計画路線に位置づけられたわけでありまして。基本計画路線というのは、聞きようによっては新潟へ向かっての電車の切符を手に入れたというような位置づけで、位置づけてもらうと分かりやすいかもしれません。そして平成22年に計画段階評価に入りました。平成22年に、この計画段階評価の段階に入ったというのは、改札口で切符を切ってもらったというような段階だというふうに位置づけてもらうと、ある面では分かりいいかもしれません。そして、私ども今の中部横断道の佐久ルートは、一日も早く整備計画路線に格上げしてもらいたい。整備計画路線とは日本海へ向かって、新潟へ向かって電車へ乗り込んだ状況になるというふうな段階で、この高速道路の位置づけを考えてもらうと段階が分かりやすいと思っているわけでありまして。

そのときにこの前も本会議、代表質問のときにもお答えしましたが、この私どもの環境を考えたときには、このルートのあり方とか、あるいはまた施工にあたってはできるだけ環境にやさしい道を造ってほしい、そのへんは今後も当局に、事業主にしっかりと要請をしまいたい。ただ一言でいえば、公共事業の一環として目の黒いうちに間に合うように全力で私どもも対応していきたいというのが、この中部横断道に対する思いであります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君、よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

今議会が最後となりますので、ちょっと一言あいさつさせていただきます。

平成16年より2期8年間、初めての議員生活、戸惑うこともたくさんありましたが、議員でなければできない勉強もいろいろさせていただきました。今議会が最後の質問となりますので、よろしくお願いいたします。

質問に入ります。学校教育について。

今回の質問、いじめについては代表質問で3名の方がされましたが、通告してありますので質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

大津市の中学2年生の生徒が自殺した問題を契機に、各地でクローズアップされたいじめについては全国的に広がりを見せ、毎日報道され各自治体や学校がそれぞれの立場からその対策の必要性が叫ばれております。

あってはならない、悲惨ないじめに起因する子どもの自殺を未然に防止するいじめ未然防止対策を徹底するよう山梨県教育委員会は7月31日、県内全公立小中学校、特別支援学校を含む274校に通達が出されました。児童生徒を対象にアンケートを実施、保護者との連携を密にして、いじめが発覚したら速やかに市町村や県の教育委員会に知らせ、連携して問題解決に当たることなどを指示されました。

また国では自殺総合対策大綱を5年ぶりに見直し、被害者遺族が求めれば学校教育委員会ではなく、第三者での調査の必要性も指摘されました。そこで、現在の北杜市の実態について伺います。

まず1番に、北杜市小中学校のいじめについて。

学校でのいじめ、携帯電話やインターネットを使った親が気づきにくいネットいじめの有無などについて。

2番目に、不登校児童の現状とその対応は。

不登校・保健室登校・校内暴力・遅刻・早退児童など。

3番目に、学校で実施されているアンケート調査について。

方法・内容・回数・アンケートの対象者は。子とか親ですね。

最後に教師の健康管理、メンタルヘルス、心の健康について伺います。

文部省によると精神疾患で休職する教員は約5,400人で、10年前から3千人増えたとのことです。通院・長期療養者などの現状はどうでしょうか。すみません、教育長にお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

学校教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市小中学校のネットいじめについてであります。

ネットいじめとは、パソコンや携帯電話を通じてインターネット上のウェブサイトの掲示板などに特定の子どもの誹謗・中傷を書き込んだり、個人情報や無断で掲載したり、嫌がらせや脅しのメールを送ったり、本人になりすましてインターネット上で活動したりするなどして、いじめを行うことと認識しております。

今回の緊急調査において、本市ではネット上のいじめが中学校2校で6件、認められました。教育委員会としては、全国でネット上のいじめが原因と思われる不登校や自殺などが起きている現状を重く受け止め、市内各学校に対して、予防と対応に万全を期するよう定例市校長会で指導しているところです。

また、各学校では情報モラル教育の実施や警察との連携の中で教職員の研修会および児童生徒の学習会を実施しております。ほかのいじめと同様、決して許される行為ではないことから、学校はもちろんのこと家庭と連携して、その予防と対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、不登校児童の現状とその対応についてであります。

本市において本年4月以降で30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いた不登校の実態は1学期末で小学生8名、中学生20名であります。また、学校に登校してもなんらかの理由により授業を受けることができず、保健室や図書室で過ごす、いわゆる保健室登校の数は、不登校者であっても登校できたときの児童生徒を含めると小学生7名、中学生7名であります。

一方、不登校につながる可能性のある遅刻・早退者は小学生2名、中学生8名ですが、校内暴力については報告されておりません。

不登校については要因・背景が多様化・複雑化しているだけに、重要課題として早期に解決を図るよう、定例市校長会を通して指導しているところです。

学校においては不登校の児童生徒を画一的・形式的に捉えるのではなく、さまざまな場面を想定して対応策を講じ、保護者やスクールカウンセラー、民生児童委員等と密接に連携を図り早期に個々のケースに応じきめ細かく対応しています。

また、教育委員会は学校からの報告や保護者等からの相談、学校訪問などから児童生徒の状況把握に努め、具体的な指導・助言を行っているところです。

次に、学校で実施されているアンケート調査についてであります。

昨年度までは各学校長の判断により全校児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を年1回から数回、学校の実情や児童生徒の実体により記名式、無記名式、選択式でいじめアンケート、生活アンケートを実施していました。しかし、今年は大津市での事件もあり、市内すべての小中学校で児童生徒を対象としたアンケートを実施いたします。

アンケートは繰り返し定期的実施し、5から10項目程度のものとします。アンケート項目は小学校では学校は楽しいですか、休み時間に一緒に遊ぶ友達はいませんかなど。中学校ではあなたはいじめや暴力を受けたことがありますか、いじめられたとき誰かに相談しましたかな

どであります。また、いじめを把握するのはアンケートだけでなく、学校と保護者のための学校家庭連絡帳、児童生徒がみずから記入する生活ノートの活用、家庭訪問、保護者面談、学校評価アンケートでの保護者の声などにより、いじめの早期発見に努めているところであります。

次に、教師の健康管理についてであります。

本年4月から現在までの間で、精神性疾患による教職員の休職者は1名であります。健康や心の悩み、子どもや保護者との人間関係の悩み、学級経営や授業の悩みなどのストレスが原因で、精神的に悩んでいる教員がいることは事実であります。

教育委員会では各学校に対して管理職等による指導、人間関係など好ましい職場環境の醸成、教職員の事務負担の軽減などを図るよう指導・助言しております。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

第1問のいじめについて、質問させていただきます。

先ほど文部科学省の調査では、把握しているいじめは全国で7万213件、自殺した小中学生は公立高校で200名だと報道されております。新指導要領実施後、先生方も忙しく教師への多大な要求も多いと聞いておりますので大変だと思いますが、過日の代表質問での答弁では深刻ないじめの状況ではないと答弁されましたが、私も今回、質問するにあたり、保護者の方々からいろいろなお話しをお聞きしました。いじめの発生の仕組みは誰か特定の人を集団の輪の外にはじき出すことであり、みんな・1人という分断の関係をつくることだそうです。お話しを聞いた1人のお母さんの一例を取り上げますと、子どもさんがいじめにあっており、このいじめも仲間はずれや無視のようでした。母親には相談していたようですが、4カ月間続き耐えておりましたが、我慢できなくなり母親に話し、最終的には担任の先生に相談して、いじめのリーダー格の方と3人で話し合い解決したとのことです。幸い、この家庭は日常的に親子の会話があり、子どもさんも本当にしっかりしていたからこそ解決できた問題ではないかと思いますが、このような深刻ないじめは耳には入っていないのでしょうか、伺います。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

風間利子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

深刻ないじめの状況が教育委員会のほうに届いていないかという、そういうご指摘ではないかなと思います。

過日の緊急調査の結果、あのような数字が出て、数字的にいえば多い少ないという論議はちょっと横におきまして、深刻なそういういじめはないという把握をさせてもらいました。それは緊急調査の中で、そういう深刻ないじめがあったかどうかという、そういう項目がございまして、そしてそのところにそういう記載がなかったが故にいじめの件数はああいった形で把握をしたんだけど、深刻ないじめという点では各学校のほうからあがってこなかったと。こんな状況でああいう報告をさせていただいたところであります。

しかし今、議員ご指摘のように本市の各小中学校の子どもたちにおいても、いじめはその受

け止めた側の問題でありますので、その子どもたちが本当にやるせない深刻ないじめというふうに受け止めているとすれば、それは深刻ないじめということではないかなというふうに思うんですが、学校での対応もこの間、本当に一生懸命やっただいておりまして、ある程度のところで、いじめの解消がなされているのではないかなというふうに委員会では受け止めております。

それでも委員会といたしまして、大津市の昨年発生いたしましたいじめに関する痛ましい生徒の自殺案件もございまして、大変、本市の教育委員会としても深刻に受け止めております。また当然のことながら子どもの命は非常に大切であって、是が非でも守らなければならないといった決意を新たにしているところであります。

先ほど議員のご指摘もございましたけれども、教育委員会といたしましては今後さらに各学校のいじめの実態や取り組み状況の把握を具体的に、しっかり行っていきたいというふうなこと。あとは各学校や保護者からいじめの報告があったときには、その実情の把握を迅速に行って学校への支援、保護者等への対応を本当に丁寧に行っていきたいというふうに考えております。さらに今、ご指摘があったような取り返しがつかないということになってしまえば困るんですけれども、深刻ないじめが万が一出たというふうな状況を把握した場合には、早急に教育委員会にも担当の職員というか指導主事もおりますので、派遣をして問題解決と正常な教育活動の確保に向けて指導・助言に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

再々質問をさせていただきます。

いじめを防ぐアンケートを毎月、実施している愛媛県の今治市やいじめについて授業に取り込んでいる学校、これはさいたま市です。子どものいじめ防止条例を9月議会に提言した岐阜県の可児市もあり、東京の品川区では法的に決められている出席停止を積極的に使う方針を出されたようです。また岐阜県の瑞浪市では思いやりの日を定め、人を傷つける言葉は絶対に言わない、悲しい思いをしている人がいたら声をかけるなどいじめ防止手帳を書き、市内全小中学校に配布しているようですが、本市もこのような取り組みを考える考えはあるか伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、風間利子議員の再々質問にお答えしたいと思います。

現在いじめの発見につきましては、教師と児童生徒との交換ノートといたしますが、そういうもの、例えば保護者からの意見というので努めているわけですが、先ほど議員がご提案されたような、いわゆる、そういった統一的な指導というものも今後、校長会等で北杜市の状況を十分に検討しながら導入に向けて、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、20番議員、清水壽昌君。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

梅之木遺跡について、質問をいたします。

本年6月の定例会において、市長の所信表明では近い将来、梅之木遺跡を国の史跡指定の申請が行われるものとの観測が示されました。梅之木遺跡は平成15年に発見され、学術的にも非常に高い評価をいただいております。市ではみんなでつくる縄文の村として、継続的な整備活動の中でより充実した施設として成熟させていくために、梅之木遺跡保存整備活用基本構想検討委員会を設置し、その保存や整備のあり方について精力的に検討されております。市のこのような積極的な姿勢に対し、感謝を申し上げるところでございます。

近年、市内の観光、地域振興を取り巻く環境は国際的な経済危機等による不況の最中、厳しさを増しております。本年の春先からの観光客は、例年の7割程度といわれております。

こうした中、梅之木遺跡の保存と整備に寄せる地域の期待は大きく、地域としても積極的に市と連携・協力し、文化財、教育資源としてはもとより地域振興のための文化資源としての活用を図りたいと望んでいるところであります。

一方、山梨県には4千を超える縄文の遺跡が存在するといわれておりますが、発掘された土器類等の多くは地域の資料館、あるいは博物館等に収蔵・展示されており、縄文の遺跡として整備されているものは唯一、金生遺跡のみであります。国の指定の史跡はほかにいくつかありますが、これらの史跡の利用状況を視察しますと、多くは苦戦を強いられていると同時に必ずしも有効に活用されているとは言えないケースが見受けられます。史跡の整備活用の難しさを感じられるところであります。

梅之木遺跡を文化資源として有効に活用するためには、従来の史跡整備とは異なる発想が求められます。例えば、当時の生活実態を体験できるような整備や活用方法の導入が望まれるところでもあります。

以上を踏まえて2点、質問をいたします。

まず市民、地域住民が史跡整備と有効活用についてどのような関与ができるのか、先進事例等を含め、お伺いいたします。

続きまして史跡の整備、活用について小中学校等、教育関係機関の考え方についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

清水壽昌議員のご質問にお答えを申し上げます。

梅之木遺跡について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに史跡整備と活用における市民、地域住民の関与についてであります。

梅之木遺跡は環状集落跡に加えて、水辺の敷石住居跡、縄文時代の道路跡などがセットで発見された国内でも非常に稀な事例であることから学術的、文化財的価値が高い遺跡と評価をいただいております。

現在、地域や文化財関係行政機関により平成21年度に設置しました梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会において、史跡整備の基本構想を検討していただいているところであります。

平成16年度から平成19年度まで実施した確認調査において、地域のNPO法人と連携して広くボランティアを募り、発掘作業に市民などが参加いたしました。

史跡整備において、全国的には植樹作業など簡易な作業に市民ボランティアが参加する事例がみられるほか、最近では本格的な整備作業に市民ボランティアが参加する事例が見られます。

例えば群馬県高崎市の八幡塚古墳では整備に用いる埴輪、約6千点を10年がかりで市民ボランティアが製作し、復元整備された古墳に設置されております。史跡の活用あるいは管理においては、市民ボランティアが活躍する事例が数多くあります。

岩手県の御所野遺跡では、史跡内の環境美化やイベントに御所野発掘友の会が参加し、除草作業や郷土料理を販売しているところです。国の特別史跡、福井県の一乗谷朝倉氏遺跡や長野県の尖石遺跡などでは資料館や史跡の説明、案内を市民ボランティアが担っております。このように多数の先進事例がございますので、梅之木遺跡においても市民の皆さまの積極的なご協力をお願いしながら、財政的にも継続可能な梅之木遺跡となるよう保存整備基本構想を策定してまいりたいと考えております。

次に史跡の整備、活用と小中学校との関係についてであります。

史跡は文化財を教育資源として活用することで、その存在意義が高まるものと考えております。これまでも、市内では小中学校の郷土史の学習において北杜市郷土資料館、埋蔵文化財センターなどを活用しております。梅之木遺跡の史跡整備、活用においても、学校での利用方法などを踏まえながら、市民と学校が共同で複数年かけて整備することなどの計画を梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会において、検討していただいているところであります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水壽昌君の再質問を許します。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

検討委員会が昨年の3月の第4回以降、開かれていないと思います。その第4回の検討委員会以降、どのような整備、活用方法の検討をされてきたのかお伺いをいたします。

また、今後の検討委員会の開催計画についてもお伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、清水壽昌議員の再質問にお答えをしたいと思います。

活用検討委員会におきましては現在、先ほど議員の質問にもございましたように、その整備の方法を全国の事例等を参考にしながら、基本的には複数年をかけて整備していくには、どういふ方法があるかということで、資料の収集を昨年から行ってきたところでございます。

また構想にあたっては当然、地権者の同意が必要になりますので、地権者の確定を時期的には待っていたというところもございますけども、県の情報によりますと地権者の確定もしたということですので、今後の検討委員会につきましては基本構想を今年中には開催をして基本構想をまとめ、地権者ならびに議会等にご理解をいただきながら計画を確定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

今後、整備活用の方法等についての検討がスピード感を持った中で提示されるものと思います。そんなような中で、今度はその整備活用が決まりますと、先ほど答弁にございましたように、その史跡の中の、管理運営していく上において、説明とか案内とかということも考えているということもございますけども、この説明とか案内とかという、できる人というのはその施設が特殊なだけに限られてこようかと思えます。また、そのための教育といいますが、訓練等も必要ではなかろうかと思えますけども、それらの点についてどのようなお考えか伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

清水壽昌議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

ご案内のとおり、あの梅之木遺跡は素晴らしいロケーションの中に梅之木遺跡がございます。したがって、あの素晴らしいロケーションを生かしながらの整備計画をつくっていかうということで今、検討しているわけですが、先ほど答弁させていただいたように、その整備にあたっては市民や学校が参加をして、例えば市民や学校が共同して竪穴住居を復元しているということも踏まえながら整備をしていきたいというふうに考えておりますので、でき上がったあとの説明ですとか、ご案内というのもその参加していただいた市民ボランティア等に十分理解をしていただく中で、市民が参加してのいわゆる説明、案内というのを整備後は行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで20番議員、清水壽昌君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

2項目について、お伺いいたします。

まず、お弁当の日の考えについてお願いいたします。

北州市は保育園や小中学校で給食が整備され、栄養価やカロリー管理もしっかりとされた昼食が提供されています。地産地消も取り入れ、安心・安全な食材も考慮されています。

こうした状況ではありますが、1年に一度か二度、子どもたちが子どもだけで作るお弁当の

日を設けてはと考えます。現在、全国では何校か、たしか1千校以上と聞いていますが実施をしています。家庭での食事の形態が変化し、孤食が増えています。孤食の「こ」は孤独の「孤」、1人で食事をする事です。子どもたちは学校が終わるとスポーツや塾があり、親は残業など生活環境の変化から家族と一緒に食卓を囲むことが少なくなってきました。個人の「個」と書く個食は同じメニューではなく、個人個人で違うものを食べるということです。同じ食卓についていても食べるものが違うのです。

食事を作ることはいろいろなエネルギーも使います。メニューを考えるのには、分量と食品の種類や調味料、また食材を選ぶことでは鮮度の見分け方など、調理をすることは一番先に何から始めたら効率がよいか、調味料の分量や熱の通し加減、おいしそうに見える工夫など脳を使い指先を使って調理をしていきます。これが1種類ではなく2種類にも3種類にもなると、その順番や作り方が変わってきます。作っていく過程でいろいろなことを学び、調理をすることの楽しさや大変さを体験していきます。ぼけない方法の1つに調理をすることが挙げられているのもひとつ納得できるような気がします。

無作為に抽出した人に協力をしてもらい、1週間の食事を書いてもらうアンケート調査が実施されたことがありました。多かったのが朝ご飯を食べない、菓子パンと牛乳、またはジュース、インスタント麺、生野菜、スナック菓子、外食など調理の手がかからないものが多くありました。

トイレで食事をするという話を聞いたことがあります。一人で食事をする姿を見られたくない、こんなものを食べていると言われたくないというのが理由です。これはオーバーな話だ、まったく嘘の話でしょうと思っていました。先日、ある講演会の会場でその話が出ました。驚いたことは、そういう話を知っている人が何人かいたことです。今の冷蔵庫は何段にもなっていて、扉や引き出しがいくつかが付いています。下の段の引き出しは開けるときは手で開けて、閉めるときは足で閉めるというのです。手に持っているということもありますが、なるほどあり得るなと思った次第です。子どもは親の真似をする、そういうことの1つの表われではないかと思います。

食事は楽しく味わってこそ、おいしいと思うものです。空腹を満たすだけの行為であったら、エサにしか過ぎません。おいしいと思うことが大切で、胃腸でしっかり消化吸収できます。ただ口にするというだけであるのならば、栄養となり身となるはずがありません。お腹の満腹感があっても心の満足感は味わえないのです。時間をかけ、手間をかけて作られた料理には心がこもります。よくお袋の味といわれますが、どんなに簡単な料理でもその温かさ、ぬくもりは見た目やにおい、味付けなど五感を通して感じます。たかが食べること、されど食べることです。経済の発展に伴い、準備の整った環境の中で暮らすようになり、不便さを感じなくなってきました。また人から与えられることを受け取り、自分から行動することができない、指示待ち族が増えたと聞いています。給食制度が充実している中、今、お弁当の日の必要性は考えられないかもしれません。しかしお弁当を作ることによって親から子へ伝える食文化、作ってくれる人の苦勞、家族の一員としての自覚を持てる絶好の機会だと考えます。もちろん保護者の理解や関係各位の協力があってこそ、それからのことですが、市としてお弁当の日を実施する考えについて伺います。

2項目め、遺伝子組み換え食品の使用についてお伺いいたします。

遺伝子組み換え食品は、すべての食物を枯らしてしまう除草剤に対して耐性を持ち、除草剤

を散布しても枯れない作物です。種を植える前に除草剤を蒔いて雑草を枯らし、そのあと作付けもしています。また害虫に効き目があって、食物自体が殺虫能力を持つように開発されたものです。雑草との戦いは農家にとって大変な労力を費やし、また害虫は食物の生育の妨げともなり、商品価値を下げてしまう大きな要因となっています。農家の生産性を上げるためには、こうした労力をいかに発揮できるか。コストを下げられるかということが重要になってくることは当然の考えであります。

遺伝子組み換え食品の世界での栽培面積は、年々増加しています。1996年に170万ヘクタールであったものが2000年には4,300万ヘクタール、2005年には9千万ヘクタール、2011年には1億6千万ヘクタールと9倍近くにもなっております。2008年の統計では10万ヘクタール以上、栽培している農地の総面積は1億2,500万ヘクタールでありますので、それ以上の面積でつくられていることは考えに等しいです。また、栽培している国ではアメリカ、ブラジル、アルゼンチン、インド、カナダ、中国、パラグアイ、パキスタン、南アフリカ、オーストラリア、メキシコ、スペインなど少なくとも29カ国以上の国になります。作物としてはトウモロコシ、菜種、大豆、綿のみなどがあります。日本の自給率は低く、ほとんどが輸入に頼っています。日本の自給率を上げていくことも重要な課題であります。

日本では栽培が禁止されていますが、食品の中には遺伝子組み換え食品が原材料として使われています。甘味料や調味料など使用料の少ないものは食品表示の必要がなく、遺伝子組み換え食品とは知らずに使っている場合もあるのではないかと思います。食品や飼料等でも安価で量産できることで利用しやすいこともありますが、健康被害を未然に防ぐためにも重要なことだと考えております。

また日本で市販されている種は、販売は日本の企業であっても生産地が外国のもののがかなりあるということを聞きましたので、私も実際に市販されているところで調べてみました。ほとんどがアメリカ、フランス、ニュージーランド、カナダ、チリ、イタリア、中国などと表記されています。作物としてはハウレンソウ、キュウリ、ニンジン、レタス、春菊、ネギなど身近で栽培されているものがあります。日本ハウレンソウとあっても、これはデンマーク産でした。規制により一般的な栽培はされておりませんが、花粉が交配するとき別のものが混じってしまったり、搬送途中、事故などで種がこぼれ混入してしまう可能性もあります。他県では、有機農家がこうした事故から栽培作物が認定されなくなってしまったこともあります。

遺伝子組み換えは生命の基本である遺伝子を操作することであり、導入された遺伝子の働きが強化されるというふうに聞いてもおります。市としてしっかり取り組む必要があると考えます。給食などに使われていないか、法令に基づき規制が遵守され、栽培しているところはないか伺います。

以上、2項目について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開時間を午後1時半といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

11番、保坂多枝子議員の遺伝子組み換え食品の使用についてのご質問にお答えいたします。

現在、厚生労働省においては、専門家で構成される食品安全委員会に遺伝子組み換え食品の安全性の評価を依頼し、市場に出ている遺伝子組み換え食品は最新の科学的知見により食品としての安全性が確認されており、表示も義務付けられております。しかしながら、市の病院および学校等の給食では、遺伝子組み換えの表示のある食品は使用しておりません。

また、遺伝子組み換え作物の栽培は、遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、いわゆるカルタヘナ法において、遺伝子組み換え生物等が野生植物等へ影響を与えないよう規制し、安全が確認されたもののみが栽培、流通される仕組みとなっております。現在、同法に基づき稲、大豆、トウモロコシなどが隔離圃場において栽培実験が承認されております。

また、一般的な使用として栽培等が承認されているものはトウモロコシほか8作物となっております。国内では食糧以外のバラのみが商業栽培されておりますが、市内では遺伝子組み換え作物を栽培しているところはありません。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

保坂多枝子議員のお弁当の日についてのご質問にお答えいたします。

弁当の日は子どもたちが自分で作った弁当を学校に持参するもので、平成13年、香川県の小学校長が提唱し、現在、全国の1千校以上で実践していると聞いています。先日、弁当の日提唱者である竹下さんの講演会が、須玉ふれあい館で開催されました。

講演は、大学生や料理学校の学生の食生活を紹介しながら、食事を家庭で作らなくなっている現状や子どもたちが自分で料理することにより家庭や地域に食の大切さが浸透し、学校と地域社会とのつながりや信頼の絆が深まっていくことなどが紹介されました。

弁当の日の弁当作りは献立から買い物、調理、片付けのすべてを親の手を借りずに子どもが行い、それを家族が見守ります。弁当を詰めて残ったおかずを家族で食べることにより、子どもは家族の一員であることの喜びや、食事や弁当を作ってくれる人への感謝の気持ちを持つことができます。また家族は子どもの成長を実感することができ、食育のみならず家族の時間が持て家族の絆も生まれてくると考えております。

本市においては、平成21年11月におはよう朝ごはん宣言をし、家族みんなで朝ごはんを食べるように推奨しているところです。現在の子どもたちは、買い物や調理などを体験していない状況が見られますので、まずは各家庭で、食事の手伝いや一緒に作ることから始めていただきながら、保護者の理解を得る中で学校と協議しながら、弁当の日実施に向けて検討してまいります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

先ほどの答弁の中で、講演会のお話があったように思います。その講演会があった、そのあとの話を聞きますと、県内の学校で2校ほど問い合わせがあったようです。現在、そのことについて企画・検討がされているようでありまして、教育現場の実践経験からのお話しは納得ができるものがあるかと思えます。お弁当の日実施については、保護者のご理解とか関係者の協力がなくてはできないものだと思っておりますので、今現在、実践をして効果を挙げている例を参考にすると、非常にいい考え方が出てくるのではないかなというふうに思います。こうした話を聞く機会を設けて、形式的にお弁当の日を始めるということではなくて、真の理解を図る必要があると思えますが、こうした機会をもっていく考えがあるかどうかを伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの、保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

例えば講習会を通じて、そういった実践事業を学ぶという学習機会の提供、こういう機会を設けたらどうかという、ご質問かと思えます。

市では本年の3月に食と農の杜づくり条例を制定いたしまして、市内において食育ですとか地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。その条例の中で市の責務、ならびに市民、教育関係者、三者、事業者のそれぞれ役割を掲げているところでございます。したがって、それぞれの立場で、またそれぞれ一体となりまして、今後引き続き食育の推進を進めてまいりますので、それに対して市が支援をしまいと、そういう組み立てになっております。こうしたことから、ただいまご例示のありました講演会ですとかセミナー、そういったものを今後引き続き啓発、また情報提供に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今のお弁当の日についてでございますが、今、部長のほうからお話しもありました食と農の杜づくり課で食育の一環として野菜を作ったり、また加工をしたり、キッズキッチンなどのような事業を展開して下さっています。せっかくしていただいている取り組みをもっと広げる、生かしていくために今のような事業と連携して、北杜市ならではお弁当の日というのを考えていくのもまたいいかなというふうに思っております。実践に向けて検討して下さるといことでございますので、1つの方法として考えられるかどうか伺います。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

現在、市から各学校に原っぱ教育創生事業補助金としまして交付をしておりますけども、各学校においてはこれらを活用して学校周辺の水田や畑を借りまして、お米や野菜作りを実施しております。したがって、これで収穫された農作物を使って各学校で児童生徒が調理をするとか、その素材を家庭に持ち帰って家庭で調理してきたものを持ち寄って、給食と一緒にみんなで食べるということで実施をしていけるかどうかというようなところを、校長会等に提案をしまして今後、実施に向けて検討していきたいと思っています。

このお弁当の日の特色で一番いいところは、やはりものを一緒に作るという親子の触れ合いというのできるというふうに感じております。これが先ほどからいくつか質問が出ていますけども、いじめの早期発見や不登校などの防止にもつながるのではないかなというふうに考えておりますので、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに、いいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、18番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

この定例議会において、質問の時間をいただきましてありがとうございます。私から3項目ほど質問させていただきます。

まず最初に、長坂湖の漏水についてということについて質問いたします。

先般、質問しましたが長坂湖の漏水と水路のオーバーフロー等のことについての現在までの対策等の進捗状況はどうか、伺いたいと思います。

近年、激しい集中豪雨により各地において大洪水や大きな被害が報告されることが多くなってきています。指摘している場所は周辺においても大雨が降れば一気に水が流れ込み、水路は改善されていないためオーバーフローが起き、そのたびに土嚢等で対策をとっている。このままでは済まされぬ状況である。

長坂湖の漏水について担当者が調査をしたところ漏水が見られ、改善方法については現在、検討中と聞くが現地の方には民間の研究施設や大型倉庫、また住宅や公共施設等も数多くあります。近隣住民の間では、長坂湖の漏水問題や水路のオーバーフローについての改善策の進捗状況はどのようになっているのか、日常的に話されています。また、いつ起きるか分からない被害に怯えながら、被害に遭ったときの補償はどうなるのかという不安の声もあります。大きな水害の恐れのある場所である、対症療法的な措置ではなくボーリング調査等、抜本的な調査と改修の見通しの進捗状況はどうか。地域住民にとっては一刻も早く安心して暮らせるよう、問題解決を願っていることを踏まえ、現況と市の考えを伺いたいと思います。

2つ目といたしまして、学校統合に伴う跡地利用についてを質問したいと思います。

現在、小学校の統合により各学校の跡地利用について、さまざまな意見があるようです。現在の進捗状況について伺いたいと思います。

各地域において学校施設、特に校庭は集会の場であり、運動会や球技会等、多種多様に利用されてきております。地域住民にとっての憩いの場であり、その地域の中心的な場所であり、長年、村と呼ばれていた当時から昭和の合併を経て現在に至ってきた。今後の跡地利用に関しては地域の活動広場としてではなく、また連日報道されておりますように東海大地震等の災害時の避難場所としても活用される地域において、大切な場所であると思います。跡地利用に関してはしっかりと地元の皆さんと前向きに考え、検討していただきたい。このことについて市としての方針、見解をお伺いしたいと思います。

3つ目といたしまして、市内の老朽化した住宅等についてを伺いたいと思います。

近年、各市内に過疎化や高齢化に伴い、住民が不在のまま放置されている空き家が大変多く見られるようになってきております。問題視されている周囲は景観を損ない、悪臭等による環境悪化に対して大変迷惑しているということは言うまでもなく、防犯上も好ましくない。またそれ以上に地震等の災害時に倒壊し、道路をふさぎ緊急車輛の通行や住民の避難の妨げになることや火災の拡大を招くことも心配されております。

使用されていない古い住宅と道路に面し老朽化している危険な建物は、早急に取り省くことが大事ではないかと思えます。東京都の足立区や埼玉県の新潟市などは老朽化した建物所有者に解体や修繕を求める条例を制定したところでもあります。崩壊の恐れがある建物を特定し、危険度が高いものは登記上の確認や近隣住民への聞き込みを行ったり、所有者を確認し修繕や樹木の伐採を求めたり、解体を要請し、また対応しない所有者の公表を行うこともあると。北杜市でも危険性が高いものに対しては市の裁量で指導、撤去するという条例を制定する考えはあるか、市の方針を伺いたいと思います。

以上3項目について、質問をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

18番、秋山九一議員の長坂湖の漏水についてのご質問にお答えいたします。

長坂湖の堰堤につきましては、県において本年度ボーリングによる地質調査を実施する予定となっております。できるだけ早く開始するよう要望してまいりたいと考えております。併せて地域の不安軽減のため、貯水量については必要最低限とするよう地元水利組合をお願いしております。また、堰堤南側の水路改修につきましては、今議会に所要の経費を計上しておりますのでご理解をお願いいたします。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

18番、秋山九一議員の学校統合に関する跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

学校跡地の有効活用につきましては、庁内活用検討会において基本方針を定めた中で、優先的に地域の皆さまに利活用についてお聞きするため、今年の2月と7月の2回にわたり、長坂

町内の区長ほか役員にお集まりいただき意見交換会を行い、地元での利活用の希望や要望等を8月中旬までに申し出てくださるようお願いしてまいったところであります。

その結果、各区長より回答をいただきましたが、地元行政区等が施設の専用利用を前提とした提案などはございませんでした。しかし、体育大会や育成会等の行事や災害時の避難場所として利用したい旨の要望書が提出されてきたところであります。

今後、地元から提出された要望事項等を踏まえ、公募の場所の選定や条件等を決定してまいりたいと考えております。また、公募とする場合の条件としては、借り主の利用目的に支障のない範囲で地域要望に応えられる公募を前提に進めてまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

18番、秋山九一議員の市内の老朽化した住宅についてのご質問にお答えいたします。

老朽化し、廃墟となっている建築物は適正な管理がされていないものが多く、良好な景観を阻害し、生活環境上および防犯上も好ましくないことは事実であります。個人の財産に行政が介入することは原則的に困難であります。しかしながら、景観の維持保全および周辺の住環境、防犯、災害等が全国的な課題になっており、本市においても取り組まなければならない課題であります。

今後、総合的な見地から他市の取り組み状況などを調査し、対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

秋山九一君の再質問を許します。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

最初の質問であります。漏水の問題ですね。これは地元の住民、年何回か清掃作業をしておるわけだけでも、その方たちが年々、年を取るにしたがって、この漏水がひどくなってくるといことの中で、先般の台風15号ですか、あれはちょっと雨の多かった台風だとは思いますが、そのときに大きな被害が出て研究施設等が水浸しになってしまったというようなことで、地域住民の方たちはその後に関心を持つようになって、毎日のようにどのくらい進んでいるのかなというお話があるわけだけでも、またもし台風等がこの雨季の時期にでもあつたときには、これはもう大変なことになってしまうのではないかということで、最近では以前と違ってオールコンクリート舗装というか、そういうことですので、一気に雨が降れば一気に流れ込むということの中で、以前とはちょっと違う状況にあるなということでございまして、また研究施設があるわけだけでも、そのところはい最近、湖水側のほうはもう出入口があったわけだけでも、それは閉鎖してしまって、完全に壁を塗ってしまって、それに待機しているのではないけども、そういったような努力が非常にみられるということの中でございますので、ぜひひとつ早急な時期に。

これはまた農業用水も絡んでいますので、やっぱりその時期が非常に難しいと思います。その時期を見計らってできる時期は少ないと思うけども、全力で。県との絡みもあるわけだけでも、ぜひ市のほうでも全力でこのことに向かっていってほしいなと、こんなふうに思います。

2つ目のほうは、学校の校庭の問題等は、地域のほうからでも私のほうでも長坂はご存じのように小学校が1つになる、建築等が始まっておるわけだけでも、そのときに地域の集会とか運動会とか、そういったものはどうなるのかなという声が始まってきて、憩いの場が失われたときにはどうなのかということが、あの地域が非常に不安なところも出てくると。またそういうときには中央の1カ所か2カ所のところに集まってくるということになると、住民の親睦も図られなくなるのではないかなと思いますので、指導の中でそういうことも踏まえながら、今後また違う町でもこういうことが始まると思いますけども、そういうこともひとつ、憩いの場というかそういうところもしっかり頭に入れながら進んでほしいと、こう思います。

最後に老朽化についてちょっと再質問しますけども、市内には土地の所有者と建物の所有者が別々で金利関係が絡み、放置物件等の対策が進んでいないと思われるところがあります。地震や台風等の災害、また老朽化による倒壊等の危険な建物がある周辺では、住民からこのままでは有事のときにどうするのかと怒りの声を耳にすることがあります。総合的な見地から検討すると、ご答弁をいただきました防犯環境等、関係する、これは複雑なものが絡むわけだけでも、ぜひ各課において早急に協議を行っていただいて、市民の安全と安心を図るためのなんらかの指導をすべきだと考えますので、このことについては非常に複雑でございますので答弁は結構ですので、早急に対応を強く要望したいと思うわけでございます。

これは現在でもそうだけでも、本当に現地へ行ってみれば分かるけども、屋根から瓦が落ちてきて、いつケガ人が出てもおかしくないというような建物もあります。ちょうど、たしかに個人の持ち物だから難しいと思うけれども、以前からこういった問題があって、町のころから役場が絡んでしたけども、なかなか先へ進まない。進まないけれども、このままではそうは言ってもその持ち主等がたまたま遠くへ行ってしまったとか、そういうことになると、これはどこかが取得しなければ、このままで置いておくと危険ということで、こんな質問をしたわけだけでも、再質問はこんなところでございますけども、答弁のほうをできたらいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの秋山九一議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の長坂湖の水路の関係でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり今回、予算計上をしておりますので、速やかに関係機関と連携して対処したいと思えます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

秋山九一議員の学校統合に伴う跡地の利用についての再質問でございますけども、行政の立場からいたしますと、学校跡地を有効に活用するという中で一番望ましいというふうに思われるのは企業誘致が実現してくれることかなと。若年層の定住と、それから雇用の創出につながるということで、そんなことを一番期待するところでありますが、ただその跡地をこれから利用していただくために公募等をしていくわけですけども、跡地の利用条件が厳しくなる。例え

ば、その運動会ですよ。年に地域の方たちが当然、一度ないし二度くらい使うようなケースも考えられるかと思うんですが、ただそういう条件が厳しく、ある意味なることによって、利用する側からすると、そのハードルが高くなってしまふ。年間365日を有効に、その利用者としては使いたいというときに、そういった部分の対応が果たしてどうであるかということは、その利用する人が決まってからでないといけないわけですけども、公募をする段階ではできる限りそういった規制的なものというのか、そのハードルをなるべく下げられる状態の中で公募をかけて、広く利用していただける方たちを募集かけていきたいという思いがございます。

そうは言いながらにしても、それぞれ長い期間の間、そうやって学校が1つのコミュニティの場にもなり、地域の拠りどころでもあったということからすると、またそういうことも当然、今後の選定がされたものにおいてもその利用者側のほうにもそういったことも含めながら、また話し合い等もしていきたいと思ひます。

そんなことでいずれにしても、ハードルが高くなりすぎることによって、利用者がなかなか手を挙げづらい、最終的にはお化け屋敷みたいな状況にならないように、まず取り組んでいくという方向で進めていかせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

秋山九一議員の再質問にお答えをいたします。

老朽化によって、家屋が倒壊するなどの不安を住民が訴えているということでございます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、たしかに難しい面がございますけども、現地の状況も調査して、景観といった部分だけではなかなか、やはり最終的に指導勧告というふうなところへんでもどうしても止まってしまうということもありますから、防犯だとか防災だとか、さまざまな分野から対応を考える必要があるだろうというふうに考えております。全庁的にこの問題については取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、秋山九一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、17番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

市営住宅の整備と跡地の利用についての質問をいたします。

合併し8年が経過し、旧8町の特性を生かしたまちづくりには、市営住宅の整備は重要な施策と考えます。市は現在まで雇用促進住宅の購入、市営住宅の建て替え等の事業を推進してきたことは承知しているところでございます。

しかし本市には多くの団地があり、建設後30年40年経過している市営住宅が多く残っております。構造や設備の老朽化が進んでいます。これからも高齢化社会に対応した住宅の供給

や8月30日に報道された、いつ起きるか分からない南海トラフ地震等の災害に対する減災対策および居住安定の高い住宅への建て替えが必要と考えます。また市内に立地する企業への就労者用住宅の整備の要望も多いと聞いています。その対策も重要であると考えます。

また、市所有の住宅跡地が多く残されています。土地価格などを考えながら若年層の定着やUターン促進、新規就農者への宅地や住宅の供給を考えながら、定住人口の増加と地域活性化を図るべきと考え、以下伺います。

- 1．老朽化した住宅対策は。
- 2．市営住宅の整備計画は。
- 3．就業促進住宅の整備は。
- 4．跡地の利用は。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

市営住宅の整備と跡地の利用について、いくつかご質問をいただいております。

市営住宅の整備計画および老朽化した住宅対策についてであります。

現在、市営団地は49団地1,438戸あり、うち建設後30年ないし40年経過している市営団地は24団地、498戸となっております。

整備計画については、平成21年度に北杜市営住宅総合活用計画および北杜市公営住宅等長寿命化計画を策定し、この計画に基づき現在、外壁防水改修や設備改修、耐震補強工事等を行っているところであります。

また、老朽化が著しい住宅対策については、災害に対する減災対策としても位置づけられるものであり、安全性を高めるための耐震性を含めた改修工事や入居者に対し安全性の高い住宅への入居替えを行っているところでございます。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

市営住宅の整備と跡地の利用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、就業促進住宅の整備についてであります。

平成14年度に2棟27戸、平成19年度に2棟23戸、合計4棟50戸の就業促進住宅を須玉町内に建設し、維持管理を行っております。

今後は、北杜市営住宅総合活用計画および北杜市公営住宅等長寿命化計画との整合性を図りながら、市内企業へ現況や希望などの需要調査を行っていきたいと考えております。

次に跡地の利用についてであります。市営住宅の建設用地のほか土地の売却も含め、ほかにどのような有効活用が図れるか、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本治年君の再質問を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再質問をいたします。

市長の先ほどの答弁では30年から40年経過した市営団地が24団地、498戸という非常に大きな数でありまして、先般8月30日に報道されました南海トラフ地震が起きた場合の、これは内容によりますと、これは日本経済新聞の資料であります。北杜市は津波対策に対してはもう関係ないわけでありまして、特に地震に対する災害についてでありまして、このように数字が示されておりました。建物の倒壊による死者は、耐震化率100%に引き上げ、また家具の転倒、落下対策等をとれば8万2千人の死者から1万5千人に減ると。また火災の死者も初期消火の徹底や電熱器具の出火を防止するブレーカー等の普及を行った場合には、1万人の死者から300人に激減するという報道がされました。これは経済新聞の報道であります。これは市としても非常に高いハードルもありまして、また容易にできる案件もあります。このようなことありますので、市としては498戸の30年40年経っている住宅があるというようなことありますので、市ではどのような対策を考えているか、この1点について再質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

坂本議員の再質問にお答えをします。

老朽化した住宅の倒壊などの被害を未然に防止するために、市ではどのような対応を考えているかということあります。基本的に市では、まずは住宅の倒壊防止という観点からは昨年度に策定しました市営住宅耐震化等改修計画、10年、11年の計画なんですけども、これによって耐震化の図れる住宅については、計画的に順次整備していくというのがまず、ございます。なかなか一気にいかないものですから、どうしても計画的に順次危険度の高いものから整備をしていくというところをまずご理解いただきたいと思うんですが、あとただいま議員さんがおっしゃったブレーカー、主幹漏電ブレーカーの設置ということについても、たしかに効果はこれはあるだろうというふうに思いますので、これは早速、検討してみたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで17番議員、坂本治年君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

9月定例議会にあたり、2項目を質問させていただきます。

最初に、健全な財政基盤の確立に向けてであります。

本市の重要課題である財政の健全化については、以前にも何回か質問をさせていただきましたが、任期最終議会にあたり改めて取り組みの現状について伺います。

1点目として、厳しい財政状況の中で平成21年6月に財政健全化計画が策定されました。しかしその中には市の財政状況、中長期の見通し、今後の財政健全化に向けての方針は明記されていますが、起債の償還目標数値、水道、下水道、病院会計などの繰出金に関する具体的な数値や対応策は残念ながら示されていません。

これからますます進む本市の厳しい財政状況のより健全化を図っていくためには、この計画を見直し、より具体的な目標と数値を掲げ計画の達成に努力し、速やかに財政の健全化に向け取り組む必要があると思いますが、市長の考え方を伺います。

2点目として、普通交付税の特例措置は合併後10年間がありますが、平成27年度以降、段階的に減少し、平成32年度以降は現時点で約44億円が毎年不足し、本市の財政状況は一段と厳しくなることが想定されています。このことに対して、大変危惧をしているところであります。歳入の減少に伴い、歳出の削減に向けての取り組みについて伺います。

3点目として、今後の厳しい財政状況を市民により分かりやすく周知する考えはあるかどうか伺います。

なお、21日の市民フォーラム、日本共産党の代表質問と重複する点の一部がありますが、よろしくお願いたします。

次に買い物支援の考え方について、伺います。

高齢者などの買い物弱者に対して、スーパーがインターネットや電話で注文を受け配達するシステムや個人の営業者や農協などが山間部の集落へ移動販売に出向く宅配サービス、商店街やショッピングセンターへの送迎バスの運行などがあります。しかし買い物支援に取り組む事業者の多くの方は採算が厳しく、事業の継続が難しくなっていることから、販売拠点として空き店舗や公民館などの公共施設の活用、自治体と商店街、商工会との連携が求められています。それらに対して市として支援についてどう考えているのか、伺います。併せて本市でもますます高齢化が進む中で遠からず、この買い物支援サービスが必要となり、どうサポートしていくのかを含め、これからの喫緊の課題であると思いますが見解を伺います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

健全な財政基盤の確立について、いくつかご質問をいただいております。

財政健全化計画についてであります。

現在、財政健全化への取り組みにかかる数値目標につきましては、当初予算時の予算編成方針において、予算要求シーリングとして具体的な数値目標を示すとともに、第2次行政改革アクションプランで、平成25年度までの具体的な経費の削減数値目標を掲げているところであ

ります。

今後につきましては、合併特例債の発行期間の延長や社会保障と税の一体改革法の成立といった社会経済情勢の変化を踏まえ、次期行政改革アクションプランの策定に合わせて財政健全化計画の改定を行い、引き続き財政の健全化に取り組んでいきたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

健全な財政基盤の確立について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、歳出削減に向けての取り組みについてであります。

本市の歳出決算におきましては、公債費支出が非常に大きな割合を占めていることから、臨時財政対策債を除く市債の発行額を各年度の元金償還額の範囲内とし、また臨時財政対策債につきましても可能な限りの発行抑制を行うとともに、市債の繰上償還を積極的に行ってきたところであります。

これらの取り組みは将来の歳出削減に向けて、直接市民の皆さまに影響を及ぼさない施策でありますので、可能な限り優先的に実施するとともに第2次行政改革アクションプランで掲げている経費の削減目標を達成することにより、平成27年度から始まる普通交付税の縮減に対応してまいりたいと考えております。

次に、財政状況の市民への周知についてであります。

これまで広報ほくと、市ホームページ、市政報告会等、多様な手段により市民の皆さまに対し、本市がおかれている財政の現状と、それへの対応策についてご説明してまいりました。今後につきましてもさらに分かりやすい説明に心掛け、広く市民の皆さまに周知してまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

3番、相吉正一議員の買い物支援の考えについてのご質問にお答えいたします。

日常生活において移動手段が徒歩に限られる高齢者を中心として、買い物弱者は過疎地だけでなく市街地でも問題となってきています。

市でも、地域福祉計画において移動販売等に関する情報収集と提供を行うこととしておりますので、商工会と情報を共有し情報提供に努めてまいります。

また、販売拠点として空き店舗や公民館を活用することにつきましては、地域のニーズや小売業者との調整が必要となってまいります。買い物弱者への支援は、事例として小売業者と宅配業者の連携や買い物代行ボランティアなど、さまざまな取り組みが行われています。

市といたしましては、地域交通や福祉も含めた総合的な観点から今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再質問をさせていただきます。

最初に、健全な財政基盤の確立に向けてであります。

現時点での普通交付税は3年後の平成27年度から4億円減少し、28年度で13億円、29年度で22億円、先ほど申しましたように32年度以降は一般会計で毎年約44億円が不足することになります。併せて上下水道特別会計の基準外繰出は約7億円など、このことは大変重く厳しい数字だと思います。合併して本市も約8年が経過し10年になろうとしています。あと2年は財政運営できると思いますが、市でもアクションプランでも3年計画で目標数値を掲げ努力していると思いますが、やはり財政健全化を見ますと大変厳しく感じております。

その点、1つ目として21年6月策定の財政健全化計画の具体的に分かりやすい見直しの考えがあるかどうか。そして数値目標等、目標の達成に向けた年度ごとの計画の策定と1年ごとの達成結果を見直し、その検証をしていくことが必要であると考えますが見解を伺います。

2つ目として総合計画の実施計画、行政改革大綱、アクションプランと財政健全化計画との整合性は図られているかどうか。年度ごとの見直し達成に努力することが必要だと思っております、見解を伺います。

3点目として、厳しい財政状況を市民に分かりやすく周知について、先ほど答弁にありましたように広報、ホームページ、インターネット、いろいろな面で広報をしていることは承知しております。しかし市民は意外と、この財政の厳しさを分かっている方が少ないように私は思っております。ですから具体的に、アクションプランに掲げてありますように例えば、ゴミの袋は今、15円ですが、今後、何年計画かで上げていくとか、そういう具体的なことを市民と行政が共有することが大変大事だと思っております。その点について、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

3番、相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

はじめに財政健全化計画の見直しについてでございます。

平成21年6月に策定いたしました財政健全化計画につきましては、次期行政改革アクションプランの内容を反映した形で改定を行うこととしておりますが、改定後につきましては各年度の決算額に基づく検証作業を実施し、財政健全化の取り組みに対して有効に機能する計画となるように運用してまいりたいと考えております。

2つ目ですが、総合計画および行政改革大綱と財政健全化計画との整合性についてであります。財政健全化についての考え方は、総合計画および行政改革大綱との整合性は図られております。しかしながら財政健全化計画改定後につきましては、各年度の決算額に基づく検証作業を行うことにより、年度ごと達成状況を確認しながら財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目であります。今後の厳しい財政状況をなんとか乗り越えていくことができるのかという質問でございますけれども、中長期的にも赤字団体に陥ることがないように積極的に市債の

繰上償還を実施したり、可能な限りの市債の発行抑制を行うことなどにより、的確な財政運営に努めているところでございます。

この繰上償還や市債の発行抑制を行うことで、今のところ試算では平成27年からの市債の償還金が1億円程度、削減できるというふうに見込んでおります。これが繰上償還による効果ということで、27年度以降にこういった償還金が削減できるということでございますが、さらに公共施設の整理統合を最重要課題とする中で、歳出の削減を行っていかねばならないと考えております。

このためには行政だけではなく、市民や議員さん方と一体となった取り組みが不可欠であり、財政再建団体にならないようにするためにもご理解やご協力をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（秋山俊和君）

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

ただいまの答弁で、行政の3年のアクションプランをつくって数値目標を掲げ、努力するという事はよく分かりました。しかし平成32年度以降、約44億円とプラス基準外繰出7億円。その数値を考えますと、今から本当に取り組んでいかねばならないと思っています。それは議員も市民もともにこのことを認識していくことは必要だと考えています。そのへんで今度改定、見直しをする財政健全計画、前回の計画には厳しく、破綻するような文言がありました。ぜひそこは乗り越えた考え方を記載していただきたいと思います。そのへんについて、もう一度、答弁、健全化計画で本当に推進目標を掲げ達成していくということについて、再度伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉議員の再々質問され、また心配しているとおりだと思います。合併特例で10年間はよくて平成32年、33年ごろになると44億円くらい減りそうだと。仮にそうなりますと、北杜市の予算規模が約300億円くらいですけども250億円、240億円台になるのかもしれないという財政規模になる。計り知れなく財政が厳しくなることは、言うまでもないわけがあります。だからたびたび執行としてもしてきており、できるだけ市債残高を減らそうと、基金はできるだけ積むようにしようと、知恵を出しているところであります。数字についてはくどくど申しませんが、そういう思いで備えているわけでありまして、私もよく申すとおり、こういった現実を直視して、そしてできるだけ後世に負を残さないようにして、持続可能な自治体として位置づけられるよう、しっかりと舵取りをしていきたいと思っていますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

相吉議員の再々質問であります。ご指摘のとおり21年の6月に策定した財政健全化計画につきましては、このままの状態で行くと大変、危険な状況が出てしまうというふうな内容の健全化計画になっていたという状況であります。先ほどご指摘もいただきましたけれども、今

後は24年度、25年度を含めてアクションプランとの整合性を図りながら、もちろんまたローリングもかけながら現実性のある計画を毎年、やはり決算の状況を見ながらお答えしたとおりでありますけども、きちっと目標も定めながら精査していくという取り組みが必要になってこようかと思っておりますので、ご指摘もそういったことを参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

次に買い物支援の考え方について、再質問させていただきます。

お店のない限界集落などにはなんらかの方法で公共施設を活用し、販売ができるような拠点とするなど検討が必要と考えます。また過疎化が進む中で、各地域の集落にお店がなくなってきている状況、遠く離れた限界集落では買い物に行けない高齢者が増えてきています。そうした対応として、隣の葦崎市ではご承知のとおりまちなかの店ですね、歩いて高齢者が買い物できる、空き店舗を活用してスーパーが立地しました。そして行政が支援しています。また併せて移動販売業者にも行政支援をしていると聞いています。そのへん今後、北杜市は面積が広くて集落が点在し、足としてもデマンドの関係も同じですが、買い物支援も必要だと思います。産業経済省の補助金もあるようです。買い物バスとか移動支援、移動販売事業者支援、宅配事業、ミニ店舗等開設支援制度があります。よくそれらも検討していただいて、できるだけ補助金を使って取り組めるような事業に取り組んでいただきたいと思います。そのへんについての考え方について、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

相吉議員の、ただいまの再質問にお答えをいたします。

例えば経済産業省ですでに支援制度があるので、そういうものを活用して今後、どんどん買い物支援、行政として手を差し伸べたらいかかというご質問だと思います。一事例といたしまして、隣、葦崎市での事例をご紹介いただきました。たしかに葦崎のスーパーでございますけども、中心市街地活性化事業の一環として、たしか小規模な店舗、これは甲府市などでも展開されていると思いますが、そういうところを活用して、地域のお年寄りを中心に少量パックですね、ああいうものを中心とした日常生活品を販売していると、そういう事業でございます。

また先ほどお話がありましたけども、地域によりましては中心市街地の空き店舗ではなくて、宅配ですとかそういうものを地域として必要としている、そういう地域もあるかと思っておりますので、さまざまなメニューが先ほどおっしゃいました経産省の支援事業にございますので、今後また地域の状況ですとか、それからそういうものに取り組んでいこうという民間事業者、あるいはNPO等、いろいろ調整をする中で、今後、支援を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

足のない高齢者にとっては、買い物支援はデマンドバスと同様になくしてはならないものだと私は思います。今後、本市でもますます高齢化が進み、高齢者などで足の不自由な方には買い物支援サービスが必要となります。行政としても商工担当だけでなく、企画のデマンド担当、また福祉担当者等、横の連携を図って、国とか県の補助事業があるわけです。厳しい財政の中で大変ですが、ぜひ補助事業を有効活用して取り組んでいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

質問ですね。

○3番議員（相吉正一君）

もう一度答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

ただいまの再々質問にお答えをいたします。

生活弱者に対する、いわゆる交通機関、それから地域の医療福祉等々、日常生活の生活インフラに総合的に関わる問題でございますので、市を挙げて今後、支援をしてまいりたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間は2時45分といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今任期の質問のしんがりを務めさせていただきます。

質問は2項目です。はじめに、小淵沢駅周辺事業について伺います。

9月1日に開催された、小淵沢駅周辺地域活性化計画に関するワークショップでは多くの方から活発な意見が出され、小淵沢駅周辺事業に対する関心の高さが強く示されました。そのと

きに出された意見を踏まえ、以下伺います。

- 1．事業の進め方についての市の説明不足や市民からの提案の取り扱い方法を巡って市に対して厳しい意見が続出しましたが、今後の市の対応をどのように考えているのでしょうか。
- 2．南北自由通路の建設を求める声は非常に大きいものです。市民の要望に市はどのように答えていくのでしょうか。
- 3．駅前周辺の安全性を高めるためにロータリー出入口の交差点、改良が必要です。このためにはJRほか地権者や関係者の協力が欠かせませんが、市はどのように対応しているのでしょうか。
- 4．駅舎と道路の段差をなくす、あるいは緩和することが歩行者や車の走行を安全にしますが、そのための対策は、

2項目めは、随意契約による市未利用地売却についてです。

市未利用地の売却は、行財政改革の一環として推進すべきと私も思っております。しかし市未利用地を売却する方法は原則として一般競争入札によるものとするとしてされており、随意契約により売却する場合は、明確な基準に基づいた公平・公正さと説明責任が特に求められていると考えます。

以上の観点から、以下質問いたします。

- 1 随意契約による市未利用地売却は、どのような手順を踏んで行われているのでしょうか。
- 2 ．予定価格の決定に5種類の方法、売買実例、公示価格、固定資産税評価額、鑑定評価額、国または県による買収、または払い下げ価格の方法がありますが、どの方法を採用するのか、どのように勘案して決定するのでしょうか。
- 3 ．書類がなく随意契約になった理由が分からない案件がありますが、これでは説明責任が果たせないのではないのでしょうか。
- 4 ．地区長および近隣土地所有者の同意を得ている案件もありますが、同意についての記載がない案件も多くあります。無用なトラブルが生じるのを未然に防ぐために、近隣土地所有者等の売却同意者が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅周辺事業について、いくつかご質問をいただいております。

事業の進め方についての、今後の市の対応についてであります。

駅周辺の地域活性化計画策定のためのワークショップにおいて、市民の皆さまから多くのご意見をいただきました。このご意見をさらに小淵沢駅周辺地域活性化計画策定委員会で検討していただき、活性化計画に反映させてまいりたいと考えております。

また、ワークショップでは多くのご意見をいただいたことから、活性化計画の市民説明会を実施したいと考えております。

次に随意契約による市未利用地売却について、いくつかご質問をいただいております。

随意契約による市未利用地売却の手順についてであります。

随意契約による市未利用地の売却につきましては、当該土地が将来にわたり公共の目的のために利用する計画がない土地であるか等の確認を行い、北杜市未利用地売却事務要領に基づき事務処理を行っております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

随意契約による市未利用地売却について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予定価格の決定についてであります。

予定価格の決定につきましては市有地の面積、形状、勾配等により低額であると見込まれる場合には近傍における固定資産税評価額をもとに算定し、予定価格がおおむね100万円以上となる時、または不動産鑑定士による鑑定評価にかかる経費が見込み予定価格のおおむね20%以下となる時は、不動産鑑定士による鑑定評価額を予定価格としております。

次に随意契約になった理由が分からない案件についてではありますが、随意契約理由が記載された書類は、文書保存が不適切だったため提示できませんでした。今後は適切に管理してまいります。

次に、地区長および近隣土地所有者の同意の必要性についてであります。

随意契約による売却の条件としては公的な性格上、特に必要とされる場合のほか財産の使用許可を受け、長期間当該市有地を使用している人や袋地・不整形地等で隣接土地と一体利用することによって利用効率が高まる場合などとしています。この場合、原則として境界測量は行わず登記簿上で売却するため、近隣土地所有者等の境界立会い等は必要ないものと考えております。

また一般競争入札により売却をする場合は、インターネットオークション等により売却するための測量や鑑定評価を行い、事前に隣接所有者と境界確認のための立会いを行っております。

市未利用地の売却についてはできる限りトラブルとならないよう努めながら、売却による自主財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅周辺事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、南北自由通路の要望についてであります。

平成23年7月の基本構想の市民説明会でも述べましたが、現時点において駅東側に巨摩跨線橋、駅西側に地下通路があること。また、駅北側の現在の道路等の整備状況および南北自由通路の建設費には多額な経費を要する見込みであることなどに鑑み、南北自由通路の建設は現在、想定しておりません。

次に、駅前周辺の安全性を高めるためのロータリー出入口交差点の改良についてであります。

現在、駅出口から西側の道路と総合支所に向かう東側の道路幅員の違いや現駅舎へ上る道路

の勾配が急であるため、安全性が充分でない状態にあります。駅前の円滑な交通整理を行うために、出入口の交差点改良についても検討してまいります。

次に、駅舎と道路段差の緩和についてであります。

駅前の市道と駅前広場は、現状で約2メートル以上の段差があります。

駅前広場の高さを下げることにつきましては、費用対効果等を勘案すると非常に難しいと考えております。現時点での計画では新駅舎からロータリー出口に向かい、歩行者や車の安全を考慮し、またバリアフリー新法の基準に沿って、緩やかな勾配にする計画で検討しております。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

質問残時間3分でございます。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、最初に小淵沢駅周辺事業について伺います。

ワークショップで市民の方たちが、あの場で言っていたことは今まで自分たちが言ってきた意見はどうなったのか。それがどのようにここに反映されているか。そういう説明がまったくない。皆さん大変熱心で、いろいろな今までの説明会にすべて出られている方たちがおっしゃっていたことです。やはり説明ということが、皆さんが納得する説明ということが大事ですし、あの場ではそれが足りなかったとしか、市民の皆さんの反応では言えなかったのではないかと思いますので、これから市民説明会という、今後のこともおっしゃっていただきましたけども、今までの意見をどうするのか。それからそういうことも含めて、ご答弁を願いたいと思います。

また南北自由通路の建設ですけども、たしかに今、財政が厳しい中で大変なコストがかかるということは分かります。しかし道路や鉄道、鉄道の線路や駅が町を分断してしまう。それをどうにか人を動かすのに、どうにかしなければいけないというのを常にそういう場合の課題だと思います。巨摩跨線橋は改修によって勾配が急になって、歩くのが怖いと実際にお年寄りの方たちは言っていますし、これから冬になったらどうなるんだろうと。多くの方が心配しています。また大体、地下通路とおっしゃいましたけども、そこは何年か前に浮浪者がいて子どもたちが通れない、PTAはどうするかということで問題になったところでもあり、通るのが楽しい場所ではないです。そういうことも踏まえて、南北自由通路を今後、ただ市としてこれが必要なかどうか、今後のことも含めてお話しいただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

野中議員から2点のご質問、再質問をいただいております。

市民の皆さんがこれまで言ってきたご意見がどのように反映されたのか、そのあたりの説明がないということでございます。

たしかに一つひとつの項目について、個別に説明が十分にされなかったということはもちろんあるわけではありますが、不十分だというご指摘ではありますが、私どもなりに市民のほうの説明会もして、それらの意見を踏まえてこういう基本構想がまとまりましたという説明会は昨

年に行ったというところでご理解をいただきたいと思うんですが、つい先ごろのワークショップでまたまた、さまざまなご意見をいただいたわけでありまして、ご指摘があったような言葉を踏まえた中で、それらについてはこれから計画している説明会の中で十分、説明をしていきたいというふうに考えております。

それから2点目でありますが、南北自由通路につきましては市が必要であるかどうか、どのように考えているのかというふうな質問につきましては、私どもはこれはあったほうが良いというふうに考えております。

ただ、今この時点で必要かというふうに聞かれれば、現時点でまだその時期ではないと。将来的に南北自由通路を建設するという事まで否定するものではありません。将来的には当然、財政的な状況を勘案しながら然るべき時期に、当然、北口の整備といったところらへんと絡めた中で計画しなければならぬだろうというふうに思っております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

やはり市民の皆さんは、まだで上がる前に今のうちに言うべきことを言っていこうと思って一生懸命になっているんだと思います。そしてワークショップでも将来、南北自由通路について、将来的にはこういうところに通すことは可能だということを芸大の先生がおっしゃっていたことに対しては皆さん大変納得していたと思いますので、そういうことも含めてはっきりと市の側も言っていたいただければと思いますが、そのへんをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

野中議員の再々質問にお答えをいたします。

当然、この間のワークショップでそんなご意見もあったわけですから、それについてもお答えをしなければならないだろうというふうに考えております。市の今、考えている事柄をるる説明する中でご理解いただくべきところは、ご理解をいただかなければならないのかなど。市が考えているのは、不必要だといっているわけではありません。将来的にはそれを必要とする時期がくるだろうと。ただ、今この時点で南北自由通路だけを取り上げて建設するか、しないかという議論をしても、ちょっと現実味がないのかなというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君、49秒です。

○5番議員（野中真理子君）

それでは2項目めですけれども、随意契約による売却というのは特殊な例、一般競争入札が原則、それははっきりとさせた上で皆さんが納得した売却をするべき、特に近隣とのトラブルができる限り生じないようにするというようなご答弁でしたけれども、市が売却をすることによって、仲良くしようと思っている近隣の皆さんがケンカをするようなことがあっては、私はあってはならないことだと思います。そのへんのもう一度ご答弁を願いたいと思いますし、手順についてもう少し詳しいご説明をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

一般競争にする場合でありますけども、先ほど答弁したとおり、ある程度、鑑定評価の経費、そういったものも勘案しながら100万円以上であるか、またそれに相当するかどうか、それ以下であるかどうかというようなことを前提の中でやっておりますけども、一般的に多くのケースが、随意契約という形でやっているものは例えば馬入れにするために市有地の、本当に小さいところでありますが、赤線とか青線のそういった一部を購入したいというふうな申し入れ等がほとんどであります。そういった場合には、赤線等については一応、近隣とのそういった関係者との調整やら、そういった確認等も行いながらやっているわけでありますけども、原則的には小さいケースのものが多くという中で、随意契約による扱いがほとんどでありますので、特に同意を必要とするようなケースというものは生じていないという状況であります。特別、分筆を必要とするとかの場合については当然、境界の位置を確認しなければなりませんので、そういった場合には立ち会っていただきながら、境界の確認立会書としての同意も得たりする中でやっております。

また、申請に基づいて売却するということには発展していくわけありますので、そういう小さな残地などがほとんどであるため、測量費をかけて行うまでの必要性がないということも判断しながら、登記簿上で移動するということから相手との境界確認をしないという承諾を得ている中で行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時02分

平成 2 4 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 6 日

平成24年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成24年9月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第2 認定第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第3 認定第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第10号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第11号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第12号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第13号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第14号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第16号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第17号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第18号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第19号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第20号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第21 認定第21号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第22号 平成23年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第23 承認第5号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第24 議案第86号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第87号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第26 議案第88号 北杜市水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第89号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第90号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第91号 北杜市障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第92号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第93号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第94号 北杜市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第95号 北杜市高根ふれあい交流ホール条例等の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第96号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第97号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第98号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第99号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第100号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第105号 動産の購入について((仮称)長坂統合小学校 中型スクールバス)
- 日程第40 議案第106号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第41 請願第3号 取り調べの全過程の可視化を求める請願書
- 日程第42 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第43 議案第85号 北杜市甲斐駒センターせせらぎ条例の制定について
- 日程第44 議案第101号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第45 議案第102号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第46 議案第103号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第47 議案第104号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第48 議案第107号 訴えの提起について(損害賠償請求事件)
- 日程第49 発議第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

- 日程第50 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第51 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第52 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第53 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第54 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第55 諮問第7号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第56 諮問第8号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第57 諮問第9号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第58 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第59 議員派遣の件
日程第60 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小須田稔 | 2番 中山宏樹 |
| 3番 相吉正一 | 4番 清水進 |
| 5番 野中真理子 | 6番 篠原眞清 |
| 7番 風間利子 | 8番 坂本静 |
| 9番 小林忠雄 | 10番 中嶋新 |
| 11番 保坂多枝子 | 12番 利根川昇 |
| 13番 千野秀一 | 14番 小尾直知 |
| 15番 渡邊英子 | 16番 内田俊彦 |
| 17番 坂本治年 | 18番 秋山九一 |
| 19番 中村隆一 | 20番 清水壽昌 |
| 21番 秋山俊和 | 22番 渡邊陽一 |

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
須玉総合支所長	中山健教	高根総合支所長	小尾善彦
長坂総合支所長	輿石君夫	大泉総合支所長	浅川一彦
小淵沢総合支所長	由井秀樹	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	山内一寿
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、堀内明野総合支所長は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに市長から本定例会に追加する議案として、議案1件が提出されました。

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 秋山九一議員、報告をお願いいたします。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

平成24年第2回峡北地域広域水道企業団議会定例会報告書、朗読をもって報告といたします。

峡北地域広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。

平成24年第2回峡北地域広域水道企業団議会定例会が9月5日、水曜日、午後2時より企業団事務所議場において開催されました。

出席議員は相吉正一議員、小林忠雄議員、小尾直知議員、渡邊英子議員、中村隆一議員、清水壽昌議員と私の7名でございました。

今回の定例議会に提出された議案は決算の認定を含めた議案1件、報告案件1件の2件であります。

議案の概要について、説明いたします。

まず議案第3号 平成23年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処理分利益余剰金の処分及び決算の認定についてですが、平成23年度の水道事業収益の決算額は10億9,812万8,903円であり、その主なものは給水収益である営業収益の10億7,707万5,680円であります。

なお、年間総供給量は736万1,647立方メートルであります。そのうち北杜市へは年間411万3,541立方メートルを供給し、給水料金は6億8,213万2,500円となりました。

また北杜市の基本水量に対する使用率は約63.3%であります。昨年度と比較いたしますと総供給量で22万2,294立方メートル、使用率で5.7%の増加となりました。

一方、水道事業費用は決算額8億1,318万2,587円であり、その主なものは営業費用の6億9,196万3,016円であります。これらの状況から平成23年度の損益計算による当年度未処分利益余剰金は2億8,065万5,152円となりました。この余剰金につきましては、次年度以降の企業債償還金および建設改良費に充当するため、減債積立金および建設改良積立金として処分するものであります。

次に資本的収支につきましては、収入が7,034万5千円あります。これは企業債元金償還分としての構成市からの出資金であります。支出につきましては4億7,020万7,

517円であり、その内容につきましては大門浄水場中央監視装置監視機能更新工事、大門系TM/TC監視装置更新工事などの建設改良費であり、1億6,045万9,425円および民間等資金の償還分を含めた企業債償還金3億974万8,092円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、過年度分消費税および地方消費税、資本的収支調整額、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調査額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金ならびに建設改良積立金の補填しております。

次に報告第1号 平成23年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてですが、これにつきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。平成23年度決算に基づく資本不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告がありました。

以上、このたびに企業団議会定例会に提出されました諸案件につきましては、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

なお、本定例会におきましては一般質問の通告はありませんでした。

以上をもちまして、峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第2 認定第2号 平成23年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員会委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

決算特別委員長、清水壽昌君。

清水壽昌君。

○決算特別委員長（清水壽昌君）

平成24年9月26日

北杜市議会議長 秋山俊和様

決算特別委員会委員長 清水壽昌

北杜市議会決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月4日の平成24年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を9月10日、11日、12日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

- 認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第10号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第11号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第12号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第13号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第14号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第16号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第17号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第18号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第19号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第20号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第21号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第22号 平成23年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上22件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「普通地方交付税について、平成24年度における基準財政需要額、基準財政収入額および交付基準額は、また平成27年度から平成32年度までに特例措置が段階的に廃止されることによる削減額は」との質疑に対し「平成24年度の基準財政需要額は175億9,229万1千円、また基準財政収入額は60億2,154万2千円となり、これらを差し引いた115億7,074万9千円が交付基準額である。しかし北杜市の一本算定となると、基準財政需要額は134億218万1千円、対する基準財政収入額は59億8,673万7千円で、差し引き74億1,544万4千円が交付基準額となる。そのほか旧町村単位で計算される臨時財政対策債の振替相当額は13億6,419万5千円であり、市の一本算定になった場合、振替相当額は10億8,807万円となる。このため、普通交付税で影響を受ける部分と臨時財政対策債として影響を受ける部分を一本算定額と合併算定替えした額とを差し引くと44億3,143万円となり、この額が平成32年度に合併特例措置が廃止された場合に影響を受ける実質交付税相当額である。なお、平成24年度の交付税から段階的に平成27年度は4億4,314万3千円、平成28年度は13億2,942万9千円、平成29年度は22億1,571万

5千円、平成30年度は31億200万1千円、平成31年度は39億8,828万7千円が減額となる」との答弁がありました。

次に「平成21年度からの経済対策関連の交付金により、本市は繰り上げ償還や基金の積み立てを行うとともに臨時財政対策債の発行を抑えることができ、平成23年度の決算は良好と判断するが、平成32年度の交付税削減に伴い抑制しなければならない額について、本年度の実質単年度収支をもとにした試算はしているか。また、財政への影響をどのように見通しているか」との質疑に対し「甲陵中・高等学校特別会計を含む普通会計における平成23年度実質収支額5億9,050万3千円から平成22年度の単年度収支を除き、基金積立額と臨時財政対策債の未発行分を足すなどした実質単年度収支は、27億4,484万3千円の黒字となる。これは国からの交付金による効果であり、市の財政は良好な状況である。しかし、平成32年度には44億3,143万円の交付税が削減されることとなるので、交付税制度の変更がないと仮定しても、本年度の実質収支額を差し引くと16億8千万円余が不足することになる。今後、交付税については永久的に現制度が維持される保障はなく、また国の交付金もこれまでと同じように手厚く交付されるとは考えていない。16億円余の不足額は決算上の数値であり、予算を編成する上では、この額を上回る25億円以上の歳入を確保するか歳出を抑制することが必要であると想定している」との答弁がありました。

次に「このとり支援事業について制度を知らない、申し込み方法が分からないなどの理由により活用されていないのではないかと。この制度をより多くの悩みを抱えている方々に利用してもらうための工夫を考えているか」との質疑に対し「平成21年度14名の助成、4名の妊娠。平成22年度17名の助成、5名の妊娠。平成23年度は9名の助成であったが、残念ながら妊娠された方はいなかった。今後も広報紙への掲載や健診等の機会を通じて周知を図っていく」との答弁がありました。

次に「生活保護費の過年度分の返金について、みずから届け出ない場合、その実態をどのような状況で把握するのか」との質疑に対し「年に1回、課税調査を行い、所得を把握できる方については給与明細等の提出を求め、額を算出している。また住民からの通報などにより調査を実施している。なお、保護開始の際には就労による収入額がすべて保護費から差し引かれるわけではなく、一定の控除がある旨を説明し、就労時には福祉事務所へ報告するようお願いをしている」との答弁がありました。

次に「保育園の第2子以降無料化が開始されて3年が経過した。第2子以降無料化に伴う保育料の影響額はおよそ7千万円と聞く。それ以外の未満児増加による保育士増員に伴う賃金等の影響額は」との質疑に対し「保育園の第2子以降無料化が始まる前の平成20年度末の保育士の実数は、正職員については出産育児休暇等の数を除き70名、臨時職員60名、合計130名。無料化が始まり3年経過する平成23年度末は正職員71名、臨時職員81名、合計152名で無料化開始前と比較し22名の増員である。また正職員および臨時職員を含めた賃金は、開始前の平成20年度が6億9,238万8千円。開始後3年経過する平成23年度が7億6,517万7千円で7,278万9千円の増額である。また、保育園に入所している市内の園児数は20年度末は1,181名。平成23年度末は1,129名である。また1人の保育士が保育できる園児数の基準として0歳児は3名。1ないし2歳児は6名。3歳児は20名。4歳以上児は30名となっている。保育士の増加は、障害児の増加による加配も一因であるが、主たるところは子育て世代の就労支援、経済的支援につなげるための市の施策であ

る第2子以降無料化により、1人の保育士が保育できる園児数が少ない0、1、2歳児が増加したことによるものである」との答弁がありました。

次に「北部ふるさと公苑地域対策等補償料450万円の4地区に対する内訳と地元との話し合いの状況は」との質疑に対し「長坂町柿平地区156万円、鳥久保地区94万円、中丸地区141万円、日野地区59万円である。平成24年度の補償料については地元と交渉した結果、減額することができた」との答弁がありました。

次に「梨北農業協同組合に営農指導のための補助金が500万円交付されているが、その内容は。また幅広く先進的な営農指導を期待しているがいかがか」との質疑に対し「営農指導のための補助金752万6千円を梨北農業協同組合管内の北杜市、韮崎市、甲斐市の3市で組合員数、耕地面積を基準に負担しており、うち北杜市分は66.5%で500万円である。12名の営農指導員が米、野菜、農薬、畜産、新しい作物の作付けなどの指導を行っている。今後なお一層の指導力強化をお願いしていく」との答弁がありました。

次に「北杜市担い手事業における農地集積補助金について、どの程度の農地を集積でき貸し付けできているのか。また、果樹には初期投資がかかる。リース樹園地整備事業の充実を図り、新規就農も促進していくべきと考えるがいかがか」との質疑に対し「農地集積補助金、農業機械の補助、農地プランなどにより年々新規就農者は増加傾向にある。効果が出ていることは間違いない。しかし新規就農者の多くは有機栽培を目指すため農地条件があり、希望どおりの農地貸し付けができない場合もある。リース樹園地整備事業については現在、小淵沢にある農業法人がブドウ棚にこの事業を受け、醸造用ブドウの栽培を行っている。新規就農者、法人という枠はあるが、幅広く活用できるよう事業主の県にも働きかけていきたい」との答弁がありました。

次に「エコひいき地産地消協力店登録検討委員会について、登録店数および地産地消の効果は」との質疑に対し「エコひいき地産地消協力店登録検討委員会は農林畜産物の流通関係者、消費者団体代表者、学識経験者、行政関係者で構成されている。エコひいき店の登録は52件の申請があり、うち49件が登録されている。内訳は飲食店・宿泊業者23件、食品加工業者12件、直売所・小売店14件である。現在、ホームページでエコひいき店をPRしている。エコひいき店同士や生産者と業者のマッチングがされており、これにより小麦の生産量が増加している。また夏イチゴを使ったケーキやひまわりでの蜂蜜づくりなど、地産地消のためにそれぞれが新たに商品開発に努めている」との答弁がありました。

次に「観光コンシェルジュ育成事業について、1,159万2千円の委託料を支払っているが内容と成果は」との質疑に対し「緊急雇用創出事業の中の地域人材育成事業として実施している。将来、本市の観光を担う人材づくりとして若年者を雇用し、1年間の研修を行っている。具体的には甲府市内の大手ホテルへの長期研修、市内観光施設での研修などである。市内観光施設に就職し、市の観光振興のリーダー的な役割を担ってもらいたいと考えている。委託先はハケ岳ツーリズムマネジメント。平成23年度は3名を雇用している」との答弁がありました。

次に「橋梁維持費について、三村橋の下部調査の内容は」との質疑に対し「三村橋の下部測量設計については、橋台部分のコンクリートの中に含まれている鉄筋の配筋調査、目視による表面の状況調査等、橋台の内部の詳細な調査を行った」との答弁がありました。

次に「生涯学習関係の施設や団体の予算は厳しい状況であるが、ホール事業の中には相当の

経費が掛けられているものが見受けられるが見解を求める」との質疑に対し「これまでホール事業の実施においては専門的なノウハウ等を要するところがあり、企画会社を通していたので割高になっていた。このため、平成23年度からホール運営検討委員会において事業の検討をしてきた。今後は、検討委員を中心に委員のネットワーク等を活用しながら、費用対効果を考へて事業を実施していく」との答弁がありました。

次に「地産地消給食費の993万円余の内容と今後、学校給食の地産地消をより推進するためにも、市の取り組みを保護者等に説明していく必要があると考えるが見解を求める」との質疑に対し「各調理施設に1食当たり12円66銭で予算配分し、地元食材を調達している。平成23年度の地産地消率は重量ベースで41.9%であった。市は一般財源を投入して給食費の現状維持に努めながら、地産地消を推進していることをPTA総会等で保護者などにPRしてもらえよう、定例校長会をとおして学校にお願いするとともに家庭に配布される献立表にも地元食材を使用していることを明記するなど周知を図っている。今後も地産地消を推進し安全・安心な給食の提供に努めていく」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「リーマンショック以降の経済不況の影響で市内の雇用も低下しており、失業者は増加している。このため市民生活の苦しさは市税や国保税の滞納にも表れ、その額は高額になっている。市は合併によって「住民福祉サービスは高く負担は低く」を目標としたが国保税や介護保険料は高くなり、サービスも統一により後退している。今必要なことは市民の暮らしを支える、安心させる施策を行うことであるが、平成23年度決算において庁舎建設基金に約4億円を積み立てている。今、市が行うことは庁舎建設のための積み立てを行うことではなく、国保税の引き下げや子ども医療費無料化の年齢拡大であると考えるので反対。一方、「平成27年度以降、段階的に交付税が削減され平成32年度には約44億3千万円余の減額が予想され、平成23年度実質単年度収支額27億4千万円余から平成32年度に予想される交付税の減少額を差し引くと16億8千万円余の不足が見込まれる中、平成23年度決算における市債残高は841億円余で、前年度末残高874億円余から約33億円減少している。また一般会計における基金残高は141億円余となり、前年度より約20億円の増加となっている。さらに実質公債費比率は前年度の18.8%から17.5%となり、起債許可団体から脱却するとともに、将来負担比率においても前年度の108.4%から99.5%に下降している。このことは交付税の削減に備えた堅実な財政運営の結果と評価するもので賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「現年度における国保税の滞納金額1億987万円余は何世帯分か。また、短期証の交付件数は」との質疑に対し「滞納件数は834世帯、短期証は401世帯に交付した」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第3号 平成23年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「後期高齢者医療保険料の現年度普通徴収における滞納者数は」との質疑に対し「滞納者は325人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第4号 平成23年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「2款給付費において3,876万円余の不用額が生じている原因は」との質疑に対し「介護予防事業および地域支援事業を積極的に行ったことで、介護保険サービスの利用が減ったことによるものである。介護予防の成果である」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「水道使用料の現年度分は前年度と比較して約4千万円減少しているが、この原因をどのように捉えているのか」との質疑に対し「水道料金改定によるものである。現在、料金改定に伴う第1段階の経過措置をとっている。この段階での使用料は前年度と比較して約4千万円の減少が見込まれるとした想定範囲と捉えている。他の要因は、東日本大震災の影響で企業活動が停滞したことによるものと考えている」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第7号 平成23年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「一般会計からの繰入金が12億9,085万円となっているが、基準内および基準外の内訳は。また繰入金の削減について考えはあるか」との質疑に対し「基準内は10億7,772万3千円、基準外は2億1,312万7千円である。今後、第2次行政改革アクションプランに基づいて繰入金の削減に努める」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成23年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第8号 平成23年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 平成23年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成23年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 平成23年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 平成23年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成23年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成23年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成23年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成23年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成23年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成23年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成23年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第22号 平成23年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の16件については質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行い

ます。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

認定第1号 平成23年度一般会計歳入歳出決算書に反対の立場で討論を行います。

バブル経済が崩壊したあとリーマンショックが起こり、経済不況が一層深刻に続いております。日本においては正職員に代わり非正規労働者や派遣労働者が増加し、そのため労働者全体の賃金は10年前と比較しても低下をしています。この地域でも製造業の雇用が低下しており、失業も増加しています。市民生活の大変さは市民税の滞納額にも表われています。市民税の滞納額は昨年が7億4,400万円、今年度が6億5,900万円と高い水準で維持していることにも表われております。国保税の現年度の滞納は1億900万円にもなっております。

今、必要なことは市政が市民の暮らしを支え、安心させる施策を行うことが重要であります。市庁舎建設について、市民の声は財政が厳しいのにほかに使うところがあるのではないか。まだ使えるのであれば先に延ばし、生活に密着したところにお金を使ってほしい。市庁舎の建設は市民生活が安定してからでよい。暮らし、福祉、子育て支援に有効に予算を使ってほしいとの願いがあります。

第1に、歳出の中で基金への積立金合計は26億6,900万円。この中に庁舎建設基金積立金へ4億300万円を超える積立金を行っております。

第2に、一般会計から簡易水道事業特別会計に7億7,300万円を繰り出しておりますが、その中には2億5千万円余、使っていない水のために支払っております。市内の給水人口は横ばいであり、使っていない水への支払いは合併してから8年間の累積では約20億円ともなります。責任買い取り制、決まっているからと対策を立てなければ無駄な支出が増えます。ダムを設置した県に対して、水の浄化に常時活性炭を使っているダム水であり、費用などは当然、山梨県に求めていくべきものではありませんか。

そして第3に山梨県人事委員会に準拠して市職員243名の分、総額約432万6千円の給与減額を行っております。昨年は東日本大震災復興に不眠不休で仕事を行ってきた職員の仕事を評価することもなく、平均年間給与は行政職で1万3千円の減額となっております。前年度も職員給与の減額が行われております。このことは地域経済への悪影響とともに民間の賃金を下げる悪循環に陥ります。公務員の賃下げは地域経済に及ぼす影響が大きく景気低迷につながります。

第4に、北部ふるさと公苑地域対策補償料450万円が支払われていることにあります。整備される以前は道路付近まで汚物が広がり、悪臭も強く人が近づきたくない、いわゆる迷惑な施設でしたが今は違います。長坂町の4地区へは20年以上にわたり補償を行ってまいりました。もう地域に補償する役割は終わっており、廃止すべきものと考えます。

今、不況の長期化による収入減と税金の支給減額によって市民の中から暮らしを支え、福祉を充実し、子育て支援の強化を求める声が高まっております。市民税や国保、年金を払うと手

元に残るお金が10万円以下になってしまう。家賃、食費、雑費を出すとマイナスの生活です。また国保税はあまりにも高い。払える額にし、そして病気や失業のときには減免制度を設けるべきだ。また40代の主婦は大人が病気になっても売薬で済ませている状況、でも国保税の支払い月はやりくりが大変です。こうした声が生まれております。

子育て支援において、子どもの医療費中学3年生までの助成実施は約7,600万円あれば実施できると試算しています。山梨県内で小学校3年生までの水準は北杜市だけとなっています。市内国保加入世帯約9,500世帯、1世帯1万円の引き下げは約9,500万円あればできます。合併によって住民福祉はサービスは高く負担は低くを目標としてきましたが、国保税や介護保険料は高くなっております。サービスの統一により後退しております。暮らしを応援することが今、大切です。今、市政で行うことは市庁舎建設に積み立てを行うのではなく、国保税の引き下げ、子どもの医療費の無料化の年齢拡大が必要だと考えます。

以上を述べて、認定第1号の反対討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論いたします。

歳入総額307億2,920万7千円。歳出総額295億9,472万6千円。歳入歳出差し引き額11億3,448万1千円。翌年度へ繰り越すべき財源は5億7,537万7千円。実質収支額5億5,910万2千円で、歳入の内訳の主なものは地方交付税127億4,758万7千円であり41.5%。市税70億2,149万円、22.8%。国県支出金44億4,133万円、14.5%。市債22億5,740万円、7.3%であります。

歳出につきましては、性質別に分析いたしますと公債費15.8%、繰出金15.0%、物件費13.3%、人件費13.2%、普通建設費12.5%、補助費等11.6%、扶助費9.2%、積立金9.0%、その他0.4%であります。

特に財政調整基金の取り崩しおよび臨時財政対策債の借り入れの回避、特別地方交付税の11億9千万円余の獲得は市当局をはじめ、職員の皆さまの努力の結果であると考えます。また市税も法人税等の減額を固定資産税で押し上げ、収納課設置の効果もあり前年を上回ったこと。また、北杜市の魅力を国内外に発信してきた賜物であります。山紫水明のふるさとの特徴を生かした自然エネルギー事業の推進、地産地消、食育、子育て支援、リトリートの杜事業、新規農業者育成事業、緊急雇用ふるさと雇用等の成果であると考えます。

一方、繰上償還に積極的に取り組んだ結果、実質公債費比率は17.5%となり、起債許可団体から脱却することができました。また将来負担比率も99.5%となり、100%を下回ることができました。また基金については約19億円の増加で141億円となりました。実質単年度収支は約27億円ありますが、過去の経済対策交付金の33億円余の効果であり、平成32年には44億円の实質交付税の減額が見込まれ、23年度ベースでも約17億円が資金不足となると予測されております。将来を考えると25億円の資金不足が考えられますが、今後も福祉および子育てなどの施策は恒久的な財源を確保するべきであり、単年度収支の剰余金で考えるべきではない。また将来の子どもたちに明るい未来を約束するために、慎重に検討すべきであると考えます。合併以来、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指して鋭意、努

力してきた成果は高く評価するもので今後の市政に期待いたします。

以上の理由によって認定第1号 平成23年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第23 承認第5号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告及び承認を求めることについてから日程第42 請願第4号 少人数学級実現義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書までの20件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第86号から議案第89号まで、議案第105号および請願第3号の6件について報告を求めます。

総務常任委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○総務常任委員長(保坂多枝子君)

朗読をもって報告をいたします。

平成 24 年 9 月 26 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 保坂多枝子

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は9月4日の本会議において付託されました事件を、9月18日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第86号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第87号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第88号 北杜市水防協議会条例の一部を改正する条例について

議案第89号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

議案第105号 動産の購入について（（仮称）長坂統合小学校 中型スクールバス）

請願第3号 取り調べの全過程の可視化を求める請願書

以上6件であります。

審査結果について申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第86号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

骨髄提供休暇について骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合についても休暇を取得できるよう所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第87号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

大規模広域な災害に対する即応力の強化等を目的として、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、北杜市防災会議条例および北杜市災害対策本部条例について所要の改正を行うものであります。

「災害対策基本法では「都道府県防災会議の委員は当該都道府県知事が任命する」とあり、地域防災会議の組織は都道府県防災会議の組織および所掌事務に準ずると規定されている。本市の防災会議の委員について、市長の任命から委嘱に改めるものであるが、上位法との関係上問題はないか」との質疑に対し「都道府県防災会議の組織および所掌事務に準ずるので、任命という表現でなくても支障ない旨、確認済みである。また本市の審議会等の委員については、市職員以外の方には委嘱という言葉を用いており、他条例等との統一を図るものである。また今回の法の改正に伴い、本市の実態に合った方々を防災会議の委員として選任できるよう改正するものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第88号 北杜市水防協議会条例の一部を改正する条例についてであります。

地域の水災および土砂災害の防止力の向上を図るため、水防法の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

次に議案第 89 号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法および国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地域決定型地方税制特例措置を規定するため所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 105 号 動産の購入について((仮称)長坂統合小学校 中型スクールバス)であります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に継続審査となっております請願第 3 号 取り調べの全過程の可視化を求める請願書についてであります。

紹介議員から説明を受けたあと質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「本請願書の趣旨に記述されている「警察のシナリオ通りの供述を引き出そうとする取り調べ手法は野蛮としか言いようがありません」との表現をどのように捉えるか」との質疑に対し「冤罪という取り調べの過程において行われた行為が述べられていると思われる」との答弁がありました。また「日ごろから無実の人が罪に問われることは、許されることではないと感じている。しかし、取り調べの全過程の可視化を図るには、被害者を保護する体制が整っていることが極めて重要である」との意見がありました。

質疑終結後、討論はなく、起立採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から承認第 5 号、議案第 90 号から議案第 96 号まで、議案第 106 号および請願第 4 号の 10 件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○文教厚生常任委員長(中嶋新君)

委員長報告書の朗読をもって、報告させていただきます。

平成 24 年 9 月 26 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 中嶋新

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、9月4日の本会議において付託されました事件を9月19日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

げます。

付託された事件

承認第5号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第90号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第91号 北杜市障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例について

議案第92号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例について

議案第93号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第94号 北杜市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第95号 北杜市高根ふれあい交流ホール条例等の一部を改正する条例について

議案第96号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

議案第106号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上10件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず承認第5号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

ひとり親家庭医療費助成対象者の所得制限が改められたため、関係条例において所要の改正が必要であり議会を招集する時間的余裕がないため、やむなく専決処分したものであります。

「この制度による対象者はどのくらいか」との質疑に対し「9月1日が受給者証の更新であり、現在の申請者数は238世帯、615人。うち今回の所得制限の見直しによる対象は64世帯である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第90号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

診療報酬について算定基準を明確にするため所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第91号 北杜市障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。

障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されるに伴い、関係する業務を障害者総合支援センターで行うこととするため、所要の改正を行うものであります。

「今回の改正で、障害者虐待防止センターの役割も担う障害者総合支援センターの人員は十分か。またどのような構成か」との質疑に対し「社会福祉士1名、保健師1名、非常勤嘱託の精神保健福祉士1名の現行体制で運営していく。今後、対応件数が大幅に増加すれば増員を検討する必要がある」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第92号 北杜市児童館条例の一部を改正する条例についてであります。

市内5カ所の児童館の休館日および開館時間を統一した規定とするため、所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

次に議案第93号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市保育園充実プランに基づき、高根地区および長坂地区において市立保育園の分園化を行うため所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第94号 北杜市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

長坂地区の小学校4校を統合し北杜市立長坂小学校を設置するため、所要の改正を行うものであります。

「長坂の放課後児童クラブを2つに並立した意味は何か。児童の振り分け方はどのようにするのか。また児童数が少ない1時期において1クラブで合同の対応が可能か」との質疑に対し「2つの放課後児童クラブの設置は、施設規模により国の補助金対象とするためである。校庭西側に新設する施設に1・2年生、道路を渡る既存施設に3年生と振り分ける予定である。合同の対応については、効率的な運用ができるよう今後、検討していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第95号 北杜市高根ふれあい交流ホール条例等の一部を改正する条例についてであります。

高根ふれあい交流ホール、須玉農村総合交流ターミナル内ホール、長坂コミュニティステーション内ホールの3ホールについてより有効的な運営を図るため、北杜市高根ふれあい交流ホール条例ほか2条例について、所要の改正を行うものであります。

「ホール運営検討委員会は、それぞれのホールに置くのか。委員について市民に周知しているのか」との質疑に対し「3つのホールに機能する組織である。この委員会の中でそれぞれのホールの特性を生かし、今後どのような自主事業を実施すべきか、指定管理にすべきか、使用料はどうするのかなど総合的に検討していく。市民の意見を吸い上げるためにも今後、広報紙やホームページを通じて周知を図っていききたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第96号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例についてであります。

泉小学校給食調理場は耐震基準に満たないことから廃止をし、北杜北学校給食センターへ統合するため、所要の改正を行うものであります。

「泉小学校給食調理場の北杜北学校給食センターへの移行について、保護者にはどのように説明を行ってきたのか」との質疑に対し「平成24年4月13日、PTA新旧評議委員会で状況および対応を説明。平成24年4月25日、PTA総会で状況および対応を説明。平成24年5月22日、臨時PTA総会でPTAからの質問への回答および説明。平成24年5月23日から31日、泉小PTAによる保護者アンケート実施。センター化もやむを得ないというPTAの結果であった。平成24年7月23日、北杜北学校給食センターについての保護者説明会。いずれも泉小学校において実施した」との答弁がありました。

質疑終結後、「説明不十分と感じている保護者が多数いる。継続して説明を行っていくべきであり反対」。一方、「アンケートの結果が多数によりセンター化やむなしと出ている。一日も早く安全・安心に食事させたいと保護者も思っている。ランチルームの設置はほかの学校にない手厚い対応である。センター化により、おいしい給食が提供できないというのは誤った認識。泉小学校で特別な献立があるとすれば、全市で提供していくべきであるので賛成」との討論が

あり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第106号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人登録制度が廃止されたことに伴い、規約の変更が必要となるため、地方自治法第291条の3第3項および同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであり、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてであります。

紹介議員から説明を受けたのち質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「義務教育費国庫負担制度における負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで本市にどのような影響が生じているのか」との質疑に対し「市町村立学校職員給与負担法で、市町村立学校の教職員の給与は全額都道府県が負担することと定められており、国は義務教育費国庫負担制度のもと、県の実支出額の3分の1を負担することとしている。しかし、平成18年に国の負担割合が2分の1から引き下げられ、都道府県の負担が増加したことで山梨県の財政は厳しい状況である。このため、北杜市では市単での教員確保を余儀なくされている」との答弁が紹介議員からありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく採択すべきものと決定し、併せて委員会として発議し、国へ意見書を提出していくことに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第97号から議案第100号までの4件について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○経済環境常任委員長（小尾直知君）

平成24年9月26日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 小尾直知

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、9月4日の本会議において付託されました事件を9月20日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第97号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第98号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 99 号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第 100 号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
以上 4 件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず議案第 97 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法施行令の一部改正に伴い、特定施設から排出される排水の水質基準が追加されたことにより所要の改正を行うものであります。

「1.4 - ジオキサンとはどのような物質か」との質疑に対し「エーテル類に分類され、可燃性の液体で発ガン性のある有害物質である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 98 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正により、屋外広告物法および山梨県屋外広告物条例等に基づく事務を市において処理するため、所要の改正を行うものであります。

「今後、市はどのように事務を推進していくのか」との質疑に対し「市内で新規または更新して看板を設置しようとする場合、看板の設置者は市にその旨、申請しなければならない。その際、今回の条例改正による申請手数料を納めることになる。現在、市内には無許可の看板が多く、週 1 回シルバー人材センターにパトロールを委託し、職員が指導にあたっている。併せて申請の手続きをお願いしている。県条例の事務移譲であり、県を含めた市町村担当者会議において、適切な対応方法について打ち合わせを行っている。市は県から事務移譲を受けて以来、広報紙やパンフレットを各戸に配布するなどして周知を図ってきたが、今回の改正に伴い改めて広報紙で周知を図る」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 99 号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

市営住宅について低所得者に対し安定的な賃貸を図ることを目的に、住宅の用途変更をすることおよび福島復興再生特別措置法の施行に鑑みて、入居者資格について所要の改正を行うものであります。

「同じ市営住宅で家賃格差が生じるが入居者の理解が得られるか」との質疑に対し「中堅所得者には入居基準を契約時に説明し理解の上、入居してもらっている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 100 号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

特定公共賃貸住宅について名称および位置を明確に規定するため、所要の改正を行うものであり、質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これから、承認第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第86号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第87号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第88号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 88 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 89 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第 89 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 90 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第 90 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 91 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第 91 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第92号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第93号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第94号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ました。

次に、議案第95号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第96号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第96号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第97号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第98号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第99号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第100号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第105号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第105号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第106号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第106号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

この採決は起立により、行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第3号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を願います。

(起立なし)

起立なしです。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、請願第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

した。

○議長（秋山俊和君）

日程第43 議案第85号 北杜市甲斐駒センターせせらぎ条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

議案第85号 北杜市甲斐駒センターせせらぎ条例の制定について、説明をさせていただきます。

この条例は、地域住民の生涯学習活動の拠点施設として設置いたします北杜市甲斐駒センターせせらぎについて、公の施設として広く住民の利用に供するため、設置および管理について定めているものでございます。

2ページの条例の本文をお開きください。

第1条では設置の目的を謳っております。

第2条では名称および位置。

第3条におきましては施設の構成。

第4条では事業の内容。

第5条、第6条におきましては管理および職員。

第7条、第8条では利用の許可、制限。

第9条では使用料。

第10条から第15条までは使用料の減免、還付、損害賠償、原状回復の義務、販売行為等の禁止、規則への委任をそれぞれ定めております。

施行期日は平成25年4月1日であります。

なお、附則におきまして北杜市武川教育福祉センター条例の廃止および北杜市公民館条例、北杜市図書館条例、北杜市総合会館条例、北杜市児童館条例、北杜市放課後児童クラブ条例の一部改正を行っております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第85号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第44 議案第101号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第101号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第2号)でございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,759万1千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を293億2,768万1千円とするものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費であります。

10款教育費、4項社会教育費の図書館システム整備事業3,321万円であります。これは老朽化している現在の図書館システムが、今後のシステムの不具合等に対応できない恐れがあることから情報機器等の購入を行うもので、システムの整備期間が年度をまたがるため、繰越明許費を設定するものでございます。

めくっていただいて、6ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為であります。

最初の項目につきましては、図書館システムの保守委託契約につきまして期間を平成25年度から平成30年度まで限度額を270万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

次の項目は、いずみ小学校の食堂棟の改築に伴う仮設の給食配膳室の賃貸契約につきまして、期間を平成25年度までとし、限度額を248万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

7ページをご覧ください。第4表 地方債補正であります。

今回の補正で限度額 880 万円の災害復旧事業債を追加するとともに、合併特例事業債を 5,160 万円増額して限度額を 22 億 5,890 万円とし、地方債の借入限度額総額を 38 億 3,520 万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2 ページ、3 ページをお開きください。

はじめに歳入であります。10 款 1 項地方交付税 1 億 5,239 万 1 千円であります。この補正につきましては一般財源といたしまして、普通交付税を充当するものでございます。

12 款 1 項分担金 502 万 1 千円ありますが、土地改良事業および農地災害復旧事業の受益者負担金でございます。

14 款 2 項国庫補助金 473 万 1 千円ありますが、社会資本整備総合交付金の増額補正でございます。

15 款 2 項県補助金 1 億 7,704 万 2 千円ありますが、主なものとしては梨北農業協同組合に対する穀物乾燥調整施設等再編整備事業費補助金が 1 億円。青年就農寄附金が 2,250 万円。農地農業用施設災害復旧費補助金が 1,869 万 5 千円などとなっております。

3 項県委託金 268 万 8 千円ありますが、圃場整備換地委託金 234 万 5 千円などがございます。

18 款 2 項基金繰入金 210 万円ありますが、尾白川渓谷道歩道橋の修繕に対する環境保全基金からの繰入金が 130 万円。芸術文化スポーツ振興基金からの繰入金が 80 万円となっております。

20 款 5 項雑入 1,321 万 8 千円ありますが、北杜サイトの売電契約単価の確定に伴う収入増が 1 千万円と、甲陵中・高等学校などに整備する太陽光発電システムに対する新エネルギー導入促進協議会からの補助金などがございます。

21 款 1 項市債 6,040 万円ありますが、図書館システム整備事業費や小中学校の耐震化事業などに充当する合併特例事業債が 5,160 万円。農地農業用施設災害復旧事業に充当する災害復旧事業債が 880 万円となっております。

次に 3 ページの歳出の説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費 457 万 8 千円ありますが、需用費の確定に伴う峡北広域行政事務組合負担金 347 万 3 千円などがございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費 1,476 万 6 千円ありますが、事業費確定に伴う障害者自立支援給付費の国庫負担金等の償還金 1,472 万 6 千円などがございます。

3 項生活保護費 320 万 7 千円ありますが、事業費確定に伴う生活保護費の国庫負担金償還金でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 1,514 万 7 千円ありますが、市役所本庁舎および道の駅小淵沢に電気自動車の急速充電器を設置するための経費 1,168 万円。甲陵中・高等学校および高根体育館に太陽光発電システムを整備するための実施設計費が 346 万 7 千円となっております。

6 款農林産業費、1 項農業費 2 億 2,060 万 7 千円ありますが、穀物乾燥調整施設等再編整備事業費補助金が 1 億 2,220 万円。団体営土地改良事業費が 2,533 万円。新規就農総合支援事業費補助金が 2,250 万円などとなっております。

7 款商工費、1 項商工費 535 万 6 千円ありますが、尾白川渓谷道不動橋の床板修繕およ

び川俣川溪谷遊歩道、獅子岩橋の移設などに要する経費となっております。

8款土木費、2項道路橋梁費5,983万4千円ありますが、市道補修事業費5,194万9千円。道路整備基本計画策定事業費が788万5千円などとなっております。

9款消防費、1項消防費990万円ありますが、防災行政無線のデジタル化に伴い使用できなくなった個別受信機と屋外アンテナの撤去、それから処分に要する経費として945万円となっております。

10款教育費、3項中学校費197万7千円ありますが、須玉中学校特別教室棟改築に伴う実施設計などに要する経費でございます。

4ページをお開きください。

4項社会教育費3,712万4千円ありますが、図書館システム整備事業費が3,321万円。社会教育施設整備事業費が311万4千円などでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費3,477万6千円ありますが、台風4号の風雨による農地および農業用施設の災害復旧に要する費用となっております。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第101号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第45 議案第102号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

議案第102号 平成24年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,752万5千円を追加し、予算の総額をそれぞれ37億4,435万7千円とするものでございます。

今回の補正は、平成23年度の介護保険事業の確定に伴う返還金と平成24年度に新たに実施する2事業のためのものでございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

まず、2ページの歳入でございます。

3款2項国庫補助金875万円は、介護保険事業費の補助金でございます。

4款1項の支払基金交付金であります458万3千円ですが、平成23年度の介護給付費の額確定に伴う追加交付金でございます。

8款1項繰越金419万2千円ですが、前年度の介護保険事業の繰り越しでございます。

3ページの歳出であります。

5款6項地域ケア多職種協働推進等事業費805万9千円は、家族介護者総合事業として家族介護者への相談支援を強化するとともに、家族介護者へのエスパイト事業等を実施する経費でございます。

8款1項償還金及び還付加算金877万2千円でございますが、これは精算に伴う国、県および支払基金への返還金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第102号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第102号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第46 議案第103号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

議案第103号 平成24年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ8億9,757万7千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが8款諸収入、1項の雑入でございます。1,100万円を追加し、総額を1,100万1千円とするものでございます。これは県営事業農村地域活性化農村整備事業、長坂地区の農道整備に伴いまして下水道管の埋設深が浅くなるためにこれを補正するための補償費であります。

3ページの歳出をお願いします。

2款1項事業費であります。1,100万円を追加し、総額を6,850万8千円とするものでございます。委託料100万円と工事請負費の1千万円で、農道整備に伴う下水道管の移設工事費用であります。

以上、よろしくご審議のほどご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第37条第3項の規定により委

員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第103号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第47 議案第104号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

議案第104号 平成24年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

1ページでございますけども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ351万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億418万3千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず2ページの歳入でございますけども、5款1項繰越金351万8千円は前年度からの繰越でございます。

3ページの歳出であります。

1款1項総務管理費288万4千円は、辺見診療所施設の特種建物定期検査報告による指摘事項を踏まえた建物の修理および外構の改修を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第104号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第104号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第48 議案第107号 訴えの提起について(損害賠償請求事件)を議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第107号 訴えの提起についてであります。

介護保険給付費について、請求の相手方である被告が起こした交通事故が原因により、市が支払った給付費については第三者行為として損害賠償を求めするため、訴訟を提起するもので本日、追加提案されていたところであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

次に、内容説明を担当部長に求めます。

名取総務部長。

○総務部長(名取重幹君)

それでは議案第107号 訴えの提起であります。損害賠償請求事件についてご説明を申し上げます。

議案書をお開きください。

地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず提案理由でございますが、介護保険の給与費におきまして、請求の相手方が発生させた事故が原因であることから、すでに市が負担をいたしました介護費用等につきまして第三者行

為として損害賠償を求めるために訴訟を提起するものでございます。

1 番目ではありますが、請求の内容でございますが631万7,651円の支払い等を求めるものでございます。

2 番、請求の相手方ではありますが、中央市若宮3番地2、塩澤和也および甲府市相生1丁目2番14号、山梨富士株式会社代表者の代表取締役 武藤健二であります。

3 . 受権事項としまして、必要に応じて和解をすることができるというものでございます。

4 番ではありますが、本件訴訟におきまして請求が任用されない場合は上訴することができるというものでございます。

以上であります、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第107号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第107号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第49 発議第2号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります中嶋新君から、提案理由の説明を求めます。

10番議員、中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

発議第2号

平成24年9月26日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 中嶋 新

賛成者

北杜市議会議員 小須田稔

〃 野中真理子

〃 利根川昇

〃 内田俊彦

〃 中村隆一

〃 坂本治年

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたち一人ひとりに丁寧な教育を行うことは未来への先行投資であり、極めて重要である。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があるため、この案を提出するものである。

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

2012年度の政府予算において、昨年、義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2年生については加配措置に留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保に努めることとされました。今後、少人数学級の着実な実行が重要です。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した今後の学級編成および教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として26人から30人を挙げています。このように保護者も少人数学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また暴力行為や不登校、いじめなど生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。

このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。本市でも不屈の精神と大志を持った人材の育成を市政教育の目標に据え、北杜市学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてはGDPに占める教育費の割合はOECD加盟国の

中で日本は最下位となっています。また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においてはぜひとも以下の事項を実施するよう要望します。

記

1. OECD諸国なみの豊かな教育環境を整備するため、小学校2年生から中学校3年生までの少人数学級の早期実現を図ること。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月26日

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上です。ご審議の上ご議決いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、発議第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第50 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件から日程第58 諮問第10号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件までの9件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、北杜市明野町浅尾新田521番地、遠藤均、昭和27年2月5日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第3号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市明野町上手4919番地9、望月さつき、昭和21年9月20日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第4号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市須玉町大豆生田493番地、赤岡恵美子、昭和31年1月30日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第5号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市高根町藏原1832番地、清水ゆき子、昭和22年2月15日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第6号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市長坂町大井ヶ森725番地、板山玉枝、昭和14年10月31日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第7号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市大泉町谷戸3968番地、小池敬親、昭和22年10月11日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第8号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市大泉町西井出1475番地、新藤恵、昭和27年7月29日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第9号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市武川町三吹2415番地、武藤長正、昭和18年7月22日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

次に諮問第10号、同じく人権擁護委員の推薦につきまして任期が満了となるため、新たにその後任候補者として北杜市武川町山高2586番地、小川昭二、昭和25年10月29日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

以上よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、諮問第2号から諮問第10号までの9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号から諮問第10号までの9件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号から諮問第10号までの9件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第59 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第150条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第60 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしま

した。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

ここで、白倉市長からあいさつがございます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ただいま議長から貴重な時間をいただきました。大変恐縮に存じますが、議会日程が終了するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会市議会に提出いたしました議案をご議決いただき、深く感謝を申し上げます。

議員各位ならびに私にとりましても、本定例会は任期最後の議会となりました。合併して8年、ふるさと北杜市の存在感を高め地域力を高めよう、そして人と自然と文化が躍動する環境創造都市を共に目指してまいりました。財政の健全化を一丁目一番地とし、しっかりとした北杜市の礎を築くため、ときに市民の皆さんにも痛みを伴う決断もしながら、私は市政発展のため全力で取り組んでまいりました。

この間、議員各位をはじめ市民の皆さんには格段のご指導・ご支援を賜りましたことに対しまして、改めて深甚なる敬意と感謝を申す次第であります。

おかげさまで微力ながら、なんとか市長の職責をまっとうすることができました。何とぞ議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますよう改めてお願いするとともに、ますますご健勝にてご活躍されますことを衷心よりご祈念申し上げます。

また私の最も近くにあって共に北杜市の礎を築き、さらに新しい扉を開くため日々職務に精励されました市職員の皆さん方にも心から感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。任期終了にあたり、私のあいさつとさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

9月4日に開会された本定例会は任期最後の定例会でありましたが、決算特別委員会および常任委員会が開催され、執行の皆さまには丁寧な答弁をいただき、また議員各位には連日のご審議をいただく中で本日23日間の全日程を無事終了することができました。

私も平成20年12月の臨時会におきまして議長に就任させていただいて以来、議員各位のご理解とご協力により、1期4年間にわたる職責をまっとうさせていただきましたことに対し心から感謝を申し上げますとともに、白倉市長をはじめ執行部の皆さまには円滑な議会運営に特段のご高配を賜りましたことに厚くお礼を申し上げ、以上をもちまして平成24年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時08分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	山内 一寿